

令和元年度文化庁委託事業

研究目的に係る著作物の利用に関する 調査研究

報告書

令和2年3月

一般財団法人ソフトウェア情報センター

本報告書は、文化庁の委託業務として、一般財団法人ソフトウェア情報センターが実施した令和元年度「研究目的に係る著作物の利用に関する調査研究」の成果を取りまとめたものです。

したがって、本報告書の複製、転載、引用等には文化庁の承認手続きが必要です。

研究目的に係る著作物の利用に関する調査研究

委員会

委員長

茶園 成樹 (大阪大学大学院高等司法研究科教授)

委員 (五十音順)

生貝 直人 (東洋大学経済学部准教授)

井奈波 朋子 (弁護士)

今村 哲也 (明治大学情報コミュニケーション学部教授)

太田 勝造 (明治大学法学部教授)

大淵 哲也 (東京大学大学院法学政治学研究科教授)

奥邨 弘司 (慶應義塾大学大学院法務研究科教授)

龍村 全 (弁護士)

田村 善之 (東京大学大学院法学政治学研究科教授)

前田 健 (神戸大学大学院法学研究科准教授)

前田 哲男 (弁護士)

オブザーバ

岸本 織江 (文化庁著作権課長)

大野 雅史 (文化庁著作権課課長補佐)

高藤 真人 (文化庁著作権課著作権調査官)

伊藤 拓 (文化庁著作権課法規係長)

田口 明日香 (文化庁著作権課法規係)

事務局

亀井 正博 (一般財団法人ソフトウェア情報センター調査研究部長)

高橋 宗利 (一般財団法人ソフトウェア情報センター調査研究課長)

内田 礼 (一般財団法人ソフトウェア情報センター調査研究課長代理)

中嶋 詩子 (一般財団法人ソフトウェア情報センター調査研究部員)

研究目的に係る著作物の利用に関する調査研究
委員会開催日程及び議事

開催回	開催日	議 事
第 1 回	令和 2 年 1 月 22 日	1 調査研究について (1) 趣旨及び概要について (2) ヒアリング項目案について (3) ヒアリング対象案について 2 報告書のイメージ（構成案）について 3 その他
第 2 回	2 月 17 日	1 ニーズ等実態調査（ヒアリング調査）について 2 「研究目的に係る権利制限規定の検討を行う上での今後の課題等」の骨子案について（論点等の案）
第 3 回	3 月 18 日	1 ニーズ等実態調査（ヒアリング調査）の結果について 2 ニーズ等実態調査（ヒアリング調査）の結果を受けた「研究目的に係る権利制限規定の検討を行う上での今後の課題等」について

目 次

第 1	本件調査研究の目的及び構成.....	1
1	調査研究の目的.....	1
2	実施期間.....	1
3	調査方法.....	1
(1)	利用者に対する実態調査（ヒアリング調査等）.....	1
(2)	権利者団体に対する実態調査（ヒアリング調査等）.....	1
(3)	委員会における検討.....	1
4	調査体制.....	1
第 2	問題の所在等.....	3
1	研究と著作権.....	3
2	過去の検討状況.....	4
(1)	国の審議会.....	4
(2)	先行研究.....	4
第 3	実態調査（ヒアリング調査）結果.....	6
1	利用者に対するヒアリング調査の結果.....	6
(1)	調査対象者の属性と研究内容.....	6
(2)	研究において利用する著作物等.....	6
(3)	今後の研究利用（行いたいと考えているが現に行うことができていない研究利用）.....	10
(4)	研究の内容の区分等（学術的研究と製品開発目的の研究等）.....	11
(5)	コンテンツを研究利用する上での組織の内部規定.....	12
(6)	許諾取得における問題意識.....	12
(7)	利用の是非を迷う等の経験.....	15
(8)	研究利用におけるコンテンツ利用に対する阻害要因、解決策.....	16
2	利用者でもある権利者に対するヒアリング調査の結果.....	19
(1)	調査対象者の属性と研究内容.....	19
(2)	創作する著作物.....	20
(3)	許諾なく、かつ無償で著作物を利用しても構わないと考える場合.....	20
(4)	無償ではなく、補償金の支払いがあれば権利者の許諾なく著作物を利用しても構わないと考える場合.....	21
(5)	自らの著作物についての許諾の手続はあるか.....	21
(6)	許諾を求められた経験はあるか.....	22
(7)	研究利用に適用可能な利用許諾の仕組みが整備される予定を知っているか.....	22
(8)	著作権侵害行為によって利用可能となっている場合の利用.....	22
(9)	研究目的とされる利用で侵害行為と考えた例.....	22
(10)	著作権侵害の注意・警告等の経験、周囲の事例.....	23
(11)	研究利用について新たに権利制限を行うことについて／総論的コメント.....	23
3	権利者団体に対するヒアリング調査の結果.....	24
(1)	調査対象団体.....	24
(2)	研究利用において、権利者の許諾なく、かつ無償で著作物を利用しても構わないと考える場合.....	24
(3)	補償金の支払があれば権利者の許諾なく著作物を利用しても構わないと考える場合.....	25
(4)	研究利用に適用可能な利用許諾の仕組みと利用状況.....	26
(5)	許諾を求められたり問合せを受けたりした経験.....	27
(6)	研究利用に適用可能な利用許諾の仕組みを整備する予定.....	27
(7)	著作権侵害行為によって利用可能となっている場合の利用.....	28
(8)	研究目的とされる利用で侵害行為と考えた例.....	28
(9)	著作権侵害の注意・警告等の経験、周囲の事例.....	29
(10)	研究利用について新たに権利制限を行うことについて.....	29

第4	研究目的に係る権利制限規定の検討を行う上での今後の課題等.....	31
1	基礎となる考え方.....	31
(1)	研究目的に係る権利制限規定の検討を行う必要性.....	31
(2)	権利制限規定の正当化根拠.....	31
2	論点.....	33
(1)	研究利用の実態と現行著作権法との関係.....	33
(2)	既存の利用許諾市場への影響.....	34
(3)	著作権者の利益への影響.....	34
(4)	権利制限を適用する研究の範囲.....	35
(5)	対象とする著作物（コンテンツ）の種類.....	37
(6)	利用方法・利用態様.....	38
(7)	利用する割合.....	39
(8)	利用する著作物の適法性.....	39
(9)	権利制限以外の方法による対応可能性.....	39
(10)	図書館・アーカイブの利用拡大.....	41
3	留意事項.....	41
(1)	追加調査の必要性.....	41
(2)	国際的調和への配慮.....	42
(3)	学術出版物の市場の状況.....	42

資料編

第1 本件調査研究の目的及び構成

1 調査研究の目的

現在、著作権法において研究目的に係る著作物の利用についての個別の権利制限規定は設けられていないが、研究活動に際しては様々な場面で著作物の利用がされており、「知的財産推進計画 2019」（令和元年 6 月 21 日閣議決定）においては「研究目的の権利制限規定の創設や写り込みに係る権利制限規定の拡充等、著作物の公正な利用の促進のための措置について、権利者の利益保護に十分に配慮しつつ検討を進め、結論を得て、必要な措置を講ずる。（短期、中期）」として、研究目的の権利制限規定の在り方について検討することとされている。

これを受け、文化審議会著作権分科会においても、研究目的に係る権利制限規定の創設について検討を進めているところである。

本件調査研究は、同分科会の議論を踏まえつつ、研究目的に係る著作物の利用実態や利用ニーズ等について調査研究を行うことにより、今後の制度設計に向けた検討を行っていくうえでの基礎となる考え方や論点・留意事項等を整理することを目的とする。

2 実施期間

令和元年 12 月 25 日～令和 2 年 3 月 31 日

3 調査方法

(1) 利用者に対する実態調査（ヒアリング調査等）

国内の企業や大学、公的研究機関等の組織的に研究を行っている者や特定の機関に属せずに研究を行っている者等の多様な研究主体に対して、研究活動で利用している著作物の利用目的や利用主体、対象著作物の種類や性質、利用の態様、権利処理の実態、権利処理を行ううえで支障となっていることや利用ニーズ等について実態調査（対面でのヒアリング調査のほか、書面により回答を得たものも含む。）を行った。

(2) 権利者団体に対する実態調査（ヒアリング調査等）

著作権関係権利者団体に対して、研究目的の権利制限規定を創設することに関する団体としての立場や懸念される事項等について実態調査（対面でのヒアリング調査のほか、書面により回答を得たものも含む。）を行った。

(3) 委員会における検討

有識者等から構成される委員会を設置して、調査研究の実施方法及び内容に関し専門的な検討を行った。

4 調査体制

委員会の委員は次のとおりである（五十音順・敬称略）。

生貝 直人 （東洋大学経済学部准教授）
井奈波 朋子 （弁護士）
今村 哲也 （明治大学情報コミュニケーション学部専任教授）
太田 勝造 （明治大学法学部教授）
大淵 哲也 （東京大学大学院法学政治学研究科教授）
奥邨 弘司 （慶應義塾大学大学院法務研究科教授）
龍村 全 （弁護士）

田村 善之 (東京大学大学院法学政治学研究科教授)
茶園 成樹 (大阪大学大学院高等司法研究科教授) * 委員長
前田 健 (神戸大学大学院法学研究科准教授)
前田 哲男 (弁護士)

本件調査研究にはオブザーバとして文化庁から以下の者が参加した。

岸本 織江 (文化庁著作権課長)
大野 雅史 (文化庁著作権課課長補佐)
高藤 真人 (文化庁著作権課著作権調査官)
伊藤 拓 (文化庁著作権課法規係長)
田口 明日香 (文化庁著作権課法規係)

本件調査研究には事務局として一般財団法人ソフトウェア情報センターから以下の者が参加した。

亀井 正博 (一般財団法人ソフトウェア情報センター調査研究部長)
高橋 宗利 (一般財団法人ソフトウェア情報センター調査研究課長)
内田 礼 (一般財団法人ソフトウェア情報センター調査研究課長代理)
中嶋 詩子 (一般財団法人ソフトウェア情報センター調査研究部員)

第2 問題の所在等

1 研究と著作権

本件調査研究は、「研究目的に係る著作物の利用に関する調査研究」と題して実施される。

「研究」とは、「よく調べ考えて真理をきわめること。」¹などとされる行為であるが、有名な「私が遠くを見ることができたのは、巨人の肩に立つことによってである。」というアイザック・ニュートンの言葉²に代表されるように、先行する研究に新たな研究が重ねられることで科学の発展がもたらされ、これにより現在の人類文明が形成されてきたといえよう。

研究成果は、多くの場合「論文」としてまとめられて世に問われ、その論文は、後続する研究がより遠くを見るための「肩」となっていくということであろう。

他方、こうした「論文」は、一般的には、「思想又は感情を創作的に表現したものであつて、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの」³として著作物性が認められ、論文の著者、すなわち著作者は、登録等の行為を何ら要することなく、「著作権」を享有することになる⁴。

著作権を有する者、すなわち著作権者⁵は、論文等の著作物を複製したり、公衆送信したり、翻案したりする権利を専有するとされており⁶、著作権者は、他人が著作権者の許諾なくこれらの行為を行った場合には、当該行為の差止めを求めたり、損害賠償を求めたりすることが可能である⁷。

したがって、研究を行う者、すなわち研究者が、自らの研究の過程で他人の著作物たる論文から過去の研究成果を活用しようとする際に、例えば、論文を複製したりコンピュータの記憶装置に保存したり、あるいは論文中の図表をベースに自らの研究成果を加える形で加工したりするなどの行為は、原則として、論文の著作権者の許諾を得なければ行うことができない。

また、研究における著作物の複製等の利用は、上記のように先行する研究成果に新たな研究成果を蓄積するために行われるものに限られない。例えば、文芸、美術、音楽などに属する著作物そのものを研究対象とする場合もある。これら、研究対象となる著作物を複製するといった行為もまた、原則として、それら著作物に係る著作権者の許諾を得なければ行うことができない。

しかし、著作権法第30条から第50条には、著作物の利用行為のうち一定のものについて著作権が及ばないとする規定が置かれている。例えば、第30条（私的使用のための複製）は、「個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用すること」に関して、第30条の4は「当該著作物に表現された思想又は感情を自ら享受し又は他人に享受させることを目的としない」利用に関して、第31条（図書館等における複製等）は、図書館の利用者の求めに応じて、利用者の調査研究の用に供するために、資料を複製したもの（コピー）を提供することに関して、第32条（引用）は、「公正な慣行に合致するものであり、かつ、報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲内」で行われる限りにおいて「引用して利用」することに関して、著作権が及ばないとする（これらの規定は「権利制限規定」と呼ばれる。）。

これら権利制限規定は、研究者による研究目的に係る著作物の利用においても、その要件を充足する場合は適用されるものである。しかし、現行著作権法上、「研究」という行為に特化した形での「権利制限規定」は置かれていない。

今回、研究目的に係る著作物の利用実態や利用ニーズ等についての実態調査及びそれを踏まえた有識者による検討を通じ、研究目的に係る権利制限規定の創設に関し、今後の制度設計に向けた検討を行っていくうえでの基礎となる考え方や論点・留意事項等を整理する。

なお、以下、「研究目的に係る著作物の利用」を「研究利用」と呼ぶこととする。

¹ 広辞苑第7版。

² Isaac Newton, "If I have seen further it is by standing on the shoulders of Giants.", Letter from Isaac Newton to Robert Hooke. 邦訳は名和小太郎『学術情報と知的所有権—オーサシップの市場化と電子化』（東京大学出版会、2002年）による。

³ 著作権法第2条第1項第1号。

⁴ 著作権法第17条。

⁵ 著作物を創作した著作者のほか、著作者から譲渡を受ける等により著作権を承継した者も含まれる。

⁶ 複製は著作権法第21条、公衆送信は同法第23条、翻案は同法第27条。これらを含め、「権利の束」としての著作権に含まれる権利は、著作権法第21条ないし第28条に規定されている。

⁷ 著作権法第112条、民法第709条。

2 過去の検討状況

(1) 国の審議会

本件調査研究がテーマとする「研究目的に係る著作物の利用」については、これまでも著作権審議会及び文化審議会著作権分科会で取り上げられてきた。

最初の検討は、昭和 49 年から行われた著作権審議会第 4 小委員会における検討である。小委員会のテーマは複写複製であり、その中で研究機関における内部利用のための複写複製の取扱についての検討がなされ、「学術文献の著作権を否定する方向ではなく、その著作権の存在を前提としつつ、利用者に大きな負担を課すことなく、一定の範囲で比較的容易に複写複製を行うことができるような方向で、問題の解決が図られていくべきものとする」と結論された。

続いて、文化審議会著作権分科会平成 19 年度・20 年度法制問題小委員会では、情報解析分野での著作物利用に焦点を当てて検討されたが、その過程で研究一般に関する権利制限の必要性に関しても検討がなされた。結論としては、「権利制限を行うことが適当と考えられる範囲が存在することについては賛成意見が多かったが、権利制限が認められる主体のあり方や営利目的・非営利目的の区別の有無等、具体的な範囲や条件について、引き続き検討を行う必要があると考えられる」とされた。

その後の文化審議会著作権分科会において「研究目的での利用」は、権利制限の一般規定に関する検討の中で行われていたり、教育機関における著作物の利用円滑化に関する検討の中で若干の検討がなされたりしている。この検討に先立ち大々的に行われた権利制限に関するニーズ募集によって提出された課題の中には、研究目的での利用に係る指摘が含まれている。

直近では、平成 30 年度の著作権分科会法制・基本問題小委員会において、侵害コンテンツのダウンロード違法化の対象範囲の見直しを検討する中で、それをきっかけとして、研究目的に係る権利制限規定の創設について検討する必要性が指摘された。これを受けて、平成 31 年 2 月著作権分科会報告書では「本課題に係る検討の中では、研究者が、著作権侵害とされた著作物を研究目的でダウンロードすることを含め、研究目的での利用を適法とする根拠規定が存在しないため、そういった利用に係る権利制限の在り方についても検討を行うことが必要ではないか、との意見があった。この点については、私的使用目的に係る権利制限の対象範囲の在り方と直接関係するものではないが、一定の社会的意義・公益性が認められる利用であると考えられるため、今後、法制・基本問題小委員会において、権利者の利益保護の観点にも留意しつつ、検討を行っていくこととする」とされ、これを踏まえて、知的財産推進計画 2019（令和元年 6 月 21 日知的財産戦略本部決定）において、「研究目的の権利制限規定の創設や写り込みに係る権利制限規定の拡充等、著作物の公正な利用の促進のための措置について、権利者の利益保護に十分に配慮しつつ検討を進め、結論を得て、必要な措置を講ずる。（短期、中期）」とされた。

(2) 先行研究

本件調査研究は、「研究目的に係る著作物の利用実態や利用ニーズ等について調査研究を行うことにより、今後の制度設計に向けた検討を行っていくうえでの基礎となる考え方や論点・留意事項等を整理することを目的とする。」ものである⁸。

これと類似した調査内容を含むものとして、平成 23 年度文化庁委託事業「学術用途における権利制限規定の在り方に関する調査研究」⁹（以下「先行研究」という。）がある¹⁰。

先行研究においては、計 16 の大学、企業研究所／部署及び公的研究機関に対し、下記 9 事項に

⁸ 本報告書第 1、1。

⁹ http://www.bunka.go.jp/tokei_hakusho_shuppan/tokeichosa/chosakuken/pdf/h24_gakujyutsu_hokokusho.pdf

¹⁰ 本件調査研究が広く辞書的意味での「研究」に関する著作物の利用を対象としているのに対して、先行研究は「学術用途」における著作物の利用を対象としている。先行研究において、「学術用途」とは、「自然科学から人文・社会科学に至る広範な領域において、自然、人間、社会等に関する真理の探究と新しい原理・法則の発見、及びそれらの応用を通して、より良いかつ豊かな社会の構築に向けて、高等教育機関および研究所等に所属する者が行う知的創造活動のために著作物を利用すること」と定義されており（先行研究 9 頁）、本件調査研究が例えば一般には「趣味」と捉えられるような「研究」や、大学等組織に所属しない者（いわゆる「在野研究者」）による「研究」をも対象として捉えていることとは相違がある。

についてのヒアリング調査が実施されている¹¹。

- ① 学術（研究）利用においてどのような著作物やコンテンツの利用をされていますか、具体的な例を添えて教えてください
- ② その利用の目的はどのようなものですか
- ③ その利用は、営利目的ですか、非営利目的ですか
- ④ 著作物やコンテンツを利用する上での内部規定などがありますか
- ⑤ 学術（研究）のために著作物やコンテンツを利用する場合、外部から許諾を受けて利用することはありますか、また、許諾を得ることに何か問題点がありますか
- ⑥ 貴社（貴所）において、他人の著作権の侵害が明白ではないと考えるものの、他人の著作物を利用する場合に、権利者の許諾が必要かといった点について、何か困った経験（法的・制度的）をおもちですか、あれば、具体的にお教え下さい
- ⑦ 著作物やコンテンツの利用に関して学術研究と製品開発とを分けてお考えですか
- ⑧ 科学技術振興促進の視点から、学術（研究）利用においてどのような問題が著作物やコンテンツ利用に対する阻害要因になっているとお考えですか
- ⑨ また、科学技術振興のためにどのような著作物やコンテンツの利用を促進すればよいとお考えですか

本件調査研究は、先行研究が上記 9 項目を調査項目としていることも参考にしつつ、さらなる質問項目を追加して、18 の研究者を対象に実態調査に当たっている。

また、先行研究では、下記の各団体に対する「ヒアリング」を実施したとされている¹²。

- 社団法人 日本複写権センター¹³
- 一般社団法人 学術著作権協会
- 一般社団法人 出版者著作権管理機構（JCOPY）
- 公益社団法人 日本写真家協会

本件調査研究は、先行研究において調査対象となった上記各団体の一部を含む計 8 団体に対して調査を行っている。

先行研究における研究者に対する実態調査の結果は、先行研究の資料 1¹⁴にまとめられているので、参照されたい。

¹¹ 先行研究 10 頁～11 頁。

¹² ただし、先行研究にはこれら各団体に対する調査結果は記載されていない

¹³ 2012 年 4 月より公益社団法人に移行し、「公益社団法人日本複製権センター」に改称。

¹⁴ 先行研究 59 頁～61 頁。

第3 実態調査（ヒアリング調査）結果

1 利用者に対するヒアリング調査の結果

(1) 調査対象者の属性と研究内容

今回のヒアリング調査は、以下に示すとおり様々な分野の研究を手掛ける、18 者から意見を得られた。ほとんどは対面調査を行ったところ、一部の研究者については書面提出による回答を得た。なお、冒頭に示す番号は、そのまま本節の以降の記述において発言者を示すものとして参照される。

<企業に所属する研究者>

- ① IT 制御のためのコンテンツのあり方〔コンテンツ業界〕
- ② AI を用いたコンテンツ生成（主に音楽。画像、文章等も）〔IT 業界〕※¹⁵
- ③ 官公庁や企業からの委託研究〔コンサルティング業界・中小企業〕
- ④ 建設材料〔建設業界〕
- ⑤ タンパク質の相互作用等〔食品業界〕
- ⑥ プラスチック製品の銘柄開発、用途開発〔化学業界〕 ※

<大学等の研究機関に所属する研究者>

- ⑪ 戦後日本マンガ ※
- ⑫ 日本語学の研究、コーパスの作成・提供
- ⑬ エンターテインメント・コンテンツに関する法律問題
- ⑭ 医学（疫学）
- ⑮ 慢性期・終末期看護学
- ⑯ 知的財産とイノベーションに関する実証分析
- ⑰ 知的財産法学・実務
- ⑱ 現代美術史、文化研究、作品分析、再制作・復元
- ⑲ 現代音楽史

<在野研究者（個人）>

- ⑳ 社会科学、計量書誌学
- ㉑ 怪異・妖怪に関する伝承、文学 ※

<美術館>

- ㉒ 美術史・美術批評・美術作品・美術作家・所在・展示方法・運搬方法・流通／取引状況、修復／保存（全国美術館会議）¹⁶

(2) 研究において利用する著作物等

ア 対象コンテンツ

以下のとおり、あらゆる著作物等が利用されることが確認された。なお、厳密には著作物とは考えにくいものも含まれている。

- 研究論文〔①～⑥、⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒〕
- 企業等の報告書、技術資料〔①⑬〕
- 特許文献〔①⑤⑥⑯〕
- 新聞記事、雑誌記事、書籍〔⑤⑥⑬⑮⑱⑲⑳㉑㉒〕
- 判決文〔⑬⑰〕
- 行政文書〔㉑〕
- 個人の日記〔㉑〕
- 学会の会員名簿〔㉑〕
- インタビュー時の録音記録〔⑱㉑〕

¹⁵ 書面で回答を得た研究者に※を付している。

¹⁶ 今回の調査は匿名を条件に行ったが、全国美術館会議のみは、顕名による記載を要望された。

- 一般的な文書・文章〔③⑪⑫〕
- 日本語を伝えるあらゆるもの（古い文献を活字化したもの、海賊版を含む）〔⑫〕
- 文章など言語資源（AI 機械学習用）〔②¹⁷〕
- プログラム・ソースコード（OSS）〔①②〕
- 市販のプログラム〔⑤¹⁸〕
- 写真〔③④¹⁹⑱⑲⑳〕
- 写真（AI 機械学習用）〔①②²⁰〕
- 音楽〔⑱⑳²¹〕
- 音楽（AI 機械学習用）〔②²²〕
- 楽譜〔⑱〕
- 画像（AI 機械学習用）〔②²³〕
- 映像〔⑱²⁴⑲⑳㉑²⁵〕
- 美術作品〔㉑〕
- イラスト〔⑤²⁶〕
- マンガを主とするイメージ〔⑪⑱⑳〕
- エンターテインメント・コンテンツ並びに関連の画像、映像等〔⑬⑳〕
- 質問票（症例等の質問）〔⑭⑮〕
- 展覧会の図録〔⑱〕
- 作家の手紙・草稿、スケッチ、日記〔⑱㉑〕
- 国等の統計情報〔⑮㉑〕
- 論文掲載等の図表・グラフ〔④〕
- 各種データ〔⑭㉑〕
- ウェブサイト上の情報一般〔⑥㉑〕

イ 利用目的・研究との関連性

上記の著作物等を利用する目的、研究との関連性については、以下のとおり回答があった。研究過程での利用と、研究成果での利用とに大別できる。

- 研究対象〔⑪⑫⑬⑱⑲⑳㉑〕
- 研究における参考資料〔①②③④⑤⑥⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑〕
- 他者動向の参考資料〔①②⑥〕
- 事業への利用可能性評価〔①〕
- 社内、研究委託者との検討〔③〕
- AI の機械学習用〔②〕
- 論文等研究発表時の引用、掲載〔①④⑤⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳〕
- コーパスの作成〔⑫〕
- 展覧会を開催するため〔㉑〕
- 展覧会の図録作成のため〔㉑〕
- 展覧会に係る広報用印刷物・報道資料作成のため〔㉑〕
- 美術作品の収集活動に役立てるため〔㉑〕
- 収蔵品の管理に役立てるため〔㉑〕
- 一般市民に対する情報提供〔⑭〕

¹⁷ ライセンス・フリーであるものを利用すると回答された。

¹⁸ プログラムを実行するという趣旨で回答された。

¹⁹ 建築材料の劣化を撮影した写真。

²⁰ ライセンス・フリーであるものを利用すると回答された。

²¹ 現代美術としての音楽と回答された。

²² ライセンス・フリーであるものを利用すると回答された。

²³ ライセンス・フリーであるものを利用すると回答された。

²⁴ 具体的に、購入した DVD/CD、YouTube で配信される映像であると回答された。

²⁵ 現代美術としての映像であると回答された。

²⁶ ライセンス・フリーであるものを利用すると回答された。

- 社会的財産としての記録〔21〕

ウ 利用方法、利用態様

研究過程での利用としては、紙のコピー、紙の電子化、電子データの保存が多い。それらを共同研究者とフォルダー、メールで共有することも多く行われている。

研究成果における利用としては、当然のことながら自らの論文等での引用が行われているが、出典明示は多く行われている。理工系分野では図表の利用において、自らの実験結果のデータを付加して使うなど、作り直すことが行われていることが確認された。

なお、著作権法に触れる利用行為であるかを問わず、実態の回答を得ている。

- 論文等、紙のコピーを取る〔3⑥⑪⑬⑯⑱⑳㉑㉒〕
- 論文等、紙から PDF 等の電子データに変換して PC/オンラインストレージに保存する〔①④⑤⑫⑬⑯⑱⑳㉑㉒〕
- 論文等、PDF 等の電子データをダウンロードして PC 保存・印刷する〔②④⑤⑥⑭⑮⑯²⁷⑰⑱〕
- AI 機械学習用に PC に保存する〔②〕
- 共同研究者へのメールで送信する〔⑬⑭⑱〕
- 共同研究者と、サーバーの共有電子的フォルダー等への保存により共有する〔①④⑫⑬⑯²⁸⑰⑱⑳㉑〕
- 共同研究者と、Web 上の資料の URL を共有する〔②⑤⑯〕
- 過去に消滅した作品を再制作・復元する〔⑱〕
- 自らの発表論文等で参照・引用先を明示して利用〔①④²⁹⑤³⁰⑬⑭⑮⑯⑱⑳³¹㉑㉒〕
- 自らの発表・講演で、紛争対象となったコンテンツの画像等の映写〔⑬〕
- 自らの発表資料でのイラストの利用〔⑤〕
- 自らの発表論文等に許諾を得て利用〔③〕
- 遠隔で行う学会におけるウェブへのアップロード〔⑭〕
- コピーして他者への配布〔⑬⑭⑮〕
- コーパスへの文例等の収録〔⑫〕
- 展示のシミュレーションのために、画像の作品リストや展覧会場図面への貼付〔㉑〕
- 点検調書（作品の状況を示す文書）等への画像の貼付〔㉑〕

エ 利用場所

在野研究者を除けば職場での利用はもちろんのこと、自宅での利用も多い。図書館での利用も比較的多い。

- 職場〔①②③④⑤⑥⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑〕
- 自宅〔①②⑤⑥⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑱⑲⑳㉑〕
- 通勤途上、出張先〔②⑱㉑〕
- 公共図書館（国会図書館、国立研究機関等）〔①④⑤⑫⑯⑰⑱⑲⑳㉑〕
- 専門図書館〔㉑〕
- ミュージアム〔⑪〕
- アーカイブ〔⑱〕
- 作業事務所〔⑱〕
- カフェ、コワーキング・スペース〔㉑㉒〕
- 外部の会議〔㉑〕
- 講演会・研究会〔㉑〕

²⁷ ライセンスの範囲内の利用であると回答された。

²⁸ ライセンスの範囲内の利用であると回答された。

²⁹ 図表は作り直して利用すると回答された。

³⁰ 図表は作り直して利用すると回答された。

³¹ 引用して利用するものとして、楽譜を挙げられた。

オ 利用主体

研究者自身が利用することはもちろんであるが、広い意味で研究チームでの利用がなされていることが多い。大学であれば、大学院生や学生にコピーを取ってもらうというケースもあるようだ。また、研究内容の特殊性によるものと考えられるが、利用するデータが膨大であるために、事業者に入力进行を委託している例もあった。

- 研究者自身〔全研究者〕
- 企業内の研究チーム〔①②⑤〕
- 研究補助者〔③⑥⑭³²⑮⑲⑳〕
- 共同研究者〔④⑥⑫⑬⑭⑮³³⑯³⁴⑰⑱㉑㉒〕
- 学生〔⑫⑬〕
- 外部のアドバイザー、事業者（データ入力、展示）〔③⑫㉑㉒〕
- 展覧会の共催者〔㉓〕
- 新聞雑誌の記者・編集者〔㉔〕

カ 対象コンテンツの入手先・入手方法

購入されたものの利用が最も多い。論文に関しては商用の電子ジャーナルサイトの利用が多く、プレプリント・サーバー³⁵はそれほど回答がなかった。一般のウェブサイトからの入手も多く、図書館も活用されている。

- 購入書籍・雑誌・DVD・CD〔①③④⑥⑪⑫⑬⑭⑮⑯㉑㉒〕
- 論文の無料アーカイブ・サイト〔②④³⁶⑯³⁷〕
- 契約している電子論文ジャーナル等の有料サイト〔④⑤⑥⑬⑭⑮⑯⑰⑱〕
- 動画配信サイト〔⑬〕
- 裁判所・官庁ウェブサイト〔⑬⑰〕
- 一般のウェブサイト〔①②³⁸③⑤⑥⑫³⁹⑬⁴⁰⑭⑮⑯㉑㉒〕
- 図書館〔①④⑫⑬⑭⑯⑰⑱㉑㉒〕
- ミュージアム〔⑪〕
- アーカイブ〔⑱〕
- 学会〔㉑〕
- 他人（プロジェクト参加メンバー、研究発表者）からもらう〔①⑪〕
- 著作権者〔③〕
- 購入・寄贈・借用（美術作品）〔㉓〕
- インタビュー録音〔⑫⑬㉓〕
- 行政庁（公文書開示請求）〔㉑〕
- 展覧会の実施（実施による情報の蓄積がコンテンツとなる）〔㉓〕
- 作品・資料の所蔵先〔㉔〕

³² 電子ジャーナルの利用について、大学院生はライセンスの範囲内であると回答された。

³³ 同一組織内の共同研究者であると回答された。

³⁴ ライセンスの範囲内の利用であると回答された。

³⁵ 「プレプリント」とは、「雑誌や図書に掲載予定または査読前の論文を、刊行前に公開したもの。インターネット上にプレプリントアーカイブが作成されているものもある。」とされる（国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）が作成・普及に当たる「科学技術情報流通技術基準」〔SIST：Standards for Information of Science and Technology〕に係る用語集より。<https://jipsti.jst.go.jp/sist/yougo/166.html>）。そしてプレプリント・サーバーとは、プレプリントを「インターネット上で公開、流通させるためのプラットフォーム」であるとされる（尾城孝一「進化するプレプリントの風景」情報の科学と技術 70 巻 2 号〔情報科学技術協会、2020 年〕83 頁）https://www.jstage.jst.go.jp/article/jkg/70/2/70_83/_article/-char/ja。

³⁶ プレプリント・サーバーから入手すると回答された。

³⁷ プレプリント・サーバーから入手すると回答された。

³⁸ ライセンス・フリーであるものを入手すると回答された。

³⁹ いわゆる海賊版であっても研究対象として入手すると回答された。

⁴⁰ いわゆる海賊版であっても研究対象として入手すると回答された。

キ 研究の営利性

企業に所属する研究者は、自らの研究に営利性があるとの認識はあるものの、学術的研究を手掛ける研究者には研究目的での区分は難しい、基礎的な研究は非営利的との認識もある。また大学等との共同研究の例もある。

大学等に所属する研究者の中にも、企業との共同研究の場合に「微妙」と感ずるという回答、共同研究の段階では非営利的と考える回答もある。

また、営利性という点に関して大学等に所属する研究者から、研究成果の企業等へのライセンス、画廊からの依頼に応じて研究対象についての解説執筆、また研究成果に関する書籍の執筆を挙げる回答もあった。

- 営利。自社での製品化、製品プロモーションのため。〔⑥〕
- 営利。公的研究機関への参加／委託／共同による（基礎的・学術的なものを含め）研究あり。〔①③④〕
- 学術的研究が目的なのか、営利性のある商品開発が目的なのかという区別をすることは極めて難しい。例えば同じ研究内容を論文にする場合でも、書き方次第で学術的研究のように書くこともできれば、商品開発目的のように書くこともできる。〔②〕
- 企業に所属する立場だが、基礎研究は非営利的と認識。大学、研究機関との共同研究も多い。〔⑤〕
- 営利性なし。〔⑪⑫⑬⑮⑰⑲〕
- 企業からの受託研究、企業との共同研究も実施している。大学としては一企業のための研究ではなく社会的意義を有する研究であることを根拠に共同研究を実施しているが、企業が研究資金を支出する理由は当該企業の利益につながることにあるのであろうことを考えると微妙なところもある。〔⑬〕
- 事業者との間で共同研究契約を締結した上、産学連携の共同研究を実施している。事業者は、研究成果の事業化など、何らかの事業にプラスになることを前提として共同研究に参加していると考えられるが、共同研究の段階では学術研究で非営利であると考え。〔⑭〕
- 著作物（主にコンピュータプログラム）を大学の TLO を経由して営利企業にライセンスすることがある。〔⑯〕
- 画廊から作品解説を求められることがありそれには営利性があるが、自分は研究対象と合致しない限り基本的に受けない。〔⑱〕
- 研究成果を基にした書籍の執筆〔⑲⑳〕
- 国公立の美術館及び財団法人が運営する美術館における展示会、展示会の図録、教育プログラム等は、美術館としては営利を目的としていないが、文化事業部を持つ営利事業者との共催による展覧会の場合、当該営利事業者には別の論理があるのかもしれない。〔㉑〕

(3) 今後の研究利用（行いたいと考えているが現に行うことができていない研究利用）

新たな技術に即して利用の仕方が変わる可能性に言及する回答もあるが、新たな対象や利用態様というより、現状の阻害要因が取り除かれれば研究を広げたいという回答が多い。

- ビッグデータ（SNS 投稿情報等）や、最新の研究成果（論文、ノウハウ）を基礎的な研究に使いたい。〔①〕
- 紙からデジタルに変わっても、今のところ利用の仕方に大きな変化はないが、5年後、10年後には、市民講座もネット上で、ということはあるかもしれない。〔⑭〕
- 映像コンテンツ等に含まれる技術的描写を人工知能により検知・分析することで萌芽的な技術を発見し、社会実装の予測をすることを考えたが、行っていない。映像コンテンツ等に関する包括的な権利処理の方法を見いだすことができなかったため。〔⑯〕
- 作品の再制作・復元について、立体は進んでいるが平面（絵画）ではなかなか難しい。全く同じにはしない等の対応をしているが、オリジナルと同じものを作ることができれば研究が進むと思う。〔⑱〕

- 第三者の撮影した写真を利用したい。〔④〕
- 社内外を問わず共同研究者との論文や文献の共有をしたい。〔⑤〕
- 楽譜の利用（引用）。今も行っているが、もっと自由に行いたい（量や使い方）〔⑬〕
- 論文に含まれる引用文献の情報を体系的に収集して公開し、誰でも使えるようにしたいと考えるが、かかる情報に著作権が及ぶかどうか分からないため、行っていない。〔⑭〕
- 権利者の権利を侵害する形でコンテンツが一手に集められた海賊版プラットフォームに関する問題について研究したいと考えている。その際、当該プラットフォームにアクセスしたり、システムの仕組みについて調査したりする過程で何らかの利用行為があるかもしれないが、現在は行っていない。行っていない理由は、そのための時間を取ることができないからであって、研究利用に伴い権利者の権利侵害が問題になると考えてのことではない。〔⑬〕
- 自分が研究を行っている中で著作権侵害の問題が気になることは余りない。研究を行う中で権利侵害になり得る利用行為はあり得るが、それにより訴えを提起する権利者がいるとは考えていないし、仮に訴えられたとしても権利濫用を主張できると考えている。ただ、研究成果を発表する際には、配付資料にはコンテンツを掲載せず、スライドとして投影するにとどめるなど、気にはしている。〔⑬〕
- 研究を行っている際には、特に萎縮するなどして控えている利用行為は特になし。研究職による複製行為については、私的使用のための複製に該当すると考えて行っている。ただし、研究の結果を例えばウェブサイトに掲載するなど公にする局面は別である。〔⑬〕
- あるクライアントから依頼された調査の結果等の別のクライアントから依頼された業務での再利用をしたい。情報は先のクライアントが保有する情報となるため。〔③〕

（４） 研究の内容の区分等（学術的研究と製品開発目的の研究等）

企業に所属する研究者の回答は、意識の違いはあるものの厳密な区分は困難とする回答が多い。大学等に所属する研究者では区別する意識があるとする回答がある。

- (a)3～4年先の製品化を目指すための研究と、(b)10年以上先の基礎的研究がある。後者は商用とも言えないと考えている。また(c)特に OSS では、評価のための研究がある（評価後に、事業に利用する場合には改めて許諾利用を模索する）。(a)の研究は、事業に直結することからリスク回避のため保守的な利用となる（著作物等であるかを含め権利の存在が不明のもの、利用規約が明らかではないものは利用しない）。(b)の研究はもう少し規律が緩い。〔①〕
- 学術的研究が目的なのか、営利性のある商品開発が目的なのかという区別をすることは極めて難しい。例えば同じ研究内容を論文にする場合でも、書き方次第で学術的研究のように書くこともできれば、商品開発目的のように書くこともできる。〔②〕
- 委託元の違い（国、地方公共団体か、企業か）や、アウトプットの違い（調査研究報告書の作成か、コンサルテーションか）による区分をしている。成果物が公表されるか否かによって、利用するコンテンツについて許諾を得るか、又は出所表示に留めるかといった違いが生じる場合がある。〔③〕
- 基礎研究と応用研究は境界が明らかでなく、分類はしていない。〔④〕
- 学術研究と製品開発目的の研究はグラデーションがあり、著作物の利用という点では分けられない（変わらない）〔⑤〕
- 基礎研究・原理研究／応用研究の意識はあるが、利用態様に区別なし。〔⑥〕
- 共同研究における大学と企業の役割分担がある（事業者がアクセスできるデータの範囲を限定している。理由は、個人に係るセンシティブな情報には個人情報保護法等の問題が生じ得るため）。参考資料は、共同研究においても、学内での共有はしても、企業とは共有しない。〔⑭〕
- 自ら興したベンチャー企業としての研究活動と大学における研究活動とを完全に切り分けている。〔⑬〕
- 基礎的な資料収集など論文執筆の準備段階と論文の発表段階は分かれると考える。〔⑭〕
- ジャーナルに掲載される記事も、例えば「論文」と題するものと「資料」と題するものと

に分類されることがある。〔21〕

(5) コンテンツを研究利用する上での組織の内部規定

何らかのルールがあることが見て取れる。

- 企業内で統一的なものではなく、研究部署で決めている。〔1〕
- 内部規定については意識したことはないが、著作権法等の世の中のルールに従うよう注意はしている。〔2〕
- コンテンツ利用に関して独立の規定はない。〔3〕
- 他の研究者の研究結果等の流用や、他の著作権者の権利の侵害や不適切な引用等を禁止する条項を含む倫理規定が定められている。〔4〕
- 「個人での利用」と「それ以外」で分かれる規程がある。〔5〕
- ある。〔6〕
- 研究に特化した規定はない。〔11〕
- 所属組織独自のものは認識していない。一般財団提供の研究倫理に関する研修プログラム（E ラーニング）を受講している（科研費申請に必要）。〔12〕
- 剽窃やデータの改ざんといった行為を禁止する研究倫理に関するルールはある。〔13〕
- 一般的に、全ての学術研究機関は、著作権の扱いを含め、研究倫理や研究不正に関する教育を受けている。共同研究を行う事業者も同様の教育を必ず受けている。〔14〕
- 特にないと思うがジャーナルの利用にあたり契約に違反するとメールで注意を受ける。恩師や査読時の経験を通して学んだ。特に海外から厳しく指摘を受けたことがある。〔15〕
- 研究不正の防止に関連する規定が明文化されており、他人の研究成果の利用や引用についての定めが置かれている。〔16〕
- 情報倫理規定があり、年に一度講習会と簡単なテストがある。〔18〕
- ない。ただし学内には研究者だけでなく演奏家、作曲家などいろいろな立場の方がおり、自然と配慮する、気をつけるところはある。〔19〕
- 全国美術館会議が定めた「美術館の原則と美術館関係者の行動指針」があつて、職業団体としての倫理が明文化されている。これは学術研究についての倫理規定に準ずるものだと考えている。〔31〕

(6) 許諾取得における問題意識

利用許諾に関して示された問題意識を類型に分ければ、ア：許諾の窓口に関すること、イ：許諾までに時間がかかる・煩雑であること、ウ：利用条件に関すること、の3つに大別できる。なお、1者の回答が複数の類型に相当するものもあり、以下では重複して記載している。

ア 許諾窓口に関する問題意識

- 許諾を得る窓口が明確ではない場合もある。例えば、ある研究成果を利用したいとして許諾を求めたところ、許諾してくれた担当者が交代したが後任に引継がされなかったり、複数のチームによる成果物だった場合に、あるチームの担当者は許諾してくれたのだが、その背後にいる別のチームの担当者から許諾していないと主張されたりし、対応に苦慮することがある。〔3〕
- 著作権が一括管理されていないので、どこに利用の可否を問い合わせればよいかが分からないことがある。〔4〕
- 論文に掲載の図表、グラフ等につき、許諾窓口が不明、許諾に時間がかかるため、出典を明記した上で引用する。〔4〕
- 利用可否の問い合わせに困ったことがある。〔6〕
- 連絡先がわからない、連絡しても回答がないなどの場合。今後は SNS など、誰に許諾を取ればよいかがそもそも不明な場合もあるように思う。〔12〕
- 研究には数年かかるがその間に質問票の取扱いなど状況（権利者や条件、金額など）が

変わっていることがあり困る。〔15〕

- 2次創作物を論文で図版として収録したかったが、どこに許諾を取ればよいかが明確でなく、言われたとおり3か所たどった挙句、利用をあきらめた。（展示美術館→2次創作者の財産管理財団→被写体の財産管理財団）〔18〕
- 研究対象となる人物がテレビ番組に出演した際の映像を視聴したいと考えたが、問い合わせ先等、そのための方法に関する情報がなく、断念したことがある。〔21〕
- 著者が明確な書籍資料と違い、ウェブ上の情報は匿名の人物によって記されていることも多いため、インターネット上の情報を引用しようとした際、権利者が不明であり、引用の方法が分からず、諦めたことがある。〔22〕
- 研究を行っている際には、美術作品等の複製行為は私的使用のための複製であると解して許諾を得ることなく行っているが、研究成果を公にする際に作品の複製物が利用されている場合には、著作権者から許諾を得る必要がある。その際の問題として、一つ一つの作品について個別に許諾を得る作業が非常に煩雑であるということと、著作権者の所在が不明になっている場合があるということがある。また、著作権者が作家本人である場合には比較的許諾を得やすいが、作家から相続等で著作権を承継した著作権者は、使用料を支払ったとしても許諾しないことがあったり、複数の相続人の意見が割れて調整できず、許諾が得られなかったりすることがある。〔31〕

イ 許諾までに時間がかかる・煩雑であることに関する問題意識

- 許諾を得る窓口が明確な場合であっても、調査期間の最後の方で内容が固まってきて急いで許諾が欲しいという場合に、許諾を得るまでに時間を要し、困ることがある。〔3〕
- 論文に掲載の図表、グラフ等につき、許諾窓口が不明、許諾に時間がかかるため、出典を明記した上で引用する。〔4〕
- 許諾を求めたが、問い合わせに回答がないときは困った。〔5〕
- ある雑誌のコーパス作成に当たって膨大な権利処理をする必要に迫られた。版元とともに著作権課にも何度も相談し、かなりの時間と労力をかけ、できる限り許諾を取り、文化庁長官裁定を得るための努力も行ったが、確認できないものについてはコーパス収録を断念せざるを得なかった。孤児著作物が多くある場合には、コーパス化を断念せざるを得ない。〔12〕
- インタビューやアンケートで調査したものは、何年か経った後で、調査時に許諾を得たときには想定していなかった形での利用をされたり、当時どんな許諾を得たかがわからなくなったりした際、どうしたらよいかよくわからない。改めて連絡を取り直して許諾を取り直すことが難しい場合も多いから。過去の収集データを利用できるようにするプロジェクトがあり手続きを踏めば使えるものもある。〔12〕
- 権利関係がはっきりしているものは助かる（例 歌詞）。〔12〕
- 許諾が必要かどうかも含め確認にものすごく時間がかかり、ストレスを感じる。〔15〕
- 質問票の許諾を得るのが難しい場合がある。回答がない場合も含め、許諾を得られないものは使わない。〔15〕
- 自らの論文であっても、海外のジャーナルに掲載されたものは著作権が出版社に移転してしまっている場合は、許諾を得るのが煩雑であることから、利用しないことがある。〔16〕
- 仮に許諾を得るとして、対象となるコンテンツが多数にのぼる場合に一つ一つ許諾を得るのは煩雑である。〔21〕
- 研究を行っている際には、美術作品等の複製行為は私的使用のための複製であると解して許諾を得ることなく行っているが、研究成果を公にする際に作品の複製物が利用されている場合には、著作権者から許諾を得る必要がある。その際の問題として、一つ一つの作品について個別に許諾を得る作業が非常に煩雑であるということと、著作権者の所在が不明になっている場合があるということがある。また、著作権者が作家本人である場合には比較的許諾を得やすいが、作家から相続等で著作権を承継した著作権者は、使用料を支払ったとしても許諾しないことがあったり、複数の相続人の意見が割れて調整できず、許諾が得られなかったりすることがある。〔31〕

ウ 利用条件に関する問題意識

- 利用許諾条件が書かれておらず、また問い合わせもできない場合がある。〔①〕
- インターネット上で「フリー」と称して提供されているイラストや写真などのコンテンツは、実際どこまでの範囲で利用することができるのか判然としない場合がある。従って、こうした「フリー」のコンテンツを使用することはせず、有償で提供されているコンテンツを利用するようにしている。〔③〕
- 退職を迎える他の研究者が自らの業績をまとめるために、著作権を譲渡して出版物等に掲載された自らの論文をコピーしたいという相談を受けたが、希望に応えることができなかった。〔⑤〕
- 新聞の検索サービスを利用（所属組織が契約）。制約があり不便を感じることはあるがそれは契約上のことと認識している。〔⑫〕
- 質問票について、非営利や個人の研究なら無償、一方で製薬企業等の利用は有償等、特に海外では細かい縛りがあり慎重になる。〔⑮〕
- 研究には数年かかるがその間に質問票の取り扱いなど状況（権利者や条件、金額など）が変わっていることがあり困る。〔⑮〕
- 映像コンテンツ等に含まれる技術的描写を人工知能により検知・分析することで萌芽的な技術を発見し、社会実装の予測をする研究について、分析対象となる映像コンテンツ等の利用について著作権者の納得を得て利用許諾を得るためどのように説明等したら良いか、方法がなかなか見いだせなかった。〔⑯〕
- 市販の出版物から利用しようとする場合に、出版者を通して作家に丁寧に説明するのが困難で、利用を諦めたことがある。〔⑯〕
- オープン・アクセスとされた論文の利用条件がクリエイティブ・コモンズ・ライセンスで定められていることがある。そうした論文の中から商用利用及び改変が可能とされているものを利用している。論文の内容的には関連するものでも、右の利用条件に合致しない場合にはその論文の利用を諦めることがある。その際には、代替案としてプレプリントを採すことを試みている。〔⑯〕
- 雑誌であればひとつの論文全体をコピーできるが論文集などの場合ひとつの論文の半分までしかコピーすることができず理不尽。〔⑱〕
- 図書館によってルールが異なることがある。ある図録に含まれる絵画の写真の複製を求めたところダメだと言われた（著作物全体だからなのか、カラー複製だったからなのか不明）。交渉し、最終的にはカラー複製を取ることができたが大変だった。〔⑱〕
- 引用の範囲と思われる場合でも許諾を要することがある（そうしないとその後作品を見せてもらえないなどの不都合が発生する場合がある）。〔⑱〕
- 作家本人であれば比較的容易に許諾をとれたであろう場合でも遺族だと難しいことがある。〔⑱〕
- 権利に関するルールが明確でないことが困る。美術館によっては著作権法よりも厳しいルールを求めるところがある。〔⑱〕
- 楽譜の利用については非常に困っている。論文や著書での利用に当たり国内外の主に音楽出版社から許諾を取るが、対応が組織、人によってまちまち。どこまでいいのか、使ってよい範囲、条件、金額も違い、利用の度に確認する必要があり、非常に煩雑。組織によっては管理が厳密で非常に厳しい条件を課すところもある（海外の財団）。楽譜の利用についてはほぼすべての研究者が困っていると思う。〔⑲〕
- アンケート調査の結果得られた回答がコンテンツと言えるのであれば、当該各コンテンツに係る利用の同意をどのように取ったら良いか悩ましく感じる。〔㉑〕
- 研究を行っている際には、美術作品等の複製行為は私的使用のための複製であると解して許諾を得ることなく行っているが、研究成果を公に際に作品の複製物が利用されている場合には、著作権者から許諾を得る必要がある。その際の問題として、一つ一つの作品について個別に許諾を得る作業が非常に煩雑であるということと、著作権者の所在が不明になっている場合があるということがある。また、著作権者が作家本人である場合には比較

的許諾を得やすいが、作家から相続等で著作権を承継した著作権者は、使用料を支払ったとしても許諾しないことがあったり、複数の相続人の意見が割れて調整できず、許諾が得られなかったりすることがある。〔③〕

- 著作権の問題ではなく美術業界の慣習の問題ではあるが、著作権の存続期間が満了した作品の利用についても所蔵者から膨大な使用料を請求されることがある。〔③〕

エ その他

- 雑誌にせよ論文にせよデジタル・アーカイブが進んでいないことは不便。必要になるたびに許諾を取ることは煩雑で、ある雑誌については創刊から 1200 号分をすべて購入したことがある。米国では非常に充実しており、別の雑誌だが、創刊号からすべてデジタル・アーカイブされ、それらがオンラインで閲覧可能。非常に研究を進めやすい。米では、アーカイブからの複製は、コピーをとれる場合もあれば、デジタルカメラで撮影できることもある。〔⑱〕
- 問題ないと考える範囲で許諾を得ず使うこともあれば、利用をあきらめることもある。絶対侵害に当たると考えるときは許諾を取る。学内にとどまるものは許諾不要と考え使うことも多いが、学外に出す場合には慎重になる。〔⑲〕

(7) 利用の是非を迷う等の経験

利用の是非を迷った経験に関する回答は、その理由を、ア：著作物への該当性、イ：権利範囲・権利制限の適用可能性、ウ：権利処理の不明性に大別することができる。

ア 著作物への該当性

- 著作物であるか否かが不分明である場合がある。〔①〕

イ 権利範囲・権利制限の適用可能性

- 引用の範囲内か範囲外かについて、弁護士の判断を仰いだことが複数回ある。範囲外とされた場合には、許諾を得た。〔⑪〕
- 大学の研究者による複製行為が私的使用のための複製に当たるか否かが判然としない。〔⑬〕
- YouTube に無許諾でアップロードされている動画を授業で上映することが適法に可能かどうかは迷うことがある。〔⑬〕
- エンターテインメント・コンテンツの正規流通品が既に失われているとき、海外で海賊版として販売されているものを購入して輸入する行為が許されるかどうか、迷うことがある。〔⑬〕
- コンテンツが正規品であっても、当該コンテンツが映画の著作物に該当し、当該コンテンツを入手する行為が頒布権の侵害に当たるとの説もあり、迷うことがある。〔⑬〕
- エンターテインメント・コンテンツのデータベースを作成したとき、コンテンツのパッケージ画像等を検索結果にどの程度表示できるのかが判然としないところはある。ただ、これは権利者からの申立などを受けながら相場観が決まってくるものであろう。〔⑬〕
- 権利制限規定により利用可能な範囲はわかりにくい。きちんと分かっている人は適切に判断されてうまく使っていると思う。しかしながら、あまり分かっていない人は、利用者の立場に都合良く、利用可能な範囲を広く解釈する場合がある。あるいは、解釈を狭くして使えなくなっている人もいるかもしれない。〔⑰〕
- 図版の利用について、授業や学会発表までは教育目的の権利制限でよいと思うが、それ以外について迷う。外部から講演を依頼された場合など。文化庁のメディア芸術関係のシンポジウムにコメンテーターと呼ばれたことがあるが、講演者は投影用資料に引用する図版についてすべて許諾を取るよう求められ、投影をあきらめた人や手書きで代替した人もいたようだ。〔⑱〕

- 授業での利用についていつも迷う。資料は紙で配布することが多いが、自分が購入した CD や DVD を学生に見せる・聴かせる場合はどの程度までよいのか。例えば学生の数や、使ってよい時間（量）によって許諾の有無が変わるのか。〔⑱〕
- 楽譜そのものの複製するのではなくそこからリズムを抽出したものを作成した際それについても許諾を求められた。使用料を支払ったが、そのものではなく自分が作成したものであるのにと、非常に不満を感じた。〔⑲〕
- 論文に含まれる引用文献の情報を体系的に収集して公開し、誰でも使えるようにしたいと考えるが、かかる情報に著作権が及ぶかどうか分からないため、行っていない。〔⑳〕
- 著作権法の改正により、美術作品の展示に伴うウェブサイトへのサムネイル画像の掲載が認められることとなった。その画質や大きさについて、文化庁の呼びかけにより使用者と著作権者の一部が集まって「美術の著作物等の展示に伴う複製等に関する著作権法第 47 条ガイドライン」を策定したが、これとは別に、外国作家の作品を扱っている団体が独自にガイドラインを定めており、その内容が使用者にとってより厳しい内容となっているなど、法改正により権利制限規定が設けられたが、その解釈・運用を統一できない問題が存在している。〔㉑〕

ウ 権利処理の不明性

- AI で利用するデータセットについては、ライセンス・フリーのものを入手しているといっても、それが本当の権利者から適法なライセンスを受けたものであるか判断できないことがあるため、特に他企業で使用実績がないものについては使用を見送ることがある。（逆に、他社の使用実績があるものは侵害リスクが低いものと判断し、そちらを優先的に使うことがある。）〔㉒〕
- 他人が使用したイラストなどを使えるか、著作権処理済みのものかどうか不明。〔㉓〕
- ウェブサイトに掲載された作品等の資料をダウンロードして保存することもあるが、これらが合法的にアップロードされたものであるか違法にアップロードされたものであるかは区別できない。〔㉔〕

エ その他

- AI の機会学習で利用する場合の可否判断に困ることがある。〔㉕〕
- 利用に寛容的というならいいが、それが国を跨ぐと厳しくなるのではないか。海外との共同研究も多くなっている中、不安はある。〔㉖〕
- 所有権と著作権の関係がよく分からない（寺院の所有物など著作権はないものと認識）。〔㉗〕
- ネット上の画像（作曲家の写真等）の利用。許諾の要否がわからない。〔㉘〕

(8) 研究利用におけるコンテンツ利用に対する阻害要因、解決策

回答を類型に分ければ、ア：制度的な阻害要因と解決策、イ：実務的な阻害要因と解決策、ウ：制度と実務の両方に関わる阻害要因と解決策に大別できる。また、制度と実務の両方に関連する解決策として位置付けられると考えられるが、利用許諾の簡便性等の確保についての要望、提案が多く回答された（エ）。

ア 制度的な阻害要因と解決策

- 著作権保護期間が著作権者の死後「50 年」であったのは妥当性があったと思われる。ゆえに、権利者不明となる孤児著作物が大量に発生するであろう「70 年」へと、ほぼ論議なしに延長されたのは大いに懸念がある。権利保護期間再検討を含む、孤児著作物の大量発生を視野に入れた法整備もしくは運用体制整備が早急に望まれる。〔㉙〕
- ある雑誌のコーパス作成時に許諾を確認できないものについて一部収録を断念せざるを得なかった問題については近時の情報解析のための権利制限規定によりかなり使いや

すくなったようだが、それだけでなく学術利用広く一般に、いちいち許諾を取らずに済むようになるとよい。〔12〕

- 情報解析結果のコーパスを利用して原文（用例）の所在が分かっても、その用例の全体を入手できなければ学術研究にとっては不十分。〔12〕
- 条文が非常に細かく規定されているところがある一方で、一律で違法になっているところがあるなど、著作権制度が複雑に過ぎることが阻害要因の一つではないか。〔13〕
- 権利が不明となっているコンテンツ（オーファン・ワークス）の存在も阻害要因の一つである。〔13〕
- 最終的には司法判断を得る必要があるため、研究を萎縮させる効果を完全に解消させることができないが、フェア・ユースなどの一般的権利制限規定を設けることも必要ではないか。〔13〕
- 最近判決が出た音楽教室事件のような判断に非常に違和感を覚える。〔19〕
- 著作権の切れた楽譜が一斉に世に出てアマチュアなどにより盛んに演奏され世に知られる。そういうことはよくある。そうした点から、保護期間が 50 年から 70 年になったことは非常に懸念する。〔19〕
- 仮に美術館の研究職が作品等のコンテンツ等を複製する行為が私的使用のための複製の範囲に含まれないとすると、研究活動が阻害されることになる。その場合には、研究職が行う複製行為についても私的使用のための複製と同様の権利制限が必要だと考える。〔31〕

イ 実務的な阻害要因と解決策

- 学会論文誌より、営利企業の有償ジャーナルに権威（インパクト・ファクターが高い）が移ってきており、全て権利が吸い上げられてしまう。〔4〕
- 出版物に論文を寄稿する場合、論文の著作権を学協会等に譲渡することが条件とされている。自ら撮影した写真などであっても自ら自由に利用することができない現状は、おかしいのではないかと思う。〔4〕
- 業界慣行も阻害要因の一つとなり得る。エンターテインメント・コンテンツの権利者が出版物等へのコンテンツの利用についてのガイドラインを定め、それが業界慣行になっている場合があるが、研究機関がコンテンツをガイドラインで定められたよりも多く利用したとき、権利者から、ガイドラインに違反しているとの指摘を受けたことがある。〔13〕
- ジャーナルの購読料が非常に高額化している。アカデミックな研究や、市民講座のような形で市民に研究成果をフィードバックする程度の範囲での利用と購読料とが均衡していない。非常にやりづらさを感じる。ジャーナル購読料の高額化に対する解としてオープン・アクセスの仕組みがあるが、オープン・アクセスの論文を 1 つ出すには 20 万円から 30 万円の費用が必要となる。現状は出版社だけが利益を得るビジネス・モデルとなっており、ジャーナルから世の中が得るベネフィットの観点からはアンバランスだと思う。ドイツでは特定の出版社のジャーナルに投稿しないことを決めるなど、コストをかけずに重要な情報を共有することが可能なモデルを模索している。自らは利用したことはないが、プレプリント・サーバーの利用も含め、様々な試みの中から成功モデルが出たら良いと思う。〔14〕
- ジャーナルの購読料の高額化。高額化することの対策として論文をオープン・アクセスとする場合もある。しかし、その場合には投稿料が高額になるという問題が生じる。〔16〕
- 日本では、電子政府や研究関連データのみならず、一般的に「電子化」というと書類をスキャンした画像データと捉えられているケースが多い。分析をする研究者の立場からは、加工可能なデータ、もっと言えば XML や JSON 型形式で電子化されて欲しい。メタデータがきちんと付与されており、機械可読になっていないと、データとして存在しても利用可能にならない。〔16〕
- 作家の手紙なども貴重な研究素材であるが、個人的な（個人情報に関わる）ものとして捨てられてしまうこともある。パブリックなものという意識が薄い。米国では多くのものがデジタル・アーカイブされている。〔18〕

- 在野研究者の場合、大学図書館を利用することが難しかったり、利用できたとしても特に海外のジャーナルは 1 本の論文を入手するのに数千円といった費用が必要となったりと、研究に必要な専門書籍やジャーナルへのアクセスに課題がある。〔②〕
- コンテンツの利用許諾を得るのが煩雑である。〔②〕

ウ 制度と実務の両方に関わる阻害要因と解決策

- OSS に関して権利に関する表示、利用条件の表示がなされていない場合に、それらがなければ使えないのか、使えるのかといったデフォルトルールが分からないこと。〔①〕
- 共同研究している研究者同士で、入手した情報を速やかに共有したいが、現在は、著作権法によって、集めた文献集を共有できない。(個々の研究者が、情報を取りに行かなくてははいけない)。なんとか、緩和してほしい。〔⑤〕
- 膨大な時間と労力を権利処理ではなく研究にかけられるとよい。お金、時間を研究に回せること、余計な心配をせずに研究できることが必要。〔⑫〕
- 研究論文をワンストップで入手できる状態を作ることが重要と考える。ただし、あらゆる著作物を対象に無償利用の権利制限や補償金制度を導入して利用可能とするのは、著作物の種類や内容、創作された時期等によってその価値も様々であるところ、乱暴だと考える。権利制限を設けるためには、まず権利情報を集約させることから始めるべきである。〔⑬〕
- 論文の複製がしづらい状況は解消してほしい。著作権を気にせず研究を進められることが望ましい。入手できない書籍などを、内心後ろめたさを感じながら丸ごと 1 冊複製(紙、データ)している研究者は多いと思う。OCR であれば検索などもしやすく研究が非常にしやすくなる。お金を払うことは構わない。今はお金を払っても(払うつもりがあっても)使えないケースがある。〔⑬〕
- 使っていいと思う人のものはどんどん使ってもらえる、クリエイティブ・コモンズののような仕組みが望ましい。もっと言えば、現状の著作権法とは逆に、原則自由に使ってよく、著作権を守ってほしい人だけが登録などにより守ってもらえる形のほうが良いのではないか。〔⑭〕
- 美術館内の専門図書館に所蔵されている資料の中には、ほかの美術館の研究紀要など、美術館同士で無償で提供しあっているようなものも存在するが、図書館における複写に係る制限(最新の雑誌等の複写の制限、複写可能な量の制限、等)は一律にかかってきてしまう。そうした杓子定規な運用は改善されるべきである。〔⑮〕
- 美術作品の作家本人は、美術館で作品が展示等されれば自らの認知度が向上することを理解しているから、利用許諾を求めれば無償で許諾してくれることが多いのに対して、作家の著作権を相続等で承継した者にそうした理解がない場合には、そもそも許諾しなかったり、承継者間の意見対立によって許諾が得られなかったりすることがある。他方、補償金の支払を前提とする強制許諾制度を導入した場合、補償金を支払う資力がない地方の小規模な美術館などは困ることになってしまう。なかなか解が見いだしがたい。〔⑯〕

エ 利用許諾の簡便性等の確保についての要望、提案

- AI で利用するデータセットについては、本当の権利者から適法なライセンスを得ることが確実に把握可能なものが多数あるとありがたい。対価については無償が望ましいが、ライセンス条件や費用対効果を考慮して有償とすることも当然考えられる。〔②〕
- コンテンツの利用条件が事前に明確に示され、後に権利侵害を主張される心配がないような仕組みがあると良い。他方、あまりにも条件が明確になりすぎることにより、例えば内部の打合せにおける利用も難しくなってしまうことも懸念されるところである。〔③〕
- 学協会等に著作権が譲渡された著作物を利用するときにワンストップで許諾が得られるようになれば便利。現在は個別に許諾を得る必要があり、煩雑なので、図表を使用するにしても出所を明らかにした上で作り直した方が早い。〔④〕
- 簡単に権利者の許諾を得られる仕組みがあると便利。〔⑥〕

- 団体が必要ではないか。いろいろな立場の人が集まって議論しながらやっていける組織。ルールを作ったりトラブルに対応するなど、ここに聞けばわかる、というワンストップの組織があるとよい。会員の会費で運営されるようなもの。どこかの企業ということではなく、産官学が協力したほうがよい。〔12〕
- 過去の調査結果データを再利用して、研究を行うことについては、国立研究機関で行われたプロジェクトで得られたデータを共有化して、新たな研究者が利用できるようにするしくみが、国立研究機関などでは作られつつある。〔12〕
- 自由に利用されても構わないと考えている権利者によるコンテンツについても、利用の際には許諾を得る必要がある。そうした権利者が自らクリエイティブ・コモンズ・ライセンスなどにより許諾の意思を明らかにすると良いのではないか。〔13〕
- どこに聞けばいいか、窓口がわからないのが困る。問い合わせ先がわかるとよい。使って大丈夫という、安心して使える何らかの保証があるとよい。海外を含めて統一して欲しい。〔15〕
- 論文やデータ等の利用条件などが一見してわかりにくい。利用条件が例えばクリエイティブ・コモンズ・ライセンスに基づいて明示され、かつ、問い合わせ先も分かるようになるとうい。〔16〕
- ウェブサイト上で利用条件などを入力すると有償でデータの利用許諾が得られるシステムが構築されつつある。著作物についても類似のシステムを構築することができれば良いのではないか。ただし、システムの維持運営に費用を要することが課題。〔16〕
- 許諾の要否、許諾が必要な場合の利用条件がまちまちで都度確認を要することが非常に煩雑。特に楽譜の利用について顕著。それが解消されれば非常に研究は進めやすいと思う。〔19〕
- アンケートやインタビューを実施する際に使うことができる、結果の利用に関する合意書のひな形などが公開されると非常にうれしい。〔21〕
- 一定の金額を支払うことで、ネットを通して論文や研究成果などにアクセスできる仕組みがあると先行研究に当たりやすくなると考える。検索機能を充実すると、より目当ての研究を探しやすくなる。〔22〕
- 美術の世界には音楽における JASRAC や日本複製権センターのような存在がないため、許諾を得るにも一つ一つ行う必要があり、お金も手間も必要になるという二重苦の状態にある。一定の金額さえ支払えば利用できる仕組みができれば美術館の活動の助けになるという考え方もある。補償金の支払も難しい場合には、著作権者に個別に連絡を取って無償での許諾を得ることができるなどの選択肢が用意されれば良いと考える。〔31〕

オ その他

- 小中学校など学校で著作権教育が行われていると承知しているが、権利を大切に守ることだけでなく、許される利用があり、それによって文化が発展するということも伝えていく必要があるのではないか。〔13〕

2 利用者でもある権利者に対するヒアリング調査の結果

(1) 調査対象者の属性と研究内容

研究者は、著作物の利用者であると同時に、自ら執筆する論文等の権利者の立場にも立つ。そこで今回のヒアリング調査では、利用者としての意見を調査した前節の研究者 18 者のうち 13 者より、権利者としての立場に立った場合の意見を調査した。なお、前節において研究者に付したものと同一の番号を付している。

<企業に所属する研究者>

- ① IT 制御のためのコンテンツのあり方〔コンテンツ業界〕

② AIを用いたコンテンツ生成（主に音楽。画像、文章等も）〔IT 業界〕※⁴¹

④ 建設材料〔建設業界〕

⑤ タンパク質の相互作用等〔食品業界〕

＜大学等の研究機関に所属する研究者＞

⑫ 日本語学の研究、コーパスの作成・提供

⑬ エンターテインメント・コンテンツに関する法律问题

⑮ 慢性期・終末期看護学

⑯ 知的財産とイノベーションに関する実証分析 ★⁴²

⑰ 知的財産法学・実務 ★

⑱ 現代美術史、文化研究、作品分析、再制作・復元 ★

⑲ 現代音楽史 ★

＜在野研究者（個人）＞

⑲ 社会科学、計量書誌学

⑳ 怪異・妖怪に関する伝承、文学 ※

(2) 創作する著作物

ア 創作する著作物の種類

- 論文〔①②④⑤⑫⑬⑮⑲〕
- 書籍（事典、児童書、研究本）〔⑳〕
- 報告書〔①〕
- プレゼンテーション等発表資料〔①⑤〕
- プログラム・ソースコード〔①〕
- 特許出願用文書〔⑤〕

イ 著作権の帰属

- 所属企業〔①⑤〕
- 研究者個人〔⑬⑲⑳〕
- 論文誌に投稿する場合は、論文誌のポリシーによる〔①②⑤⑮〕
- 著作権の帰属について、所属する組織に明確な定めはない。〔④〕

(3) 許諾なく、かつ無償で著作物を利用しても構わないと考える場合

論文の利用について、執筆者としては多くの人の目に触れることを一様に優先しており、いかなる利用でも構わないとする回答が多い。ただし、剽窃や内容の改変、貶めるような態様での利用は認められず、また執筆者名や出典を正しく表示することを条件とする回答が複数あり、またウェブ等への無断アップロードへの抵抗感、出版者への配慮を示す回答もある。

- 論文は、どのような利用でも構わない。〔①〕
- 自身の研究をいかにして多くの人に共有してもらい、次の新たな研究につなげるかが重要であるため、研究結果たる学術論文は無償で利用されて全く構わないと思っている。とはいえ、例えば、不当に自分の研究論文を貶めるような形で当該論文の PDF が（社会的信用のない者により）アップロードされている場合などを考えると、そのようなアップロードはやめさせたいと思う。〔②〕
- 技術に関する論文なので、利用者の属性を問わず、広く使われた方が良く考える。他人の論文に利用される場合も、出典さえ付されていれば問題ない。ただし、他人の論文を利用してオリジナルの論文であるかのように公表すること（剽窃）は認められない。〔③〕

⁴¹ 書面で回答を得た研究者に※を付している。

⁴² ★を付した研究者からは、各調査項目の細部についての回答を得ることはできず、権利者として、他の研究者等に自らの論文等を利用される場合についての総論的な意見をj得ている「(11)研究利用について新たに権利制限を行うことについて／総論的コメント」を参照。

- 論文についてはぜひ共有してほしい。広まってほしい。権利者としても利用者としても、この点は強調したい。〔⑤〕
- 同一性保持権の侵害に当たるような利用ではなく、そのままの利用であれば、どのように利用されようと構わない。〔⑬〕
- 読んでもらえる方がよく、正しく引用されるなら問題ない。投稿した論文は自分のものというよりジャーナルのものという意識であり、不正利用などあまり気にならない。質問票の開発をしているともっと気になるかもしれない。営利性という意味では、配信するサイト等のそれぞれのルールにのっとっていれば、学術的でさえあれば営利が非営利かはあまり構わない。〔⑮〕
- オープン・アクセスとして、ウェブ上で誰でも閲覧できるようにして欲しいが、書籍として販売されるものについては、出版社への配慮から、この限りではない。〔⑳〕
- 例えば有償で販売する論文集に登載するような場合には、権利主張まではしないが、良い気分はしない。掲載する旨一言知らせて欲しいとは考える。〔㉑〕
- 参考文献、研究対象、バックアップ、研究資料としての保管、研究発表、引用目的等、学術的な目的での利用は問題なし。
 利用方法：コピー。PDF への変換、個人的なコピーの配布、プレゼン資料への掲載は問題なし。ウェブ上へのアップロードは許諾なしでは良いと言えない。
 利用場所：研究者の職場、公共図書館、企業内図書館、自宅は問題なし。
 利用主体：研究者個人、共同研究者、研究補助者は問題なし。（営利であっても）著者を明確にした引用、参考であれば問題なし。
 入手方法：購入、図書館からの貸与、個人的な貸し借りであれば問題なし。
 利用部分・量：一部の引用、参照であれば問題なし。2～3 割なら問題なし。〔㉒〕
- ソースコードを事業に用いる場合には許諾を要する。〔①〕

(4) 無償ではなく、補償金の支払いがあれば権利者の許諾なく著作物を利用しても構わないと考える場合

一様に、利用に対して金員を貰うという発想はみられない。

- ない。〔①㉑〕
- AI 研究を発展させるために、広く他の研究者に読んでもらいたいと考えており、そのためには利用者が利用をためらう可能性がある有償形式とするのではなく、無償の方が望ましい。〔②〕
- ない。お金よりも先行研究者としての名誉。〔⑤〕
- 補償金の支払いも求めない。自分は職業研究者であり、論文の利用料により生計を立てているのではないから、利用に際して金銭の支払いを求めるという感覚は有していない。〔⑬〕
- 事後承諾ではなく、事前に仕組みを構築した上でであれば、著作者を明確にした上であればそれ以上の条件は設けない。〔㉒〕

(5) 自らの著作物についての許諾の手続はあるか

特段の手続は意識されていない。

- 特にない。〔①〕
- 論文誌に投稿する場合は、論文誌のポリシーによる〔②〕
- ジャーナルに関しては、当該ジャーナルの発行元や販売元。〔④⑮〕
- 一般に販売される書籍で執筆したものについては、著作権の帰属も含め、あまり意識したことがない。〔④〕
- 研究者自身〔⑬㉑〕
- 引用、参照の場合は手続き必要なし。それ以外の場合は、メール等での連絡。〔㉒〕
- 自分や研究チーム、チームリーダーに問い合わせてくれればよい。〔⑤〕

(6) 許諾を求められた経験はあるか

経験はないとする回答が多いが、許諾を求めて拒否したという回答は得られなかった。出版者に配慮する回答がある。

- ない。〔①②⑤②〕
- 許諾を求められたことはあり、所属組織の秘密に係らないことであれば許諾している。〔④〕
- 大学の研究者から授業での利用について許諾を求められたことが1度ある。〔⑬〕
- 質問紙について、上司宛に問い合わせがあったことはあるが何も決めていなかったのでものまま使っていた。〔⑮〕
- 取材等で書影の利用を求められたことはある。その場合、具体的な利用の仕方を確認し、出版社と協議の上、許可を出していた。〔⑳〕

(7) 研究利用に適用可能な利用許諾の仕組みが整備される予定を知っているか

- 知らない。〔①②④⑤⑫⑬⑳〕

(8) 著作権侵害行為によって利用可能となっている場合の利用

海賊版など著作権侵害行為によって自らの著作物が利用可能となっている場合でも問題はないとする回答では、何らの問題もないとする回答、改変や名義を偽る等の場合以外は問題ないとする回答、著作権侵害であることを知らないで利用する場合は問題ないとする回答があった。一方で、本来は有償のサイトから入手すべきものが配信されている場合には問題があるとする回答、また違法なアップロード行為そのものを研究するのであればよいが海賊版サイトにアップロードされている著作物を研究対象とするのは避けるべきとする回答もあった。

- 問題ない。むしろ読まれることに感謝する。〔⑬〕
- オープン・アクセスにして欲しいと考えているくらいであるから、是非使って欲しいと考える。〔㉑〕
- 権利侵害があったことについて知らない場合には仕方がない。〔①〕
- AI 創作に関する研究が促進されるのであれば、自分の著作物は広く無償で広く使用されて構わないという立場なので、論文が自分の名義でそのまま複製されているようなケースについては、極端な事例（貶めるような形で当該論文のPDFが社会的信用のない者によりアップロードされている場合）を除けば特に問題とは思わない。なお、自分が執筆した学術論文について、名義を偽られたり剽窃や誤りを含むような改変が行われたりすることが権利者として許されないのは当然である。〔②〕
- 違法行為を行っている者が実行しているアップロード行為そのものを研究するために、当該研究に付随して著作物をダウンロードしてその内容を確認するような行為は許されてしかるべきと考えるが、ある分野の著作物について研究を行う研究者がいたとして、研究対象となる著作物が海賊版サイトにアップロードされているのを好都合だからといってダウンロードして研究対象とするのはできるだけ避けるべき。〔㉒〕
- 違う名前や内容を改変されていたら訴えるかもしれない。自分の書いた論文のままであればどのようなサイトにあっても問題ない。〔⑮〕
- 有償で提供されているジャーナルに掲載された論文がウェブサイト上にアップロードされていることがあるが、本来であれば金銭を支払わなければならない論文については問題だと考える。それ以外の論文について知識の共有をすることについて違和感はない。〔④〕
- ソースとしてしかるべきところ、確かなところから入手すべき。どこから入手したか言えないものを使うべきではない。〔⑤〕

(9) 研究目的とされる利用で侵害行為と考えた例

- ない。〔①②〕

- 引用域を超えるような引用。ただこれについては、研究効率の観点から利用できた方がいい（認められるべき）場合もあると思っている。〔⑤〕
- アイデアの盗用による論文が学会誌に投稿されることが多く、非常にまずいことだと思う。〔④〕
- 大学1年生の全クラスに論文のコピーを配布するが、実際には授業で使用しないクラスもある、という事例に接し、これはまずいのではないかと考えたことがある。〔⑬〕
- 個人の日記がその個人の死後に出版されることがあるが、どのような手続を踏んで出版しているのか判然としないと感じる。〔⑭〕

(10) 著作権侵害の注意・警告等の経験、周囲の事例

- ない。〔①②④⑤⑭〕
- 他人の論文をまるごと剽窃したとして、出版が差し止めになった事例があった。最近では大学の紀要もインターネット上で公開されるようになってきているので、そうした問題の発見が容易になってきている。〔⑬〕
- 論文のうち、表やグラフなど、むしろ著作物性が低そうな部分が利用されることについて、著作権侵害なのではないかと主張する声をよく聞く。〔⑬〕

(11) 研究利用について新たに権利制限を行うことについて／総論的コメント

無許諾の利用環境の拡大を是認する回答が多く、その中には、執筆者名の表示や改変されないことや正しい引用を条件とする回答、商業出版物に配慮を示す回答もある（ア）。一方で、権利制限ということではなく、許諾をベースとして利用を促進するという回答がある（イ）。また、利用目的によって取扱を異にするのは、峻別が難しく適当ではないとする回答がある（ウ）。

ア 無許諾の利用環境の拡大を是認する意見

- あればあった方がよい。論文は権利行使をしないし、してほしくない。〔①〕
- 問題ない。むしろどんどん使って欲しい。〔②〕
- 学術論文に関しては、クレジット表示さえすれば利用できることが望ましい。著者にも利用者にもメリットがあるだろう。〔④〕
- 事前に許諾を得なくてもよいと思うが、引用したら権利者の名前は引用文献の項目などに記載するべきだと思う。〔⑤〕
- 研究成果は基本的にはどんどん使ってほしい。引用は出典明示で。〔⑫〕
- 職業作家のような立場や出版社の立場であれば別だろうが、職業研究者としては、財産的権利に関してはいくら権利制限されても全く構わない。ただ、剽窃等の防止のため、氏名表示権などは保護されるべき。〔⑬〕
- 特に論文は近時増えているように、ネットで公開するなどオープンにして、研究者が書いたものは誰でも使えるようにしてほしい。論文で用いている信頼できるデータも合わせて公開できるとよい。〔⑫〕
- 引用等される場合に、場合によっては異なる意味として伝わってしまうことがある。引用の正確性及び著作者人格権は重要。〔⑰〕
- 公開したい（している）し、見てほしい。商業出版物に迷惑のかかる態様は避ける。ただし、使い方が適切であることは必要（引用を超えていると思しき例が散見される）。〔⑱〕
- 商業出版物に載せていないものについてはどんどん見てほしいし使ってほしい。ただし、出典の明示等適切な使い方であることは必要。盗作のような行為は許せない。〔⑲〕

イ 許諾による利用の拡大を指向する意見

- OSSについては、ライセンス手続きの表示を義務化し、表示していないものは自由に利用できるなどデフォルトルールを決めるのがよい。〔①〕
- 利用者の立場として許諾ベースの意識があり、権利者としても同様。ワンストップの処

理が可能になるとよいと思う。〔15〕

- 条件にもよるが、きちんと条件と仕組みを作り、権利者に大きな損失が発生しない形であれば、問題ないと思われる。特に在野研究の場合、大学等の研究機関に所在する研究論文等にアクセスが難しい環境下にあるため、一定の金額を支払うこと等により、インターネットを通して目的の研究論文にアクセスすることが可能な仕組みが作られれば、在野の研究者にとってはかなりありがたい環境が生まれるのではないかと思う。〔22〕
- 研究成果はコミュニティ内で使われなければ意味がないと考える。保護を強化するばかりでは研究成果が利用されなくなってしまうおそれがある。引用により利用される場合、文脈に沿った引用がされるとともに、正確なクレジット情報が表示されることが必要。利用者・権利者の双方の立場で共通であるが、コンテンツに対して、ちゃんとメタデータが付与されていて、そして機械可読になっていることが非常に大事だと思う。それが検索できない、探せないということになる。特に日本は欧米に比べて遅れている。〔16〕
- 研究論文をワンストップで入手できる状態を作ることが重要と考える。ただし、あらゆる著作物を対象に無償利用の権利制限や補償金制度を導入して利用可能とするのは、著作物の種類や内容、創作された時期等によってその価値も様々であるところ、乱暴だと考える。権利制限を設けるためには、まず権利情報を集約させることから始めるべきである。〔17〕

ウ 利用目的によって取扱を異にすべきでないとする意見

- 例えば教育目的／非教育目的、基礎研究目的／商品開発目的といった区別で著作物に関する取扱のルールが異なることは適切でないと思う。我々のような企業の研究機関でもインターンシップのような形で学生の教育に参画しており、教育目的の有無で区別することは困難であるし、学術的研究が目的なのか、営利性のある商品開発が目的なのかという区別は極めて相対的であり、こちらも区別することは難しい。〔2〕

3 権利者団体に対するヒアリング調査の結果

(1) 調査対象団体

著作権に関わる以下の団体から、回答を得た。

- ① 一般社団法人学術著作権協会
- ② 一般社団法人書籍出版協会
- ③ 公益社団法人日本複製権センター
- ④ 一般社団法人日本写真著作権協会（③団体の回答に追加して、独自の取り組み、考えに係る点のみ）
- ⑤ 公益社団法人日本文藝家協会 ※⁴³
- ⑥ 一般社団法人日本美術家連盟
- ⑦ 一般社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会 ※
- ⑧ 一般社団法人日本音楽著作権協会 ※

(2) 研究利用において、権利者の許諾なく、かつ無償で著作物を利用しても構わないと考える場合

無許諾無償の利用を認めることには多くが否定的であり、調査対象である「研究」が未定義であることから回答は難しいとする回答が最も多く（4者）、引用を除き想起できないとする回答、権利許諾のためのスキームを作ることが最適とする回答があった。一方で、論の構築のためであれば限定的な条件の下で許容できるとする回答もあった。

- 現行著作権法の下で認められる引用等を除き、研究目的であっても無償で可能と考えられる利用行為は想起できない。大学や研究機関向けであったとしても、研究目的のために

⁴³ 書面で回答を得た権利者団体に※を付している。

無許諾かつ無償で利用できるようにしてしまうと、学協会の会員となるメリットが失われ、それにより学協会の収入が少なくなることにより、学会誌等の出版自体ができなくなってしまうおそれがある。〔①〕

- 「研究」の範囲は非常に広く、本を読むことも全て「研究」に含まれる可能性を考えると、権利者の許諾なく、かつ無償で著作物を利用しても構わないと考えられる場合を軽々に述べることはできない。そのような場合は原則として存在しない、というほかない。まして、企業が企業の営利活動に資する利用行為を許諾なしにできる場合は到底考えられない。〔②〕

- オープン・アクセスの必要性は承知しているが、フリーユースの議論をするなら、「研究」の定義付けが不可欠。旧来の管理体制で利用可能なものもあるし、スキームを追加すれば可能となるものもある。

基本的に研究利用となる対象には、すでに市場が形成されている著作物利用が多いと思われる。そのような流通機構を好まない著作者は、自発的にオープン・アクセスに参加している。

このため、基本的な考え方は、集中管理を進め、もしくは著作者不明の場合の利用促進策をすすめて、スキームの整備によって問題を解決することが最適だと考える。〔③〕

- 基本的に「研究」の範囲が明確化されない限り、許容されるか否かについては検討できない。また、純粋研究と企業活動が不可分となってきた現在の、現在の情報に基づけば、基本的に権利制限等が許容されるべきではないと考える。〔④〕
- 文芸作品全般につき、論文の論の構築のため「使用」が必要な場合のみ許容できる。ただし、論文の論の構築のため「使用」が必要な部分のみ必要な量のみであり、研究結果が営利的販売物になった場合には、許諾が必要。その限りならば利用媒体・方法、利用場所、利用主体（アカデミックな立場ではない市井の研究者もある）は問わないし、入手先・入手方法は制限しない。〔⑤〕

- 現段階では想定できない。〔⑦〕

- 研究者側の現実のニーズ（研究目的の著作物利用のどこにどのような権利制限の具体的なニーズがあるのか）を明らかにすることなく、「例示」のみを記載して「例示から発想を広げてお答えいただければ幸いです。」と権利者側にアイディア出しを求めているが、権利者（信託の受益者）の利益のために忠実に行動すべき義務を負っている当協会としては、現実の具体的なニーズが示されない状況で、自ら積極的にそのようなアイディア出しを行うことは困難。

まずは、研究者側の現実のニーズを具体的に明らかにした上で、権利者の私権を制限するに足る公益性があるのかという観点からそれらのニーズを精査し、その後に、意見を聞いて欲しい。〔⑧〕

(3) 補償金の支払があれば権利者の許諾なく著作物を利用しても構わないと考える場合

非営利の研究機関の場合には補償金による報酬請求権制度が考えられるとする回答、お金を払って利用する仕組み作りが権利者・利用者の双方にメリットがあるとする回答があった。一方で、補償金を払えば利用できるということを立場上言うことはできないとする回答があった。なお、(2)と同様、ニーズが分からない中では回答困難とするものもある。

- 高等教育機関、国や行政が管轄する非営利の研究機関が学術論文等を研究目的で利用して、成果から対価を得ない場合に関しては、無許諾で利用できるが補償金を支払う報酬請求権制度を導入することは考えられるのではないかと。研究促進の観点ではその方が良くと考えられるし、国際的な調和にも資するのではないかと。

企業等による研究目的利用については別論である。企業等とアカデミアとの共同研究については、成果から対価を得るかどうかとも考慮する必要があるだろう。ただ、境界をどこに引くかは難しい問題。

海外では出版社が学術論文等を商業的に出版しているのに対して、日本では学協会が会費収入を原資として学会誌を発行する。会員数の減少により会費収入が年々減少している学協会も報酬請求権制度が導入されれば歓迎するのではないかと。

利用方法、利用態様について、ウェブサイトへのアップロードは許諾が必要な利用方法だろう。また、構造化文書として作成された電子ジャーナルを機械学習用のソフトウェアに読み込ませて新しい仮説生成をさせたり読むべき論文を示唆させたりするような使い方が広がっているが、このように複製や公衆送信にとどまらない利用については、やはり許諾を得てもらう必要があるのではないかと。機械学習については海外の出版社も同様のことを述べている。

利用される量については、定期刊行物については掲載されている1論文全体が利用できる方がよいだろう。専門書等については、欧米では全体のおおよそ10%から15%程度までとされているところ、そうした例に合わせた方がよいのではないかと。〔①〕

- 団体に権利が集中してくると一定の効果が上がる。日本では団体を会費で運用しようとするが、会費以上の価値を生み出すのは困難で、会員のインセンティブにならない。利用環境を整備するのが重要で、お金を払って使って、権利者がお金を受け取る仕組みは、権利者・利用者の双方のメリットとなる。

（教育利用にかかる補償金の議論の文脈だが）大学の研究者が組織化されていない。医薬は製薬会社がまとめているが、人文系では全くできていない。自分の著作物の管理をしないままに、他人の著作物を利用したいという。Rightsを集めて管理する必要がある。論文の利用に関する問題を早く解決するものと期待。〔③〕

- 今後検討が進んで具体的な制度についての提案が出てきた場合に対応を検討することはあり得るが、我々からは、補償金の支払いがあれば許諾がなくても良いとは言えない。

補償金は、一般的には低廉、一律に決められてしまうものであり、出版社や著作権者が許諾権を失うことによる逸失利益をカバーする額の補償金が得られるとは考えていない。補償金を受けることができたとしても、許諾権を失うことによるマイナスの方が大きいと考える。

現在運用に向けて取り組んでいる授業目的公衆送信補償金は、ある程度範囲が絞られているがそれでも範囲が拡大していく可能性がある。まして汎用性のある研究目的利用を補償金でカバーすることは考えられない。〔②〕

- 現段階では想定できない。〔⑦〕
- 設問(2)と同様。（ニーズが明確でないから、回答は困難）〔⑧〕

（4）研究利用に適用可能な利用許諾の仕組みと利用状況

現状で一定程度の利用が可能な仕組みがあるとする回答があった。また、大学での利用に関しては許諾無用としているとの回答があった。

- 著作権等管理事業者として、次の利用許諾を行っている。
 - ・ 複写複製（管理著作物の全部又は一部を、単独で、かつ、その内容及び形式に変更を加えずに有形的に複製すること）
 - ・ 転載複製（説明、報告、紹介その他の目的で、論文の一部を構成する管理著作物を利用者自身が作成する資料等に有形的に複製すること）

内部利用目的（管理著作物の複写複製物を、従業員等による閲覧、保管、その他利用者の内部における利用にのみ供する目的）であるか又は外部利用目的（紙媒体等に複写複製された管理著作物を利用者以外の者に譲渡又は貸与し、又は電磁的記録媒体に複写複製された管理著作物を利用者以外の第三者に送信する等して、従業員等以外の者の閲覧又は保管に供する目的）であるかによって、異なる使用料を設定している。

当協会が管理している国内の自然科学系学会誌のタイトル数は約6,000タイトルである。学会数では約840学会で、自然科学系に限れば高い捕捉率となっていると考える。

海外の論文誌、新聞、一般書籍等も含んだタイトル数は2017年10月時点で約330万タイトル。海外の学術雑誌等についても当協会ではほぼ網羅的に許諾することが可能である。

引用を超える転載についての、「転載複製」の利用許諾業務を開始している。利用申請も増えてきているところである。〔①〕

- 現在、一般の契約と同様の契約によって、大学等での学内利用について許諾を出して

いるが、現在ではまだ契約は進んでいない。使用料金は通常のコストよりも 20%減額で対応している。2020.2.26 現在の契約数は公立学校 117 件、私立学校が 30 件、その他の教育機関が 17 件、総計 164 件で、全契約数 2,590 のうち、6.3%にとどまっている。〔③〕

- 現状、大学の紀要、研究論文などでの利用は、承諾の必要はないものとしている。まれに、盗用と認められる利用があった場合には、抗議し、事後申請を要請する。大学の理科系分野での盗用が目立つ。利用させるのは当協会会員の文芸作品なので、一般的に承諾不要と慣例のある理科系論文ではない。〔⑥〕

- 承諾スキームは有していない。〔⑦〕

- 「研究利用」をそれ以外の利用と区別して取り扱う仕組みはないが、当協会が提供する利用承諾は「研究利用」の場合を排除していないので、「研究利用」をする方はその利用方法（演奏、録音、出版等）に応じて当協会から承諾を受けることができる。

利用承諾の際に「研究利用」であることを特定し、記録する実務運用をしていないので、「利用状況」（研究利用のために承諾を受けた件数等）を確認することは困難。〔⑧〕

（5） 承諾を求められたり問合せを受けたりした経験

多くが承諾に関する問合せを受けている。

- 主に民間企業からの承諾申込みや問合せを受けている。

当協会が行っている普及啓発活動の効果か、最近は大学の先生からの承諾申請も多くなっている。

特定の論文を利用したいとして承諾申込みが行われることもあるし、社内における一定範囲の利用について包括承諾の仕組みはないかとの問合せが行われたりすることもある。

海外の電子ジャーナルに関しては、掲載されている論文の利用条件や費用等を確認することもできるプラットフォームが用意されており、当該プラットフォームを利用するためのソフトウェア、ツールの使用権込みで契約がされている。〔①〕

- 承諾を得るための窓口についての問合せを受けることがある。JCOPY、日本複製権センター、学術著作権協会といった権利管理団体を紹介するほか、それら団体に属していない出版社の出版物に関する問合せについては、個々の出版社に問い合わせるよう案内している。〔②〕

- 権利者の所在を知りたいという問い合わせは多い。ただし、アウトサイダーが多いので、その場合は分からない。〔③〕

- 権利者の所在を知りたいという問い合わせが多い。〔④〕

- 著作権に敏感な利用者からの承諾申請がある。利用の範囲や、あればゲラなどを送ってもらい、判断する。「盗用された」という相談も利用相談の半数くらいはある。〔⑤〕

- 経験なし。〔⑦〕

- 利用承諾の際に「研究利用」であることを特定し、記録する実務運用をしていないので、「研究利用」のために承諾を求めてきた事例の有無を確認することは困難。問合せについても、受けたことがないと断定すること（「ないこと」の証明）はできないが、具体的な事例として把握しているものはない。〔⑧〕

（6） 研究利用に適用可能な利用承諾の仕組みを整備する予定

既存の仕組みや、検討中の別の取組を活用する可能性を指摘する回答がある。

- 新たな仕組みを整備する予定はないが、既存の利用承諾の仕組みを充実させるべく、JCOPY の活動を支援している。〔②〕

- 教育機関での研究利用については、著作権法第 35 条の改定による補償金制度の運用が相当すると思われるが、授業目的公衆送信補償金等管理協会への再委託については可能性があると考えている。〔③〕

- 教育利用写真アーカイブの構築を進めており、2021 年にはオープンする予定。ビネガーシンドロームで使えなくなる恐れのある過去の写真（世界各国の、学術的・図鑑的な写真、歴史的・文化的な記録写真など）、素材写真等を収集して、権利制限と承諾の範囲内では

- あるが、Web で教育関係者が無償で使えるようにする。新 35 条の補償金を原資として、ログデータにより分配を計画。社会貢献的な意味合いと、権利者の保護の両立を図る。〔④〕
- 現段階では想定できない。〔⑦〕
 - ない。〔⑧〕

(7) 著作権侵害行為によって利用可能となっている場合の利用

侵害行為は侵害行為として、特別な取扱いにする必要はないとの回答がほとんどである。

- 研究目的であれ、海賊版に該当するような論文を利用するのは問題である。〔①〕
- 例示される「海賊版サイトの実態についての研究」は非常にレアなケースなのではないか。
侵害行為によって作られた著作物を研究目的に利用することは、基本的には、侵害に該当すると考える。
著作権法の研究者が著作権侵害物品を収集しておられる例は承知しており、販売されている書籍等を購入して収集されている限りでは良いと考える。しかし、著作権法に抵触するような行為をしてまで収集する必要があるかは疑問である。〔②〕
- (個人的意見だが) 著作権侵害行為によって利用可能となっている著作物に対して、研究目的だからといって、特段の措置を講じる必要はないと考える。このような特定の目的のために特段の措置を講ずる場合、その範囲が明確になっていることが条件となる。この場合、研究目的という行為自体が厳密に定義されない以上、法的対応などは検討できないのではないかと。したがって現状では、研究目的の場合に限って措置を講ずることは困難と思われる。〔③〕
- 海賊版サイト研究以外は全く認められない。許諾の必要はなくとも、意に沿わない改変例を例示するのだから、著作権者への報告義務は課すべきと考える。〔⑤〕
- 現段階では想定できない。〔⑦〕
- 「研究」の該当範囲について、「『研究』と言えるかもしれないし、言えないかもしれない」というものも含めて、広く捉えていただければ結構です。」とされているが、そのような前提の下では、消極的・否定的に考えざるを得ない。仮に被害者(権利者)の救済に具体的に資する研究が存在するのであれば、個別具体的な対応として無償許諾等の協力・協働を検討する余地はあると考えるが、一律に権利制限の対象とすることには賛同しかねる。〔⑧〕

(8) 研究目的とされる利用で侵害行為と考えた例

- 研究者が学会発表をする場合であれば引用等として整理できる利用方法であっても、企業主催の講演会で講演をして対価を得るような場合には、許諾を得ていただく必要があると考える。
研究発表の際の資料についても、研究者自身の主張が余りなく、様々な研究者の研究成果の紹介にとどまっているような場合には、引用等に当たらず、許諾を得ていただく必要があると考える。〔①〕
- そもそもこういうことを考えなければならないことが問題。利用者にとって分かりやすくすることによって、混乱を収めることができる。普通の人の方が分かることが必要。〔③〕
- 係争中の事例あり〔⑤〕
- YouTube などの動画共有サイトでゲーム実況やゲームキャラクター考察といった動画が多くアップロードされており、これら動画においては当該ゲームに関するなんらかの考察がされているものもあることから、「研究」に該当する可能性もある。しかしながら、動画共有サイトにおけるゲーム・コンテンツの利用についてはガイドラインを設けているゲーム・ソフト・メーカーもあり、各社のポリシーに従った利用が既に行われている。〔⑦〕
- 「研究」の該当範囲について、『研究』と言えるかもしれないし、言えないかもしれないというものも含めて、広く捉えていただければ結構です。」とされているが、そのような前提の下では、「研究目的とされる利用」であっても「侵害行為」や「許諾を得て行う

べき行為」は無数に存在するものとする。一例を挙げれば、自らのブログ等で音楽評論を行っている音楽「研究」家が評論の素材として膨大な楽曲ライブラリー（楽曲の音源データの集積）を構築し、それを「研究」仲間と共有するケースなど。〔⑧〕

(9) 著作権侵害の注意・警告等の経験、周囲の事例

- 海外では、出版社等が Sci-Hub と称するウェブサイトを提訴した事例がある。Sci-Hub は、途上国などにも学術情報へのアクセスのハードルを下げるなどと称して運営されており、こうした「オープン・アクセス」的な動きを支持する人もいる。これに対して出版社側も発展途上国の研究支援をするとして「Research4Life」と称するウェブサイトに出資したりしている。

アメリカ地球物理学連合が、アメリカの石油会社「テキサコ」の研究員が同連合の著作物を複製していたとして訴え、損害賠償請求が認められた事例がある。〔①〕

- 訴訟の告知後、和解の例はある。一般的に日本の企業も権利者も訴訟は起こさないし、起こされない。数万円の使用料に対して多額の訴訟費用をかけて訴訟をする意味はない。利用者側のコンプライアンス違反によるレピュテーションリスク、社会的制裁によるダメージへの恐れも強い。訴訟は抑止され、大抵は和解で終わる。〔③〕
- 係争中の事例あり。〔⑤〕
- 把握事例なし。〔⑦〕
- 知らない。〔⑧〕

(10) 研究利用について新たに権利制限を行うことについて

補償金支払を前提とする権利制限規定を導入することに賛成の回答は1者であり、反対する回答が多い。

- 本来であればライセンスで対応可能なようにしなければならないが、日本の著作権管理団体が複数に分かれているため研究者からは非常にわかりにくく、使いにくい現状がある。それを踏まえれば、補償金の支払を前提として、無許諾で利用可能とする一定の権利制限は必要ではないか。〔①〕

- 既に様々な権利制限規定が存在する。個人の研究者であれば私的使用のための複製に関する規定があるし、大学等であれば例えば引用の範囲で可能な利用もある。さらに、柔軟な権利制限規定も整備されている。現在ある権利制限規定を超えて包括的に研究目的の権利制限規定を定めることについては、立法事実の存否から慎重に議論する必要がある。仮に立法事実があるとしても、権利制限規定が本当に必要なかどうか、また、権利者の利益が不当に害されることにならないのか、慎重に検討される必要がある。

特に学術書については、まさに研究者に使っていただくために作っているものであり、その売行きが落ちている中で自由に利用できる範囲を拡大することについて、我々の側から積極的に申し上げることは難しい。

権利制限は、電子ジャーナルなどを通じた外国の文献の利用にも影響する。欧米で行われている利用行為を超えるような利用を許す規定を設けるならば、外国の権利者からの批判にも耐えうるような規定でなければならないのではないか。

著作権法第35条（学校その他の教育機関における複製等）の教育機関には大学院まで含まれるとされるところ、例えば大学院における利用が研究に当たるのか教育に当たるのかは明確ではなく、教育に当たるとして同条の規定が適用され、複製等が可能となる部分も多々あると考えられる。こうした中で、研究目的の汎用的な権利制限規定を更に積み上げることとの整合性も検討する必要があると考える。〔②〕

- 世界的な整合性の点、マーケットが確立し出版者のコアビジネスにもなっている場合もあるため、権利制限は不適當。

管理されていない著作物／許諾の得られないものの利用（オープンワークの利用、試験問題の2次利用）は、（個人的な意見だが）思い切って利用を可能にすることが考えられるが、研究目的利用についての特段の措置ではない。〔③〕

- 利用できないのは、①許諾を得にくい、②著作権者が分からない。①は手続簡便で低廉な仕組みを作ればよい。②は裁定制度の活用で解決可能だろう。これらを権利制限でというのは短絡的。権利者のボランタリーな取り組みで、できる。

写真家はかつて多数経済的に成立していて、確実に写せる技術がバリューとなっていた。デジタル化によって、確実に写るというバリューは失われ、ギャラは暴落した。表現力のない写真家の価値が徐々に低下し、素人が撮った写真がネットで売れる。権利制限によって写真家は、より経済的に成立し難い状況に陥るだろう。（教育は必要だが）研究目的というような漠然とした権利制限はやめるべき。メディアを育てる意識を持ってほしい。

〔④〕

- 堤防の蟻の一穴で、なし崩しに何でも OK となるであろうと大変危惧される。〔⑥〕
- 既にガイドラインが設けられているような利用方法について、権利制限の対象とすることはやめてほしい。〔⑦〕
- ゲーム・コンテンツはプログラムのみならず映像やキャラクターなどが総合した著作物であり、研究のために権利制限が求められているニーズ等が今回調査結果等から明らかになってから、その可否について検討しなければならない。ただ、ゲーム・ソフトにおける営業秘密に類するようなセキュリティ部分の解析などが行われた結果、ゲーム・ソフトの不正利用に繋がるような行為についてはそもそも権利制限の対象とすべきではないと考える。〔⑦〕
- 権利者の利益ために忠実に行動すべき義務を負っている当協会としては、現実の具体的なニーズも示されない状況では、権利制限の新設に否定的・消極的にならざるを得ない。「研究と言えるかもしれないし、言えないかもしれないもの」まで含めて「研究」の範囲を広く捉えるという前提の下では、なおさらである。〔⑧〕
- 研究者側の現実のニーズを具体的に明らかにし、権利者の私権を制限するに足る公益性があるのかという観点からそれらのニーズを精査した上で、慎重に検討していただきたい。〔⑧〕

第4 研究目的に係る権利制限規定の検討を行う上での今後の課題等

1 基礎となる考え方

(1) 研究目的に係る権利制限規定の検討を行う必要性

研究者に対する実態調査の結果から、研究者は、研究を行うに当たり、研究論文のほか、書籍、新聞・雑誌記事、写真、音楽、映像等、著作物⁴⁴に該当し得る様々なコンテンツを研究利用している実態が明らかになった⁴⁵。また、その利用方法や利用態様も、論文等を紙に複写することのほか、PDF等の電子データに変換してPCやオンラインストレージに保存する、共同研究者との間で電子メールやオンラインストレージによって共有するなど、多様な形で行われている実態が明らかになった⁴⁶。

これらの研究利用の中には、研究者個人、又は研究者が所属する組織が著作権者や著作権等管理事業者から利用許諾を受けた上で行われているものや、コンテンツやその利用方法・利用態様を詳細にみれば著作権法第30条ないし第50条に規定する権利制限規定⁴⁷によって著作権が及ばないと評価し得るものもあると考えられる。

ただ、著作権者からの許諾を得た上で研究利用を行うことに関しては、許諾を申し出る先が不明であるとか、許諾を得られるまでに時間を要する、煩雑である、利用条件が厳しいといった課題を指摘する声が聞かれた。

また、研究利用の対象となるコンテンツがそもそも著作物に該当するものであるか否かが不分明であるといった意見や、対象となるコンテンツが著作物であるとして、既存の権利制限規定に基づく研究利用を行うことに関し、権利制限規定により利用可能となる範囲が分かりづらいとする意見も聞かれた。

さらに、著作権者からの許諾を得た上で研究利用を行うことの困難さ、著作物該当性、権利制限規定適用可能性の判断の難しさなどから、行いたいと思っている研究利用が行えていないとする意見もあった。

以上のような状況を踏まえると、研究利用に係る権利制限のあり方を検討する必要があるのではないかと考えられる。

(2) 権利制限規定の正当化根拠

また、研究者が行う研究利用について権利制限規定を設ける場合は、その正当化根拠をどのように考えるのかということも検討される必要がある。

著作権法第2章第3節第5款「著作権の制限」（第30条ないし第50条）は、第30条の「私的使用のための複製」をはじめとして、様々な「著作権の制限」を定めているが、これらの規定にはそれぞれ著作権を制限することを正当化する根拠を有している⁴⁸。

この点、委員会では、参考として米国の裁判例と当該裁判例を巡る学説の展開について紹介があり、これに対し、各委員から研究利用に関する権利制限規定の正当化根拠をどのように見るのか及び今後の検討の方法について、様々な意見が示された。

今後、研究利用に関する権利制限規定の創設に向けた具体的な議論を進めるに当たっては、その正当化根拠について、ニーズや具体の制度設計等を見据えながら検討していく必要があると考えられる。

【参考】

議論の素材として紹介された裁判例は、米国連邦第2巡回区控訴裁判所による American

⁴⁴ 著作権法第2条第1項第1号。

⁴⁵ 本報告書第3、1(2)ア(9頁)参照。

⁴⁶ 本報告書第3、1(2)ウ(11頁)参照。先行研究における調査結果から明らかになった利用態様(先行研究59頁)とはほぼ同様の結果である。

⁴⁷ 本報告書第2、1(3頁)参照。

⁴⁸ 各権利制限規定に係る正当化根拠の分かりやすい分類を試みたものとして、例えば、島並良=上野達弘=横山久芳『著作権法入門 第2版』(有斐閣、2016年)171頁〔島並〕、梶山敬士『著作権論』(日本評論社、2009年)80頁～81頁。

Geophysical Union 対 Texaco, Inc. 事件判決⁴⁹である。

本判決は、被告 Texaco 社に所属する研究者が原告 American Geophysical Union が著作権を有する論文を社内で複製する行為が米国著作権法の「フェア・ユース」⁵⁰として許されるか否かが争われた事例である。

連邦第2巡回区控訴裁判所は、フェア・ユースの4つの要素のうちの第4要素「潜在的市場又は価値への影響」に関する判断において、論文の複製が著作権クリアランス・センター（Copyright Clearance Cent: CCC）を通じてライセンスを得られるような市場が形成されているとして、上記第4要素に関して著作権者側に有利に働くと判断、Texaco の研究者による複製行為はフェア・ユースには該当しないと結論づけた。

委員会では、この判決に関連し、Wendy J. Gordon 教授が提唱する「市場の失敗としてのフェア・ユース」という理論に基づき、上記裁判例への批判が展開されたことが報告された⁵¹。

報告では、本件調査研究において検討対象となる研究利用に関する権利制限を、「市場の失敗としてのフェア・ユース」理論によってフェア・ユースを正当化し得る例のうち「外部経済効果が高く、直接の利用者が当該利用に対する私的な利益を超えた利益が社会に発生するために、利用を認めたほうがよい研究・教育目的の複製の事例」⁵²に該当するものとして、我が国において権利制限の正当化根拠を「公益性」（平成30年著作権法改正時の議論において権利制限規定に関する3つの「層」のうちの第3層「著作物の市場と衝突する場合があるが、公益的政策実現等のために著作物の利用の促進が期待される行為類型」の正当化根拠となる「公益性」にも相当）の中に求める議論に置き換えつつその正当化根拠を説き、こうした正当化根拠からは研究利用に関する権利制限に関して次の3つの示唆が得られるとした。

- ① 研究目的について、外部経済効果が存在する（公益性を有する）ものに限定される。したがって、最終的に外部に発表することを目的とする研究に係る研究利用が権利制限の対象となり、研究成果が公表されることがない研究（趣味による内的な研究にとどまるものなど）に係る研究利用は権利制限の範囲外となる。
- ② 著作権者への対価について、外部経済効果が存在する（公益性を有する）研究に関しては、研究者と著作権者との取引に係る対価は研究の外部経済効果を踏まえたものになっておらず、著作権者と研究の外部経済効果から利益を享受する社会との関係では市場の失敗が生じている。この場合、権利を制限することにより、研究活動を促進したほうが、相対的に社会にとって望ましい帰結がもたらされると判断される場合には、研究利用に関する権利制限を正当化することとなる。ただし、権利制限がなされることにより創作のインセンティブが過度に害されてしまい、無料で著作物を利用させることが望ましくないと判断される場合には、補償金制度の導入が考えられる。ただし、この場合、たとえば著作権者と研究者の間の取引に委ねた場合に形成されるであろう価格そのものを補償金額としたうえでその負担を研究者に課してしまうと、研究者が外部効果を吸収しきれない以上、結局、所期の通りには利用が進まないことになりかねない。そこで、そのようにして形成される対価よりも補償金額を低廉なものとする制度の導入が考えられる。
- ③ 研究に至る過程における著作物の利用（研究利用）と著作物である研究成果（研究の結果執筆された論文等）そのものの利用とは分離して考えるべき。後者は書籍等として出版等される際、出版等する出版社等と著作権者との間で交渉がなされるところ、研究者の数よりも出版社の数は相対的に少なく、著作権者と1対1で個別に交渉しうる以上、問題状況を異にするため

⁴⁹ *American Geophysical Union v. Texaco, Inc.*, 60 F.3d 913 (2d Cir. 1994). 本裁判例に関する日本語による解説として、「科学雑誌中の論文を社内コピーすることはフェア・ユースにあたらぬ、とした例 —米国第二巡回区判決— *American Geophysical Union 等 v. Texaco, Inc.*」SLN No. 60（ソフトウェア情報センター、1995年）などがある。

⁵⁰ 17 U.S.C. § 107.

⁵¹ 田村善之「著作物の利用行為に対する規制手段の選択 —続・日本の著作権法のリフォーム論—」著作権研究第42号（有斐閣、2016年）22頁～68頁。その他、関連する論文として、田村善之「日本の著作権法のリフォーム論 —デジタル化時代・インターネット時代の「構造的課題」の克服に向けて—」知的財産法政策学研究第44号（2014年）25頁～140頁、村井麻衣子「著作権市場の生成と fair use —Texaco 判決を端緒として—」知的財産法政策学研究第6号、第7号（2005年）、村井麻衣子「フェア・ユースにおける市場の失敗理論と変容的利用の理論」知的財産法政策学研究第45号～第51号（2014年～2018年）。

⁵² 田村善之「著作物の利用行為に対する規制手段の選択 —続・日本の著作権法のリフォーム論—」著作権研究第42号（有斐閣、2016年）28頁

に、制度の選択肢についても別論が成り立ちうるからである。研究成果が現れるまでの過程における著作物の複製等の行為に焦点を当てた立論をすべき。

以上のような報告に対し、また今後の検討の進め方について、委員からは、例えば次のような意見が示された。

- 米国法における議論を持ち出すのではなく、最終的には社会全体の公益や効用、それらとの比較衡量という議論でよいのではないか。
- 公益といってもなかなか結論が出てこないから、米国法を持ち出すということではないが、どういう考え方で研究目的を捉えるかについて、市場の失敗のようなことを基本にもの考えるということではないか。色々な示唆が米国法なり、ドイツ法とか、大陸法とかにあるかもしれない。
- 研究目的で権利制限をするという発想自体、そもそも無理、不可能ではないか。研究という概念があまりにも抽象的なので、これをもう少し砕いていかないと使い物にならない。私的利用ではカバーできない行為で、研究者の研究のために役立つ部分を権利制限したいという意味だろうと思うが、これを捉えるのがなかなか難しい。消去法的にいったほうがいいのか。

また既得権を侵害することは無理なので、例えば先行市場があるときにそこは除外するなど。また公益的な何かから研究資金を手当てして、そこからのアウトプットについては、また扱いが違ふかもしれない。そうしたものをブロック的に除外していく。そういうものを組み合わせるぐらいしか、やりようがないのではないか。

- 研究自体での権利制限は無理とは思わないが、ライセンス市場を崩すような権利制限はできない。むしろファクトから、地に足を着けて議論していけばよいのではないか。
- 示唆を受けるものは基礎となる考え方に盛り込みつつも、日本法の現行法の規定などをベースに考え方を組み立てていいのではないか。
- 私的複製等ではカバーできないところを、どう手当てしていくかというアプローチでよい。それを全部研究と言ってしまっているのかどうかは別議論だが。米国判決で、フェア・ユースの総合考慮の中身の要素の捉え方辺りを参考にすることができるのではないか。
- 研究目的は様々な場合分けがなされるので、例えば大学で学術研究のために学術論文を使う場合とか、全く反対に在野研究者が一般のコンテンツを使うなど、バリエーションがあるので、そのバリエーションごとに議論していくしかないのではないか。
- 研究者ではない人の研究目的や、一般の人でも利用するようなものを研究対象にする場合の研究などもどう考えるかという問題もある。
- 研究者のサークルの中で（默示的に）利用されているものもあれば、それ以外の私的複製による利用を組み合わせれば、かなりの部分はできるかもしれないので、そこを中心に、あとは、どこが足りないかを検討していくほうが検討しやすい。

2 論点

実態調査の結果から、研究利用の実態や利用ニーズ、課題等、権利者の立場や懸念等は多種多様であることが明らかになった。このため、研究利用を促進し、もって我が国における研究を活発にするためには、一つの権利制限規定を創設するにとどまらず、他の規定の整備や運用面での対応なども含め、様々な施策の組み合わせにより総合的に対応する必要があると考えられる。個別の論点については、以下のとおりである。

(1) 研究利用の実態と現行著作権法との関係

研究者に対する実態調査の結果、研究利用は、多種多様な形で行われていることが明らかになった。

研究者によるこれらの利用の中には、私的使用のための複製⁵³、著作物に表現された思想又は感

⁵³ 著作権法第30条。

情の享受を目的としない利用⁵⁴、引用⁵⁵、営利を目的としない上演⁵⁶等既存の権利制限規定に基づき許容されると考えられるものもあり得ると考えられる。また、研究者を主体とする利用行為ではないが、図書館における著作物の複写は図書館等における複製等⁵⁷として一定程度許容されるものもある。また、共同研究者間における電子メールやオンライン・ストレージなどを通じた情報共有は、「公衆」⁵⁸に対する送信行為に該当しないものとして、公衆送信権等⁵⁹が及ばない場合もある（ただしこの場合も、複製権の侵害に当たる可能性はある）と考えられる。

研究利用に関する権利制限を検討するに当たっては、研究者による各利用行為が既存の権利制限規定に照らして許容されるか否かについて一定の仕分けを行うことがまずは必要となると考えられる。

また、上記の仕分けの結果、研究者にとって一般的な行為でありながら既存の権利制限規定が適用されないことで、著作権法を厳格に適用した場合には研究行為の継続が困難となるような、比較的緊急性、重大性が高いと考えられる利用行為については、これを優先的に検討することも考慮する必要があると考えられる。

なお、研究利用と現行著作権法との関係について研究者が必ずしも十分に理解していない状況の中では、研究者が利用行為に対して必要以上に萎縮的になっていたり、逆に現行著作権法上可能な行為を過大に広く解釈してしまっていたりするおそれもあると考えられるところ、著作権法についての知識をあまり有していない研究者に対して研究利用についての分かりやすい説明を行う資料やそうした説明が行われる機会が設定されることも、研究利用と現行著作権法との関係では重要であると考えられる。

(2) 既存の利用許諾市場への影響

研究者に対する実態調査の結果、研究利用の対象となる著作物は、言語の著作物、音楽の著作物、美術の著作物、図形の著作物、映画の著作物、写真の著作物、プログラムの著作物と、著作権法第10条第1項に例示された著作物のほとんど全てが含まれる。

これら著作物の中には、著作権等管理事業法（平成12年法律第131号）に基づき登録を受けた著作権等管理事業者が著作権者から著作権の管理委託を受けて利用の許諾をしたり利用の許諾の取次ぎをしたりしているものがある。また、例えば出版社が出版契約に基づいて利用許諾に係る窓口業務を行っているといった場合もある。

既に一定の利用許諾市場が形成されている、又は、一定の利用許諾市場が形成される見込みが高いところに新たな権利制限規定を創設するに当たっては、それらの市場への影響を考慮し、権利者の利益保護について適切な配慮を行うことが考えられ、研究利用について新たな権利制限規定の創設を検討するに当たっても、そのような配慮を行うことを検討する必要がある。

なお、本件調査研究の実態調査においても、著作物を利用する研究者の中には、商業的に利用されている論文の取扱いについて、出版者の利益に配慮する回答がみられる。

(3) 著作権者の利益への影響

文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約第9条は、複製権について次のように定めている⁶⁰。

第九条 〔複製権〕

- (1) 文学的及び美術的著作物の著作者でこの条約によつて保護されるものは、それらの著作物の複製（その方法及び形式のいかなを問わない。）を許諾する排他的権利を享有する。
- (2) 特別の場合について(1)の著作物の複製を認める権能は、同盟国の立法に留保される。ただし、

⁵⁴ 著作権法第30条の4。

⁵⁵ 著作権法第32条。

⁵⁶ 著作権法第38条。

⁵⁷ 著作権法第31条第1項。

⁵⁸ 著作権法第2条第5項。

⁵⁹ 著作権法第23条。

⁶⁰ 公益社団法人著作権情報センター「著作権データベース」より引用。 https://www.cric.or.jp/db/treaty/t1_index.html

そのような複製が当該著作物の通常の利用を妨げず、かつ、その著作者の正当な利益を不当に害しないことを条件とする。

(3) 録音及び録画は、この条約の適用上、複製とみなす。

上記のうち第2項はいわゆる「スリーステップテスト」と称されるものであるが、上記の「既存の利用許諾市場」の有無にかかわらず、ベルヌ条約の同盟国たる我が国は、研究利用であれ、複製権について権利制限規定を創設するに当たっては、「当該著作物の通常の利用を妨げず、かつ、その著作者の正当な利益を不当に害しない」ことが条件となる。

研究利用に関する権利制限規定を創設する場合においても、この「スリーステップテスト」に反しない形での制度設計をする必要があり、例えば補償金請求権の付与についても選択肢の一つとして検討する必要があると考えられる。

また、実態調査では、特に著作権者でもある研究者からは、自らの著作物は自由に利用される方が望ましいと考えつつも、当該著作物が出版社により有償の出版物として販売されているものである場合には、研究利用に関する権利制限規定が創設されることによる出版社の出版事業への影響に配慮する声もあった。特に、研究利用に関しては、学術書の出版社への影響を十分に考慮する必要があると考えられる。

(4) 権利制限を適用する研究の範囲

本件調査研究においては、「研究」についての定義を置いて範囲を限定することなく、例えば「よく調べ考えて真理をきわめること。」（広辞苑 第7版）といった一般的な意味における「研究」を行っていると考えられる者を「研究者」として、実態調査を行っている。

しかし、研究利用に関する権利制限規定の創設を検討するに当たっては、対象となる「研究」の範囲を一定程度画定していく必要があると考えられる⁶¹。

その場合の考慮要素としては、例えば次のようなものが考えられる。

ア 研究主体の属性

本件調査研究において実態調査の対象となった研究者は、企業に属する者、大学に属する者、図書館に属する者、美術館に属する者、そして研究者としての所属を有しない者（いわゆる「在野研究者」⁶²）である。

権利者団体の中には、「高等教育機関、国や行政が管轄する非営利の研究機関が学術論文等を研究目的で利用して、成果から対価を得ない場合に関しては、無許諾で利用できるが補償金を支払う報酬請求権制度を導入することは考えられるのではないかと。研究促進の観点ではその方が良いと考えられるし、国際的な調和にも資するのではないかと。企業等による研究利用については別論である。」との意見を述べる者もあり、研究主体の属性により研究利用のための権利制限規定の適用の有無や利用条件について差異を設ける可能性が権利者の立場から示唆されているところである。ただ、利用者の立場からは、企業と大学等との共同研究が多く行われている昨今において、同じ研究チームであるのに許容される行為が異なることには戸惑いもあることだろう。

既存の権利制限規定の中にも著作物を利用する主体の属性（例えば、個人⁶³、図書館⁶⁴、学校⁶⁵等）により固有の定めを置く例があり、研究利用について新たな権利制限規定の創設を検討する場合に

⁶¹ 委員会では、「研究」概念があまりにも抽象的であり、そもそも研究利用一般に係る権利制限規定を定めることはできないのではないかと意見があった。これに対しては、個人情報保護法第76条第1項第3号において、「大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者」が「学術研究の用に供する目的」で個人情報等を取り扱う場合は同法第4章「個人情報取扱事業者の義務等」を適用しないとされていることが参考になるのではないかと意見があった。また、「研究」について定義するのは困難であるから、例えば大学教員が行っているものの多くが「研究」であるとイメージするような典型的なものを「研究」として、それと同等の行為を行っている者の行為は「研究」に該当すると定義するほかにないのではないかとする意見もあった。

⁶² 荒木優太編著『在野研究ビギナーズ——勝手にはじめる研究生活』（明石書店、2019年）1頁では、「在野研究とは、ごく簡単に、大学に所属をもたない学問研究のことを指している。」としているが、本件調査研究においては、企業、大学を含め、研究者としての所属先を有しない者として、より広く捉えている。

⁶³ 著作権法第30条。

⁶⁴ 著作権法第31条。

⁶⁵ 著作権法第35条。

は、研究主体の属性による適用の有無やその範囲の在り方についても検討する必要があるものと考えられる。なお、この論点は、後述する営利目的との関連を有するものと考えられる。

イ 研究分野

本件調査研究における実態調査の対象となった研究者の研究分野は、食品、化学、建設、IT など、特定の産業分野に関わる研究のほか、人文科学（言語学、民俗学、美学、音楽学等）、社会科学（知的財産法学等）、医学等、多岐にわたるが、これら研究分野によって研究利用に関する権利制限の適用の有無やその範囲などを画するかどうか検討される必要があると考えられる。

ウ 研究目的

本件調査研究において実態調査の対象となった研究者の研究目的は、企業の事業活動に資するため、広く産業や文化・芸術等の発展に資するためなど、様々なものがあると理解される。また、例えば企業の事業活動に資するための研究も、特定の製品開発等に直ちに結びつくものではない「基礎研究」に属するものもあれば、特定の製品を開発することを直接の目的とした研究もあると考えられる⁶⁶。

研究者が所属する組織の観点からも、例えば企業であれば定款記載の事業目的、国立大学法人であれば国立大学法人法（平成 11 年法律第 162 号）第 22 条に規定される業務、国立研究開発法人であれば各法人の設置法に定める目的などが、それぞれ、研究目的に相当するとも考えられる。

さらに、企業や大学等に所属しない「在野研究者」に関しては、その成果が組織に属する研究者によるものと同様に、広く産業や文化・芸術等の発展に資する目的で行われていると考えられる場合もあれば（本件調査研究における実態調査の対象となった在野研究者の一人は、研究成果を世に問うことこそが研究の目的である旨述べている。）、特別な目的を有するわけではないが「好きなもの」を追求した結果「研究」に至る、いわば「好きなものを追及することが目的」といった場合もあると考えられる。

「研究目的」には様々なものがあると考えられる中で、研究利用に関する権利制限規定の創設を検討するに当たっては、研究目的による権利制限規定の適用の有無やその範囲の在り方についても検討する必要があるものと考えられる。

エ 「営利目的」の考え方

本件調査研究における実態調査の対象となった研究者のうち、企業に属する研究者の多くは自らの研究が営利性を帯びているとの認識を示しているが、基礎的な研究は非営利的との認識を示す回答もある。また、学術的研究が目的なのか、営利性のある商品開発が目的なのかという区別をすることは極めて難しいとする回答もある。大学に属する研究者の中には、企業との共同研究を実施する場合があることを踏まえ、自らの研究が営利性を有するものであるか否かに関する問に対して明確な答えを持たない者や、共同研究の段階では非営利的と考える者もある。

また、研究を専業とする大学所属の研究者の中にも、今般の実態調査での営利性についての質問に対して、研究成果を基にした書籍出版を営利であると捉える回答があった。また一般的に研究者の中には、大学から給与を得ていることにより大学における研究が営利性を帯びるのではないかと、あるいは、研究成果が書籍として販売される場合には研究が営利性を帯びるのではないかと、との疑問を示す者もあった。

研究を営利目的と認めるか否かの問題は、「研究主体の属性」にも関係するものであるが、既存の権利制限規定の中にも営利を目的としないことを要件とするものや⁶⁷、営利を目的とする場合には、営利を目的としない場合とは異なる取扱をするものがあるところ⁶⁸、営利目的であるか否かに

⁶⁶ ただし、本件調査研究における実態調査の対象となった企業所属の研究者からは、いわゆる基礎研究と製品開発研究とを明確に分けてはいない、あるいは分けられない、という意見もあった。

⁶⁷ 図書館等における複製等（著作権法第 31 条）、営利を目的としない上演等（著作権法第 38 条）。

⁶⁸ 例えば、教科用拡大図書等の作成のための複製等（著作権法第 33 条の 3 第 2 項）、試験問題としての複製等（著作権法第 36 条第 2 項）。

よって研究利用に関する権利制限の適用の有無やその範囲を画する場合には、「営利目的」に属する研究の範囲についての考え方なども併せて検討する必要があると考えられる。

オ 資格要件の必要性

本件調査研究における実態調査の結果には直接的にはみられないが、文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会（第2回）（令和元年9月18日開催）の議事中、「プロセス的ないし手続的に一定の要件を満たしたものは「研究」として、権利者の権利行使を制限する対象として認定するというような考え方もありうるか」と思います。（中略）ソフトロー的ないし手続的に一定の組織の審査プロセスをソフトロー的に経ていれば、原則として研究として認めるとかの考え方もありうるでしょうか。僕の属している科研費の研究でも多くの場合、倫理審査を大学で受けています。（中略）そういう種類の、何らかの研究機関にちゃんとした委員会、外部の学者も入れたような委員会であつた研究として、オーソライズすれば、権利制限をめぐって訴訟になった場合に、証明責任とか、主張責任が移転するような手続的制禦もありうる気がします。」との意見が委員から示されている⁶⁹。

研究が公的助成を受けたものであるか、あるいは何らか一定の審査を得たものであるかといった、研究利用に関する権利制限規定の適用を受けるための何らかの「資格」に相当する条件を設ける必要性についても考慮する必要があると考えられる。

カ 研究成果の公表や社会への還元

研究成果の公表や社会への還元を研究利用に関する権利制限の対象となる「研究」を画する考慮要素とすることに関しては、文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会（第2回）（令和元年9月18日開催）の議事において委員から「情報収集しても成果に結び付かないということもあるわけですし、またそれには公表には時間が掛かるということは、私も経験しております。またさらには、私たちは公表すべき媒体というものを比較的容易に見付けやすい立場にあるかと思いますが、そういったものを見付けにくい立場にある方が研究をしたいと思っておられることもあるはずで、そういったことも考える必要があるだろうというふうに思います。」との意見が示されており、委員会においても、これを考慮要素とすることを示唆する意見が示された⁷⁰。

研究成果の公表や社会への還元を「研究」を画する考慮要素とするか否かについては、これを考慮要素とすることの必要性や、研究成果の公表や社会への還元が実際に行われる研究に限定するのか、又は最終的には成果が得られなかった等の事情により研究成果の公表や社会への還元が行われない研究であつたとしてもそれを目的として行われるものであれば対象に含めるのか、といった点が論点になるものと考えられる。

キ 研究の準備段階の取扱

前記オの資格要件が必要とされた場合にも当てはまるが、実際に「研究」に至っていない、研究の準備段階における情報収集過程での著作物の利用を研究利用に関する権利制限規定の対象とするか否かについても検討する必要があると考えられる。

(5) 対象とする著作物（コンテンツ）の種類

1(1)にも記載のとおり、研究者に対する実態調査の結果から、研究論文のほか、書籍、新聞・雑誌記事、写真、音楽、映像等、著作物に該当し得る多種多様なコンテンツが研究利用されている実態が明らかになった。

⁶⁹ 文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会（第2回）議事内容。 https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/hoki/r01_02/

⁷⁰ 前記1(2)の【参考】において示したとおり、委員会では、米国における「市場の失敗としてのフェア・ユース」理論を正当化し得る論理の一つから、最終的に外部に発表することを目的とする研究に係る研究利用が権利制限の対象となり、研究成果が公表されることがない研究（趣味による内的な研究にとどまるものなど）に係る研究利用は権利制限の範囲外となるとの示唆が得られるのではないかと、との見解が示された。

これら多様なコンテンツ（著作物）のうち、例えば研究論文に関して、権利者団体から、「特に学術書については、まさに研究者に使っていただくために作っているもの」であるとの指摘があった。

研究論文を内容として出版社⁷¹から出版・販売される学術書やジャーナルは、研究者やその所属する研究機関等によって購入されることを主な目的としていると考えられるところ、研究利用に関する権利制限規定の設計によっては、学術書やジャーナルの販売を通じて対価の獲得を期待している出版社の本来的な販売市場に対して大きな影響を与えることになり得る。

この点、研究論文の著作者として権利者の立場にも立つ複数の研究者が、著作者、著作権者としての研究者自身は自らの研究論文が無償で利用されることはむしろ歓迎するとしつつも、出版社への影響をおもんばかる回答を寄せており、また、委員会においても、出版社によるプロデュース、広告宣伝、あるいは権威付けといった活動を通じた著作物の普及機能を著作権が支えている側面があり、その点にも配慮する必要があるのではないか、との意見が示された。

その他のコンテンツ（著作物）に関しても、その種類によっては、研究利用が当該コンテンツ（著作物）に係る著作権者等が当該コンテンツ（著作物）を通じて対価の獲得を期待している本来的な販売市場等に影響を与える程度が大きくなる場合もあると考えられる。

このように、コンテンツ（著作物）の種類ごとの本来的な販売市場等への影響の程度についても考慮しつつ検討する必要があると考えられる。

他方、再び学術書を例とすれば、「絶版」となった学術書に関しては、研究者が当該学術書を研究のために入手することが難しくなる一方で、研究者が当該学術書を複製等した場合であっても著作権者や出版社の経済的利益への影響は限定的であると考えられ、著作権法に「絶版等資料」に係る特別な定め⁷²が置かれていることも参考として、現に販売され市場での入手が容易なコンテンツ（著作物）との間で権利制限規定の適用に差異を設けることを検討することも考えられる⁷³。

（6） 利用方法・利用態様

本件調査研究における実態調査から、研究者は、研究者自身が使用する目的で著作物等を紙に複製したり、電子化してコンピュータに保存したり、また、共同研究者との間で電子メールやストレージサービスを通じて著作物等を共有したりと、様々な方法・態様により著作物等コンテンツを利用していることが明らかになっている。また、複製や送信といった、もとの著作物等の改変を伴わない利用のほか、例えば他の研究者による論文に掲載された図表を参照して別の図表を作成するなど、改変等を伴う利用も行われている。

他方、研究者であり、かつ権利者でもある実態調査対象者に対し、著作物の研究利用についての権利者の立場からの考え方を聴取したところ、自らの著作物は自由に利用される方が望ましいとの考え方を示す者が複数みられたところであるが、こうした考え方を示す者も、自らの論文等の著作物が研究目的のために利用される場合には、改変をせずにそのまま利用することや、「クレジットを表示すること。」が必要であるとの考え方を示している⁷⁴。

⁷¹ 研究者に対するヒアリング結果によると、理系の学問分野においては特にジャーナルの出版社は研究者に対して論文に係る著作権の譲渡を求めることが一般的であり、文系の学問分野においては研究者が著作権を保有し続けることが一般的であるとされ、著作権法との関係では、出版社は著作権者の地位にあって著作権を有する場合もあれば、著作権法上は何らの権利も有しない場合もあるが、ここでは専ら著作物たる出版物の市場に与える影響に着目し、出版社の著作権法上の地位については触れない。

⁷² 著作権法第31条第1項第3号、第2項及び第3項。

⁷³ この点、委員会では、委員から、欧州で採択された「デジタル単一市場における著作権に関する EU 指令」(Directive (EU) 2019/790 of the European Parliament and of the Council of 17 April 2019 on copyright and related rights in the Digital Single Market and amending Directives 96/9/EC and 2001/29/EC (OJ L 130, 17.5.2019, p. 92)) に文化遺産保存機関 (cultural heritage institutions) による商業流通外作品 (out-of-commerce works) の利用に関する規定が盛り込まれたことの紹介があった。

⁷⁴ 「クレジットを表示する」の意味について、ヒアリング対象者も著作権法第32条（引用）の要件の一つであると解される「出所表示」を主に念頭に置いていると考えられるが、名和小太郎『学術情報と知的所有権—オーサシップの市場化と電子化』（東京大学出版会、2002年）122頁～123頁では、医学雑誌編集者国際委員会（ICMJE）の定めるガイドラインでは「研究に寄与した人には別項でクレジット（謝辞）を述べるべき」とされていること、及び「『クレジット』を述べる相手としてはつぎのような人を掲げている」として「(i)著者としてではないが、全般的な援助をしてくれた人。(ii)技術的な援助をしてくれた人。」等が掲げられていることが紹介されているように、研究者によっては、「クレジット

さらに、本件調査研究における実態調査の対象となった権利者団体の一つからは、複製や送信といった改変を伴わない利用と改変を伴う利用とでは研究利用に関する権利制限規定の適用も異なるべきではないかとの指摘もなされている。

以上から、研究利用に関する権利制限規定の創設を検討するに当たっては、例えば利用に当たって改変が行われるか否かや、「クレジット」の表示を伴っているか否か⁷⁵など、利用方法・利用態様による権利制限規定適用の有無及びその範囲等について、研究利用における慣行にも配慮しつつ、検討する必要があるものと考えられる。

(7) 利用する割合

研究利用の対象となる著作物のうち、どの程度の割合の利用が権利制限規定に基づき可能となるべきであるかについて、本件調査研究における実態調査の対象となった権利者団体の一つからは、「定期刊行物については掲載されている 1 論文全体が利用できた方が良好だろう。専門書等については、欧米では全体のおおよそ 10%から 15%程度までとされているところ、そうした例に合わせた方がよいのではないか。」といった意見が示されたところである。

この点、「図書館等における複製等」に関して、図書館等は、「図書館等の利用者の求めに応じ、その調査研究の用に供するために、公表された著作物の一部分（発行後相当期間を経過した定期刊行物に掲載された個々の著作物にあつては、その全部。第三項において同じ。）の複製物を一人につき一部提供する場合」に図書館等の図書等を用いて著作物を複製することができるとされているところ⁷⁶、この「一部分」について、例えば国立国会図書館においては、単行本は「著作物全体の半分まで。」、短編集・論文集・分担執筆などは「それぞれの作品・論文・執筆箇所の半分まで。」などと運用されている⁷⁷。本件調査においては、研究対象としては著作物全体を入手しなければ意味がないという回答がみられた。研究目的の利用としては同じでありながら、研究の参考のために他人の論文を入手する場合とでは、区別されるべき事情があるのかもしれない。

研究利用に関する権利制限規定の創設を検討するに当たっては、複製可能な量に関する国際的な慣行、図書館における著作権法第 31 条の運用の実態、また、研究者による研究利用との相違点等も踏まえ、利用可能とする割合を限定するか否か、限定する場合はその割合についての検討をする必要があると考えられる。

(8) 利用する著作物の適法性

本件調査研究は、平成 30 年度の著作権分科会法制・基本問題小委員会において、侵害コンテンツのダウンロード違法化の対象範囲の見直しが検討される中で、それをきっかけとして、研究目的に係る権利制限規定の創設について検討する必要性が指摘されたことに端を発したものである。例えばいわゆる海賊版サイトにアップロードされた著作物のように、違法な手段によって利用可能とされている著作物を研究目的のためにダウンロードして利用することの是非については、本件調査研究における実態調査では、研究者による研究対象が例えば海賊版サイトそのものであるなどの場合には認められるといった趣旨を述べる意見や、権利者の立場に立っての意見としても一定程度で自由に行われてもよいという意見があった。また、ウェブサイトから著作物等をダウンロードして利用することがあると述べる研究者の中には、著作物等が適法にアップロードされているものであるか否かを特段意識することなく通常利用していると述べる者もあった。

(9) 権利制限以外の方法による対応可能性

本件調査研究における実態調査の対象となった研究者からは、研究利用の阻害要因や、当該阻害

ト」の意味する範囲が著作権法第 32 条の要件としての出所表示にとどまらない場合があることを考慮しておく必要がある。

⁷⁵ これに関しては、例えば著作権法第 48 条が著作物の引用による利用の場合等において「著作物の出所を、その複製又は利用の態様に応じ合理的と認められる方法及び程度により、明示しなければならない。」としていることも参考になると考えられる。

⁷⁶ 著作権法第 31 条第 1 項第 1 号。

⁷⁷ 国立国会図書館「著作権にかかわる注意事項」。https://www.ndl.go.jp/jp/copy/copyright/index.html

要因を解消するために考えられる研究利用に関する権利制限規定創設以外の方策等に関する示唆を受けることができた。これらは研究利用に関する権利制限規定創設に直接関係する問題ではないとも考えられるが、研究利用を促進し、もって我が国における研究を活発にするとの観点からは有用な論点ではないかと考えられる。

ア 利用許諾等のワンストップ化

複数の研究者からは、例えば著作物等の利用許諾を得て研究利用をしようとしても、許諾を申し出る窓口が不明であったり、窓口が明らかであったとしても多くの著作物等について個別に許諾を申請しなければならなかったりして煩雑であったりといった問題が指摘され、この問題に対する解決策として、利用許諾等の窓口を一本化した方が良いのではないかと考えが示されている。利用許諾等のワンストップ化については様々な場面で取組が行われているところではあるが⁷⁸、その一層の促進も重要な論点ではないかと考えられる。

イ クリエイティブ・コモンズ・ライセンス等の利用促進

ベルヌ条約同盟国において、著作権は何らの方式も要することなく創作と同時に発生するものとされているところ、特に研究者の創作に係る著作物の場合には、著作者たる研究者は自らの著作物を自由に利用してもらいたいと考えていることが多いと考えられる一方、その意思が必ずしも明らかにされていないことから、クリエイティブ・コモンズ・ライセンス⁷⁹のように著作権者の意思を明らかに表示して著作物の利用を活発にするための取組を促進していくことの必要性を述べる者、さらには表示を義務化すべきという意見さえあった。こうした取組をいかに促進するかについても重要な論点ではないかと考えられる。

ウ 学術論文のオープン・アクセスのさらなる推進

学術論文に関してはいわゆる「オープン・アクセス」に関する各種取組が行われており、我が国においても例えば、「J-STAGE」と称するウェブサイトが「オープンアクセスを推進する情報発信・流通基盤としての役割を果たすことを目的」として開設されるなどしている⁸⁰。次項に述べる有償のジャーナルの利用料の高額化への対策としても有効であるとの回答も聞かれたところであり、こうした取組をさらに推進することで学術論文の研究利用を容易にしていくことも重要な論点であると考えられる。

エ 学術論文に係る著作権の帰属先

本件調査研究における実態調査の対象となった研究者からは、学術論文のうち、特に自然科学分野の論文に関しては、学界において高い権威を持つ有償ジャーナルを出版する出版社が論文掲載の条件として研究者に対して著作権の譲渡を求めていることにより、当該論文の著作者である研究者自身も自らの論文を自由に利用できなくなったり、有償ジャーナルの購読料金が高額化するなどの問題が発生しており、特に料金高額化により、大学においても購読するジャーナルの数を減少させる必要が生じたり、あるいは組織に属さない在野研究者が自らの資金でジャーナル掲載の論文を利用することが難しくなったりといった、論文の研究利用に対する弊害が生じている事実を指摘する

⁷⁸ 平成 30 年著作権法改正による改正後の著作権法第 35 条では、教育機関の授業の過程における公衆送信による著作物の利用に関する権利制限が置かれ、学校の設置者が、指定管理団体に一括して相当な額の補償金を支払うことを条件として、授業の過程において無許諾で著作物の公衆送信（インターネット送信等）を行うことが可能とされたところ、併せて、関係する各権利者の利益を代表する団体等を構成員とする一般社団法人が文化庁長官による指定を受けた場合には当該団体によってのみ補償金を受ける権利を行使することができることとされた（同法第 104 条の 11、第 104 条の 12）。これを受けて設立された一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会（SARTRAS）が文化庁長官の指定を受けたことにより、補償金の支払いに係る窓口の一元化が実現されている。

⁷⁹ <https://creativecommons.jp/licenses/>。

⁸⁰ オープン・アクセスの概要等について、科学技術・学術審議会学術分科会研究環境基盤部会学術情報基盤作業部会が公開する「大学図書館の整備及び学術情報流通の在り方について（審議のまとめ）」の「2. 学術情報発信・流通の推進」が参考になる。https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu4/toushin/1282987.htm

声が複数聞かれた。

委員会では、委員から、ドイツでは 2013 年の著作権法改正により、50%以上の公的資金を受けた論文については、出版社に対して利用権が譲渡されていた場合でも、最大 12 ヶ月の「エンバゴ期間」経過後は、研究者が論文をインターネットにアップロードすることができる旨の規定が創設されたことの紹介があった。

(10) 図書館・アーカイブの利用拡大

本件調査研究における実態調査の対象となった研究者のうち複数の者から、国会図書館をはじめとする図書館等において著作物を入手することがあるとの回答を得ているところである。

著作権法に定める「図書館等における複製等」⁸¹は、求める利用者の属性などを問うことなく一定の複製を認めるなどしており、図書館等は、研究利用において重要な役割を担っているものと考えられる。

この点、委員会においては、委員から、利用者が求めることができる利用行為が現在は複製に限定されているものを公衆送信に拡大してファクシミリや電子メール等による利用者への提供が可能となるようにするだけでも著作物の研究利用に非常に資する旨の意見が示されている。また、企業内図書館など著作権法上の「図書館等」に当たらない図書館と研究利用との関係についても検討する価値があるのではないかとといった趣旨の意見があった。これらについて、別の委員からは、複製から公衆送信に拡大する場合や、図書館等の主体を拡大する場合には、権利者に適切な対価を還元するため、新たな補償金制度の創設や、図書館と集中管理団体の連携を含めたライセンススキームの活用を検討することなども考えられる、とする意見もあった。かかる論点についても検討することが考えられる。

なお、図書館が行う複写サービスの場合には、著作権法第 31 条第 1 項第 1 号の適用により、求める利用者に調査研究の目的があれば足り、複写できる分量等には限定があつて、娯楽・鑑賞目的での複写は認められないが、それが営利目的の調査研究であるかどうかは問われない。これに対して、図書館に設置されているコピー機を利用した図書館利用者による複製については、著作権法第 31 条第 1 項第 1 号が適用されるとする考え方と、同法第 30 条第 1 項が適用されるとする考え方の両説があり得るといわれる⁸²。仮に著作権法第 30 条第 1 項を適用する説に従えば、複写できる分量等には限定はなくなるし、娯楽・観賞目的での複製も認められるが、他方で、私的使用目的の複製でなければ認められないことになる。この点に関しては、「複製をなす主体はあくまでも図書館である。コイン式等により利用者が自由に複製するシステムになっているところを見掛けるが、「著作物の一部分」等の要件をチェックすることができなくなるので、本条の予定するものではない。」としつつ、「もっとも、利用者自ら複製をなしている場合には、私的使用目的があれば、30 条 1 項、附則 5 条の 2 により著作権が制限される可能性がある。しかし、研究用に複製する行為は、私的使用目的を欠く。立法論としては、文献複写機に対する課金制度と引き換えに、もう少し自由に複製を認めるべきであろう。」との説もある⁸³。

また図書館等での利用ルールに関しては、図書館によってルールが異なり困るという回答や、著作権法より厳しいルールが運用されているといった回答もあったことから、そうした実務的な対応に関する対策も併せて必要ではないかと考えられる⁸⁴。

3 留意事項

(1) 追加調査の必要性

本件調査研究における実態調査の対象者は、研究者が 18 者、権利者が 20 者（うち、権利者でも

⁸¹ 著作権法第 31 条。

⁸² 中山信弘『著作権法 第 2 版』（有斐閣、2014 年）315 頁。

⁸³ 田村善之『著作権法概説〔第 2 版〕』（有斐閣、2001 年）233 頁。

⁸⁴ なお、著作権法第 31 条「図書館等における複製等」に係る具体的な運用に関し、全国の公共図書館を会員とする全国公共図書館協議会では「公共図書館における複写サービスガイドライン」<<https://www.library.metro.tokyo.jp/pdf/zenkouto/pdf/hukusyasabisu.pdf>>を示しており、公共図書館においては一応の統一的なルールが存在しているが、複写の範囲について解釈の余地がある部分や資料保存等の観点や管理上の観点から図書館が個別に複写を制限する部分もある。

ある研究者が13者、権利者団体が7者)である。

委員会における議論では、上記のように少数の者を対象として行う実態調査は社会学の観点からは「予備調査」に属するものであって、政策判断のためのエビデンスとするには不十分であり、今後、「本調査」に相当する、より規模の大きな調査を実施すべきである、との指摘があり、他の委員からもこれに賛同する意見が表明された。

研究利用に関する権利制限規定を著作権法に新たに設けるためには、当然ながら相応の立法事実が示される必要があると考えられるところ、今後、基本的な考え方や具体の制度設計等についての検討を行いつつ、さらに多くの分野、人数にわたる研究者のニーズを適切にくみ上げるため、さらなる広範な実態調査を行うことが考えられる。あるいは、今回の調査で判明したニーズを踏まえて研究利用の一定の場面を特定した上で、より詳細な調査を行うことも考えられる。

(2) 国際的調和への配慮

権利者団体に対する実態調査では、特に外国の学術論文について国際的に多くの市場シェアを獲得している学術出版社が著作権者となっている場合が多いところ、我が国がそうした学術論文の欧米等における利用を超えるような利用を許すような法改正をする場合には、著作権者たる学術出版社からの批判が行われる可能性があり、法改正の内容は当該批判に耐えうるものである必要がある旨の指摘があった⁸⁵。こうした指摘への対応という観点からも、諸外国における制度やライセンスの実態等についても把握する必要があると考えられる。

(3) 学術出版物の市場の状況

実態調査では、特に自然科学系の研究者の間から、学術出版物の市場において国際的な学術出版社が寡占状態にあることによる弊害を指摘する意見が複数あった。この点については、著作権制度と直接の関係はないが、研究活動を促進するうえで重要な課題と考えられる。

以上

⁸⁵ 一般社団法人学術著作権協会に対するヒアリング結果。

資料編

ニーズ等実態調査（ヒアリング調査）結果（個票）

目 次

質問票	1
第1 利用者（研究者等）に対する質問事項.....	2
第2 権利者（著作者）でもある利用者（研究者）に対する質問事項.....	4
第3 権利者団体に対する質問事項.....	6
利用者（研究者等）に対する実態調査（ヒアリング調査）	9
第1 企業（コンテンツ）	10
第2 企業（IT）	12
第3 企業（コンサルティング）	14
第4 企業（建設）	16
第5 企業（食品）	18
第6 企業（化学）	20
第1 1 専門図書館（戦後日本マンガ）	22
第1 2 大学（日本語学）	24
第1 3 大学（社会科学〔エンターテインメント・コンテンツ〕）	27
第1 4 大学（医学）	30
第1 5 大学（看護学）	32
第1 6 大学（知的財産・イノベーション政策）	34
第1 7 大学（社会科学〔知的財産法〕）	37
第1 8 大学（美術史）	39
第1 9 大学（音楽学）	42
第2 1 在野（社会科学、計量書誌学）	44
第2 2 在野（民俗学）	46
第3 1 美術館（全国美術館会議）	48
権利者（著作者）でもある利用者（研究者）に対する実態調査（ヒアリング調査）	51
第1 企業（コンテンツ）	52
第2 企業（IT）	54
第4 企業（建設）	56
第5 企業（食品）	58
第1 2 大学（日本語学）	60
第1 3 大学（社会科学〔エンターテインメント・コンテンツ〕）	61
第1 5 大学（看護学）	63
第1 6 大学（知的財産・イノベーション政策）	65
第1 7 大学（社会科学〔知的財産法〕）	66
第1 8 大学（美術史）	67
第1 9 大学（音楽学）	68
第2 1 在野（社会科学、計量書誌学）	69
第2 2 在野（民俗学）	71
権利者団体に対する実態調査（ヒアリング調査）	73
第1 一般社団法人学術著作権協会.....	74
第2 一般社団法人日本書籍出版協会.....	77
第3 公益社団法人日本複製権センター.....	79
第4 一般社団法人日本写真著作権協会.....	81
第5 公益社団法人日本文藝家協会.....	83
第6 一般社団法人日本美術家連盟.....	85
第7 一般社団法人日本コンピュータソフトウェア著作権協会.....	87
第8 一般社団法人日本音楽著作権協会.....	89

質問票

第1 利用者（研究者等）に対する質問事項

文化庁委託事業「研究目的に係る著作物の利用に関する調査研究」 お聞きしたい事項等 (利用者〔研究者等〕の方)

1 ヒアリングを実施させていただくに当たって

- 今回のヒアリングは、一般財団法人ソフトウェア情報センター（略称：SOFTIC）が文化庁から受託した「研究目的に係る著作物の利用に関する調査研究」の一環として実施させていただくものです。
- 「研究」とは、国語辞典では「よく調べ考えて真理をきわめること。」（広辞苑 第七版）、
「物事について深く考えたり調べたりして審理を明らかにすること。」（大辞林 4.0）、「問題になる事柄についてよく調べて事実を明らかにしたり理論を打ち立てたりすること」（新明解国語辞典第七版）、「物事を詳しく調べたり、深く考えたりして、事実や審理などを明らかにすること。また、その内容。」（大辞泉 増補新装版）などとされています。今回の調査研究では、「研究」に関わる著作物の利用実態を幅広く把握したいと考えておりますので、「研究」の範囲を特に限定しておりません。上記各辞典の記載のように、「研究」は、「研究」と言えるかもしれないし、言えないかもしれないというものも含めて、広く捉えていただければ結構です。
例えば、企業におかれては、基礎的・学術的と呼んでもよいような研究から、製品・サービス等に直結するような研究開発まで、様々なことをされていると思いますが、いずれの場合であっても、「研究」の範囲のものと捉えて頂いて構いません。
- 「利用」とは、「役に立つように用いること」（広辞苑 第七版）などの一般的な意味を持つ語として捉えていただければ結構です。著作権法による保護の対象となる行為（例えば、複製〔コピー〕など）に限定する必要はありません。
- ヒアリング事項に「例えば」と記載しているものは、飽くまで例示ですので、これらに限るものではありません。例示から発想を広げてお答えいただければ幸いです。
- 調査結果の取りまとめ及び公表に当たっては、ヒアリングに協力いただいた方の御所属、お名前等の情報、その他団体名や個人名が特定される情報は一切公開しませんので、忌憚のないお話しを頂けますと大変幸いです（ただし、報告書等には、団体や個人が特定されない限りで、所属される事業分野、研究分野などの情報は記載させていただきます。）。

2 ヒアリング事項

- ① あなたはどのような研究を行っていますか。具体的な例を添えて教えてください。
- ② その研究においてどのような著作物やコンテンツ（他人が作成したもので、著作権があるかないか分からないものを含め、文章、音楽、写真、イメージ、映像、ゲームなど。以下これらを併せて「コンテンツ」といいます。）の利用をされていますか。次の点を含め、具体的な例を添えて教えてください。
 - a 対象コンテンツ
 - b 利用目的・①の研究との関連性（例えば、参考文献とするため、研究対象とするため、毀損・滅失に備えてバックアップをとっておくため、（今は使わないが）将来の研究のために研究資料・研究素材として保管しておくため、研究過程を記録化する際に使用するため、研究の成果発表に使うため、など）
 - c 利用方法、利用態様（例えば、紙のコピーを保存する、PDFに変換して記憶装置に保存する、コピーして他の者に配布する、コピーしてプレゼン資料に掲載する、ウェブ上にアップロードする、など）
 - d 利用場所（例えば、職場、公共図書館、企業内図書館、自宅、事務所、など）
 - e 利用主体（例えば、研究者個人（御自身）、共同研究者、研究補助者、外部のアドバイザー、外部業者、など）

- f 対象コンテンツの入手先・入手方法（例えば、購入した書籍・雑誌、ウェブサイト、図書館、など。）
- g 対象研究の営利性（例えば、研究結果を有償で第三者に提供することが予定されている、研究成果の製品・サービス・コンテンツが有償提供される、又は営利企業のプロモーションなどに使用されることが予定されている、など）
- ③ あなたは、現に行ってはいないが行いたいと考えている研究利用はありますか。次の点を含め、具体的な例を添えて教えてください。また、現に行っていない理由も併せて教えてください。
- a 対象コンテンツ、b 利用目的・①の研究との関連性、c 利用方法、利用態様、d 利用場所、e 利用主体、f 対象コンテンツの入手先・入手方法、g 対象研究の営利性
- ④ あなたは、研究に関して、例えば学術的研究と製品開発目的の研究とを分けているなど、何らかの分類をしていますか。分類がある場合は以下の点について教えてください。
- i）その分類内容と分類の理由を教えてください（例えば、研究段階に応じて基礎研究と応用研究に分類している、など）。
- ii）当該分類に応じてコンテンツの利用の仕方に違いがありますか（例えば、分類によって実際の利用方法が異なる、利用ルールが異なる、利用の慣行が異なる、など）。利用の仕方に違いがある場合は、その具体的な内容を教えてください。
- ⑤ コンテンツを研究利用する上での御所属の組織が定めた内部規定などがありますか。
- ⑥ あなたは、研究利用をする場合、そのコンテンツの保有者等から許諾を受けて利用することはありますか。また、許諾を得る際に、何か問題点を感じることはありますか（例えば、他人のコンテンツの権利を侵害しているかどうかが明白でない、どこに利用の可否を問い合わせればよいか分からない、許諾を得るコンテンツが大量にあり許諾を得る作業が非常に煩雑、秘密保持の観点から研究の詳細をコンテンツの保有者等に説明できず許諾を得られないことがある、など）。
- ⑦ あなたは、他人のコンテンツを利用する場合に、権利者の許諾が必要なのか、又は自由に利用しても問題ないのかといった点について、何か困った経験（法的・制度的）をお持ちですか。あれば、具体的にお教え下さい（例えば、著作権が存在しているのかどうか、著作権法上の権利制限規定に該当するか否か等が判断できずに利用を諦めてしまったことがある、など）。
- ⑧ あなたは、研究利用においてどのような問題がコンテンツ利用に対する阻害要因になっているとお考えですか。また、その阻害要因を解消するための方策として考えられることはありますか（例えば、簡単に権利者の許諾を得られる仕組みの構築や、お金さえ支払えば権利者の許諾を得ることなく自由にコンテンツを利用することができる仕組み、など）。あれば、具体的に教えてください。併せて、それが阻害要因を解消するための方策となると考える理由も教えてください。

第2 権利者（著作者）でもある利用者（研究者）に対する質問事項

権利者（著作者）でもある利用者（研究者）の方へ

1 ヒアリングを実施させていただくに当たって

- ヒアリング事項に「例えば」と記載しているものは、飽くまで例示ですので、これらに限るものではありません。例示から発想を広げてお答えいただければ幸いです。

2 ヒアリング事項

- ① 研究者として創作する著作物の著作者の立場から、次の事項について教えてください。
 - a 創作するのはどのような種類の著作物ですか。（例えば、学術論文、など）
 - b 創作した著作物の著作権は誰に帰属することになりますか。場合によって様々となる場合には、場合分けをして教えてください。（例えば、学会誌に掲載する論文は個人に帰属、会社の技報に掲載する論文は所属する組織に帰属、など）
- ② あなたは、研究利用において、権利者（あなたが著作権を所属組織に譲渡するなどして厳密には権利者〔著作権者〕ではないとしても、権利者の立場であると仮定してお答えください。以下同じです。）の許諾なく、かつ無償で著作物を利用しても構わないと考える場合がありますか（権利者として権利主張をする必要がないと考えられるような研究利用、あるいは権利者として権利主張はしたいが目的に照らせば許諾なく許容されるべきと考えられる研究利用など）。あれば、具体的な例や条件を添えて教えてください。

条件として、

- a 対象著作物
 - b 利用目的（例えば、参考文献とするため、研究対象とするため、毀損・滅失に備えてバックアップをとっておくため、（今は使わないが）将来の研究のために研究資料・研究素材として保管しておくため、研究過程を記録化する際に使用するため、研究の成果発表に使うため、など）
 - c 利用方法、利用態様（例えば、紙のコピーを保存する、PDFに変換して記憶装置に保存する、コピーして他の者に配布する、コピーしてプレゼン資料に掲載する、ウェブ上にアップロードする、など）
 - d 利用場所（例えば、研究者の職場、公共図書館、企業内図書館、自宅、事務所、など）
 - e 利用主体（例えば、研究者個人、共同研究者、研究補助者、外部のアドバイザー、外部業者、など）
 - f 対象研究の営利性
 - g 対象著作物の入手先・入手方法（例えば、購入した書籍・雑誌、ウェブサイト、図書館、など）
 - h 利用される部分
 - i 量的割合等
- ③ あなたは、無償ではなく、補償金の支払いがあれば権利者の許諾なく著作物を利用しても構わないと考える場合がありますか。あれば、具体的な例や条件を添えて教えてください（条件として、a 対象著作物、b 利用目的、c 利用方法、利用態様、d 利用場所、e 利用主体、f 対象研究の営利性、g 対象著作物の入手先・入手方法、h 利用される部分、i 量的割合、j 補償金制度の具体的仕組み等）。
 - ④ あなたが創作する①aの著作物を研究利用しようとする場合、利用を希望する者は、どのような手続をとる必要がありますか（どこに利用申請する必要があるのか、最終的に誰から許諾を得る必要があるのか等）。第三者が利用申請に係る窓口になっている、第三者が提供している利用許諾に係る仕組みを活用している等、第三者が当該手続に関与している場合は、当該第三者の当該手続における役割、あなたと当該第三者との関係も含めて教えてください（当該第三者との間に当該手続に関連する契約等がある場合はその旨も教えてください。）。

- ⑤ あなたが、研究利用について、利用を希望する側から許諾を求められたり、許諾に関する問合せを受けたりしたことはありますか。あれば、具体的な例を添えて教えてください。併せて、問合せ等に対する応答振りも教えてください。
- ⑥ 現在は存在しないが、将来的に研究利用に適用可能な利用許諾の仕組みが整備される予定について、御存知のことはありますか。あれば、具体的に教えてください。
- ⑦ 著作権侵害行為によって利用可能となっている著作物（例えば、著作権侵害行為により複製・翻案等されて無許諾でウェブサイト等にアップロードされた著作物、など）を研究利用することについて、権利者の立場から見て、どのようにお考えになるか、教えてください。それは研究目的によって違いますか（例えば、海賊版サイトの実態についての研究や、著作権侵害事件についての研究に当たっての利用はどうですか。他の研究目的の場合はどうですか）
- ⑧ 研究目的とされる利用であっても、「これは侵害行為ではないか。」「これは許諾を得て行うべき行為ではないか。」と、考えた例はありますか。あれば、具体的な例を添えて教えてください。
- ⑨ あなたは、研究利用が著作権の侵害に当たるとして、利用者に対し、注意・警告したり、訴訟を提起したりしたことがありますか。あるいは、あなたの周りで起きたそのような事例をご存知ですか。あれば、差し支えない範囲で具体的に教えてください。
- ⑩ 研究利用について新たに権利制限を行うこと（一定の条件の下、権利者の許諾なく対象著作物を利用できるようにすること）について、どのようにお考えになるか、教えてください。

第3 権利者団体に対する質問事項

文化庁委託事業「研究目的に係る著作物の利用に関する調査研究」 お聞きしたい事項等 (権利者団体の方)

1 ヒアリングを実施させていただくに当たって

- 今回のヒアリングは、一般財団法人ソフトウェア情報センター（略称：SOFTIC）が文化庁から受託した「研究目的に係る著作物の利用に関する調査研究」の一環として実施させていただくものです。
- 「研究」とは、国語辞典では「よく調べ考えて真理をきわめること。」（広辞苑 第七版）、「物事について深く考えたり調べたりして審理を明らかにすること。」（大辞林 4.0）、「問題になる事柄についてよく調べて事実を明らかにしたり理論を打ち立てたりすること」（新明解国語辞典第七版）、「物事を詳しく調べたり、深く考えたりして、事実や審理などを明らかにすること。また、その内容。」（大辞泉 増補新装版）などとされています。今回の調査研究では、「研究」に関わる著作物の利用実態を幅広く把握したいと考えておりますので、「研究」の範囲を特に限定しておりません。上記各辞典の記載のように、「研究」は、「研究」と言えるかもしれないし、言えないかもしれないというものも含めて、広く捉えていただければ結構です。
例えば、企業においては、基礎的・学術的と呼んでもよいような研究から、製品・サービス等に直結するような研究開発まで、様々なことをされていると思いますが、いずれの場合であっても、「研究」の範囲に含まれる可能性があるかと広く捉えて頂ければと思います。
- ヒアリング事項に「例えば」と記載しているものは、飽くまで例示ですので、これらに限るものではありません。例示から発想を広げてお答えいただければ幸いです。

2 ヒアリング事項

- ① 貴団体は、研究利用において、権利者の許諾なく、かつ無償で著作物を利用しても構わないと考える場合がありますか（権利者として権利主張をする必要がないと考えられるような研究利用、あるいは権利者として権利主張はしたいが目的に照らせば許諾なく許容されるべきと考えられる研究利用など）。あれば、具体的な例や条件を添えて教えてください。
条件として、
 - a 対象著作物
 - b 利用目的（例えば、参考文献とするため、研究対象とするため、毀損・滅失に備えてバックアップをとっておくため、（今は使わないが）将来の研究のために研究資料・研究素材として保管しておくため、研究過程を記録化する際に使用するため、研究の成果発表に使うため、など）
 - c 利用方法、利用態様（例えば、紙のコピーを保存する、PDFに変換して記憶装置に保存する、コピーして他の者に配布する、コピーしてプレゼン資料に掲載する、ウェブ上にアップロードする、など）
 - d 利用場所（例えば、研究者の職場、公共図書館、企業内図書館、自宅、事務所、など）
 - e 利用主体（例えば、研究者個人、共同研究者、研究補助者、外部のアドバイザー、外部業者、など）
 - f 対象研究の営利性
 - g 対象著作物の入手先・入手方法（例えば、購入した書籍・雑誌、ウェブサイト、図書館、など）
 - h 利用される部分
 - i 量的割合等
- ② 貴団体は、無償ではなく、補償金の支払いがあれば権利者の許諾なく著作物を利用しても構わないと考える場合がありますか。あれば、具体的な例や条件を添えて教えてください（条

件として、a 対象著作物、b 利用目的、c 利用方法、利用態様、d 利用場所、e 利用主体、f 対象研究の営利性、g 対象著作物の入手先・入手方法、h 利用される部分、i 量的割合、j 補償金制度の具体的仕組み等)。

- ③ 貴団体に、研究利用に適用可能な利用許諾の仕組みはありますか。あれば、具体的な例を添えて教えてください。併せて、研究利用に適用可能な利用許諾の仕組みの利用状況も教えてください（契約数、許諾数等）。
- ④ 貴団体が、研究利用について、利用を希望する側から許諾を求められたり、許諾に関する問合せを受けたりしたことはありますか。あれば、具体的な例を添えて教えてください。併せて、問合せ等に対する応答振りも教えてください。
- ⑤ 現在は存在しないが、将来的に研究利用に適用可能な利用許諾の仕組みを整備する予定はありますか。あれば、具体的に教えてください。
- ⑥ 著作権侵害行為によって利用可能となっている著作物（例えば、著作権侵害行為により複製・翻案等されて無許諾でウェブサイト等にアップロードされた著作物、など）を研究利用することについて、どのようにお考えになるか、教えてください。それは研究目的によって違いますか（例えば、海賊版サイトの実態についての研究や、著作権侵害事件についての研究に当たっての利用はどうですか。他の研究目的の場合はどうですか）
- ⑦ 研究目的とされる利用であっても、「これは侵害行為ではないか。」「これは許諾を得て行うべき行為ではないか。」と、考えた例はありますか。あれば、具体的な例を添えて教えてください。
- ⑧ 研究利用が著作権の侵害に当たるとして、権利者が注意・警告したり、訴訟を提起したりした例を御存知ですか。あれば、具体的に教えてください。
- ⑨ 研究利用について新たに権利制限を行うことについて、どのようにお考えになるか、教えてください。

利用者（研究者等）に対する実態調査（ヒアリング調査）

第1 企業（コンテンツ）

1 実施日

- ☐ 2020 年 2 月 17 日（月）

2 回答

(1) あなたはどのような研究を行っていますか。具体的な例を添えて教えてください。

- ☐ IT とコンテンツの交錯領域（IT 機器制御のためのコンテンツ）。

(2) その研究においてどのような著作物やコンテンツの利用をされていますか。次の点を含め、具体的な例を添えて教えてください。

ア 対象コンテンツ

- ☐ 論文、企業等の報告書、特許文献、プログラムソースコード（OSS）、写真素材（AI 機械学習用）。

イ 利用目的・(1)の研究との関連性

- ☐ 研究動向・他者動向の参考資料、事業への利用可能性評価。

ウ 利用方法、利用態様

- ☐ 紙については PDF に変換しての保存。
- ☐ 自らの発表論文等での利用は、参照先を明示して利用。

エ 利用場所

- ☐ 職場（ただしテレワーク環境下もあり）。
- ☐ 国会図書館。

オ 利用主体

- ☐ 研究者自身。
- ☐ 社内チームでの共有。

カ 対象コンテンツの入手先・入手方法

- ☐ 購入書籍・雑誌、ウェブサイト、図書館。また社外のプロジェクト参加メンバーからもらうことあり。

キ 対象研究の営利性

- ☐ 営利。公的研究機関への参加／委託による研究あり。

(3) あなたは、現に行ってはいないが行いたいと考えている研究利用はありますか。次の点を含め、具体的な例を添えて教えてください。また、現に行っていない理由も併せて教えてください。

- ☐ 事業に昇華する前の基礎的な研究を拡げたい。ビッグデータ（SNS 投稿情報等）や、最新の研究成果（論文、ノウハウ）を使いたい。

(4) あなたは、研究に関して、例えば学術的研究と製品開発目的の研究とを分けているなど、何らかの分類をしていますか。分類がある場合は以下の点について教えてください。

- ☐ 分けて考えている。

ア その分類内容と分類の理由を教えてください。

- ☐ ①3～4 年先の製品化を目指すための研究と、②10 年以上先の基礎的研究あり。後者は商用とも言えないと考えている。また③特に OSS では、評価のための研究がある（評

価値後に、事業に利用する場合には改めて許諾利用を模索する）。

イ 当該分類に応じてコンテンツの利用の仕方に違いがありますか。利用の仕方に違いがある場合は、その具体的な内容を教えてください。

- 上記①の研究は、事業に直結することからリスク回避のため保守的な利用となる（著作物等であるかを含め権利の存在が不明のもの、利用規約が明らかではないものは利用しない）。②の研究はもう少し規律が緩い。

(5) コンテンツを研究利用する上での御所属の組織が定めた内部規定などがありますか。

- 具体的な利用方法について、企業内で統一的なものではなく、研究部署で決めている。

(6) あなたは、研究利用をする場合、そのコンテンツの保有者等から許諾を受けて利用することはありますか。また、許諾を得る際に、何か問題点を感じることはありますか。

- ある。ただし利用許諾条件が書かれておらず、また問い合わせもできない場合がある。

(7) あなたは、他人のコンテンツを利用する場合に、権利者の許諾が必要なのか、又は自由に利用しても問題ないのかといった点について、何か困った経験（法的・制度的）をお持ちですか。あれば、具体的にお教え下さい。

- AI の機会学習で利用する場合の可否判断、著作物であるか否かが不分明である場合がある。

(8) あなたは、研究利用においてどのような問題がコンテンツ利用に対する阻害要因になっているとお考えですか。また、その阻害要因を解消するための方策として考えられることはありますか。あれば、具体的に教えてください。併せて、それが阻害要因を解消するための方策となると考える理由も教えてください。

- OSS に関して権利に関する表示、利用条件の表示がなされていない場合に、それらがなければ使えないのか、使えるのかといったデフォルトルールが分からないこと。

第2 企業 (IT)

1 回答日

○ 2020年2月28日(金)

2 回答

(1) あなたはどのような研究を行っていますか。具体的な例を添えて教えてください。

○ AIを用いたコンテンツ生成(主に音楽、画像、文章等)に関する研究。

(2) その研究においてどのような著作物やコンテンツの利用をされていますか。次の点を含め、具体的な例を添えて教えてください。

ア 対象コンテンツ

○ 音楽、画像、写真、文章、プログラム等。

イ 利用目的・(1)の研究との関連性

○ AIを用いたコンテンツ生成においては、データセットを事前に準備することが一般的に必要であり、そのために多くのコンテンツ(音楽、画像、写真、文章等)を入手している。

○ AI創作に関する最新の動向を知り、自らの研究に活かすために、研究論文を入手している。

ウ 利用方法、利用態様

○ データセットについてはPC内で保存し、AIによる学習の用に供することが主。サーバー上に保存し、共同研究者等(自分の所属組織の同僚等)で共用することもある。

○ 参考文献についてはPDF形式で入手したものをPCやタブレット等の自己の端末に保存して閲覧することが主であるが、必要に応じて紙形式でプリントアウトして使用することもある。

エ 利用場所

○ 職場、通勤中及び自宅。

オ 利用主体

○ 基本的には自身。

○ AIに用いるデータセットについては、サーバーに保存されたデータセットを複数の研究者で用いることもある。

○ 参考文献に関する情報を共同研究者等に共有する場合はあるが、その場合はPDFを送付せず、当該PDFが入手できるウェブサイトのリンクを貼付している。

カ 対象コンテンツの入手先・入手方法

○ AIで用いるデータセットについては、ライセンスフリーとしてインターネット上などから入手可能となっているものを利用している。

○ 参考文献は、主にウェブサイトを検索することや、論文のアーカイブサイト(「arXiv」等)から入手している(AIに関する論文の多くは無償で広く公開されているため、有償コンテンツにアクセスする必要性はあまりない)。

キ 対象研究の営利性

○ 学術的研究が目的なのか、営利性のある商品開発が目的なのかという区別をすることは極めて難しい。例えば同じ研究内容を論文にする場合でも、書き方次第で学術的研究のように書くこともできれば、商品開発目的のように書くこともできる。

(3) あなたは、現に行ってはいないが行いたいと考えている研究利用はありますか。次の点を含め、具体的な例を添えて教えてください。また、現に行っていない理由も併せて教えてください。

ださい。

- AI で利用するデータセットについては、ライセンスフリーのものを入手しているといっても、それが本当の権利者から適法なライセンスを受けたものであるか判断できないことがあるため、特に他企業で使用実績がないものについては使用を見送ることがある。（逆に、他社の使用実績があるものは侵害リスクが低いものと判断し、そちらを優先的に使うことがある。）

(4) あなたは、研究に関して、例えば学術的研究と製品開発目的の研究とを分けているなど、何らかの分類をしていますか。分類がある場合は以下の点について教えてください。

- していない（(2)キの通り）。

ア その分類内容と分類の理由を教えてください。

イ 当該分類に応じてコンテンツの利用の仕方に違いがありますか。利用の仕方に違いがある場合は、その具体的な内容を教えてください。

(5) コンテンツを研究利用する上での御所属の組織が定めた内部規定などがありますか。

- 内部規定については意識したことはないが、著作権法等の世の中のルールに従うよう注意はしている。

(6) あなたは、研究利用をする場合、そのコンテンツの保有者等から許諾を受けて利用することはありますか。また、許諾を得る際に、何か問題点を感じることはありますか。

- 主に AI で利用するデータセット、参考文献ともに無償で入手できるものをもとに研究を行っている。

(7) あなたは、他人のコンテンツを利用する場合に、権利者の許諾が必要なのか、又は自由に利用しても問題ないのかといった点について、何か困った経験（法的・制度的）をお持ちですか。あれば、具体的にお教え下さい。

- (3)の通り。AI で利用するデータセットについては、ライセンスフリーのものを入手しているといっても、それが本当の権利者から適法なライセンスを受けたものであるか判断できないことがあるため、特に他企業で使用実績がないものについては使用を見送ったことがあった。

(8) あなたは、研究利用においてどのような問題がコンテンツ利用に対する阻害要因になっているとお考えですか。また、その阻害要因を解消するための方策として考えられることはありますか。あれば、具体的に教えてください。併せて、それが阻害要因を解消するための方策となると考える理由も教えてください。

- AI で利用するデータセットについては、本当の権利者から適法なライセンスを得ることが確実に把握可能なものが多数あるとありがたい。対価については無償が望ましいが、ライセンス条件や費用対効果を考慮して有償とすることも当然考えられる。

第3 企業（コンサルティング）

1 実施日

○ 2020年2月10日（月）

2 回答

(1) あなたはどのような研究を行っていますか。具体的な例を添えて教えてください。

○ 官公庁や企業からの研究委託が多い。主に、アンケート調査、事例調査、ヒアリング調査のほか、ネット上の情報を含む文献調査等を実施し、報告書に取りまとめるといった行為を行っている。

(2) その研究においてどのような著作物やコンテンツの利用をされていますか。次の点を含め、具体的な例を添えて教えてください。

ア 対象コンテンツ

- 主に文書。必要に応じて論文を利用することもある。
- 写真。

イ 利用目的・(1)の研究との関連性

- 分析手法や研究テーマの参考にする。
- 許諾を得て報告書の内容の一部に利用する。

ウ 利用方法、利用態様

- 紙のコピーを保存する。
- 社内の打合せやクライアント等との打合せ等に使用する資料に利用する。

エ 利用場所

- 職場（事務所内）。

オ 利用主体

- コンサルタント・アナリスト自身、研究補助者（社内スタッフ）、社外の関係者（打合せ資料の共有）。

カ 対象コンテンツの入手先・入手方法

- 書籍、雑誌、ウェブサイト、図書館等。
- 写真は有償で販売されているものを購入するほか、自ら撮影するもの、対象者から利用許諾を得るものがある。

キ 対象研究の営利性

- 営利事業として行っている。ただし、国からの委託調査はほとんど利益を上げられないものであり、営利性があるかどうか微妙だと感じることはある。

(3) あなたは、現に行ってはいないが行いたいと考えている研究利用はありますか。次の点を含め、具体的な例を添えて教えてください。また、現に行っていない理由も併せて教えてください。

- あるクライアントから依頼された調査の結果等の情報は当該クライアントが保有する情報となるので、別のクライアントから依頼された業務に再利用することができない。もったいないことだと思っている。
- 他社がセミナー等で受講者に提供した情報も、当社が当社のクライアントの仕事で使用することはできない。著作権法上の問題と、商売上の倫理の問題の両方が理由として考えられる。

(4) あなたは、研究に関して、例えば学術的研究と製品開発目的の研究とを分けているなど、

何らかの分類をしていますか。分類がある場合は以下の点について教えてください。

○ 分類している。

ア その分類内容と分類の理由を教えてください。

○ 委託元の違い（国、地方公共団体か、企業か）。

○ アウトプットの違い（調査研究報告書の作成か、コンサルテーションか）。

イ 当該分類に応じてコンテンツの利用の仕方に違いがありますか。利用の仕方に違いがある場合は、その具体的な内容を教えてください。

○ 成果物が公表されるか否かによって、利用するコンテンツについて許諾を得るか、又は出所表示に留めるかといった違いが生じる場合がある。

(5) コンテンツを研究利用する上での御所属の組織が定めた内部規定などがありますか。

○ コンテンツ利用に関して独立の規定はない。

(6) あなたは、研究利用をする場合、そのコンテンツの保有者等から許諾を受けて利用することはありますか。また、許諾を得る際に、何か問題点を感じることはありますか。

○ ある。

○ 社内の打合せやクライアントとの打合せに使う資料にコンテンツを利用する場合には、正直、出所表示に留めて許諾を得ることはないが、最終成果物に利用することになった場合には権利者から許諾を得るようにしている。

○ 最終成果物に利用することが決まると許諾を得る手続に入るが、許諾を得る窓口が明確な場合であっても、調査期間の最後の方で内容が固まってきて急いで許諾が欲しいという場合に、許諾を得るまでに時間を要し、困ることがある。

○ また、許諾を得る窓口が明確ではない場合もある。例えば、ある研究成果を利用したいとして許諾を求めたところ、許諾してくれた担当者が交代したが後任に引継がされなかったり、複数のチームによる成果物だった場合に、あるチームの担当者は許諾してくれたのだが、その背後にいる別のチームの担当者から許諾していないと主張されたりし、対応に苦慮することがある。

○ インターネット上で「フリー」と称して提供されているイラストや写真などのコンテンツは、実際どこまでの範囲で利用することができるのか判然としない場合がある。実際には利用方法によっては著作権侵害となるなどの話も聞く。こうしたコンテンツは使いやすい一方で怖いところがあるため、当社ではこうした「フリー」のコンテンツを使用することはせず、有償で提供されているコンテンツを利用するようにしている。

(7) あなたは、他人のコンテンツを利用する場合に、権利者の許諾が必要なのか、又は自由に利用しても問題ないのかといった点について、何か困った経験（法的・制度的）をお持ちですか。あれば、具体的にお教え下さい。

—

(8) あなたは、研究利用においてどのような問題がコンテンツ利用に対する阻害要因になっているとお考えですか。また、その阻害要因を解消するための方策として考えられることはありますか。あれば、具体的に教えてください。併せて、それが阻害要因を解消するための方策となると考える理由も教えてください。

○ コンテンツの利用条件が事前に明確に示され、後に権利侵害を主張される心配がないような仕組みがあると良い。

○ 他方、あまりにも条件が明確になりすぎることにより、例えば内部の打合せにおける利用も難しくなってしまうことも懸念されるところである。

第4 企業（建設）

1 実施日

- 2020年2月6日（木）

2 ヒアリング項目についての回答

(1) あなたはどのような研究を行っていますか。具体的な例を添えて教えてください。

- 建設材料に関する研究。

(2) その研究においてどのような著作物やコンテンツの利用をされていますか。次の点を含め、具体的な例を添えて教えてください。

ア 対象コンテンツ

- 論文（図表、グラフを含む）、写真。

イ 利用目的・(1)の研究との関連性

- 手元に論文の写しをPDFデータとして保存し、当該PDFデータにタグやメモを付して、後の論文検索を容易にするため。
- 共同研究者等と論文を共有するため。

ウ 利用方法、利用態様

- PDFで提供される論文を個人的に印刷する、アーカイブする。
- 紙の論文をPDF化して個人的にアーカイブする。
- PDF化した論文を共同研究者等と電子メール等で共有する。
- ウェブサイト上に掲載されている論文をダウンロードしてアーカイブする。
- 論文や発表資料に他の論文にある図表等を利用する。
なお、図ではグラフのプロット点を拾って書き直す、表は改めて作表する。

エ 利用場所

- 職場。
- 企業内図書館の蔵書を利用するほか、企業内図書館の司書を通じて公共図書館等から論文の写しを取り寄せている。

オ 利用主体

- 研究者個人、共同研究者。

カ 対象コンテンツの入手先・入手方法

- 書籍、雑誌、電子ジャーナル、ウェブサイト、図書館等。
- 有償のジャーナルに掲載された論文とほぼ同内容の論文が掲載されたウェブサイト（preprint server）が存在している。有償のジャーナルに掲載された論文の最終段階手前の版を著者本人が投稿できるとされている。グレーな存在だとは思われるが、多くの研究者が利用している。研究に必要な論文を大枠でスクリーニングするのに適している。ただし、実際に自分の論文で引用する場合には、有償のジャーナルで再度確認をする。

キ 対象研究の営利性

- 営利性あり。ただし、文科省科学研究費補助金などを用いる学術研究で、大学の研究者と共同して基礎研究を行うことがある。

(3) あなたは、現に行ってはいないが行いたいと考えている研究利用はありますか。次の点を含め、具体的な例を添えて教えてください。また、現に行っていない理由も併せて教えてください。

- 第三者の撮影した写真は怖くて使うことができない。自ら撮影した写真や、撮影者が確

定して直接使用許諾の話をする事ができる写真を使用している。

- 論文に掲載の図表、グラフ等につき、出典を明記した上での引用。許諾窓口が不明、許諾に時間がかかる。出典は、「参照文献●（●は番号）の図-△をもとに筆者が再構成」と明記し、参照文献●の情報は、文末の参考文献の欄に著者、論文題名、論文集名、号番号、ページ番号、出版年をリスト化する。

(4) あなたは、研究に関して、例えば学術的研究と製品開発目的の研究とを分けているなど、何らかの分類をしていますか。分類がある場合は以下の点について教えてください。

- 分類はしていない。基礎研究と応用研究は境界が明らかでない。

ア その分類内容と分類の理由を教えてください。

—

イ 当該分類に応じてコンテンツの利用の仕方に違いがありますか。利用の仕方に違いがある場合は、その具体的な内容を教えてください。

—

(5) コンテンツを研究利用する上での御所属の組織が定めた内部規定などがありますか。

- 他の研究者の研究結果等の流用や、他の著作権者の権利の侵害や不適切な引用等を禁止する条項を含む倫理規定が定められている。

(6) あなたは、研究利用をする場合、そのコンテンツの保有者等から許諾を受けて利用することはありませんか。また、許諾を得る際に、何か問題点を感じることがありますか。

- ある。
- 著作権が一括管理されていないので、どこに利用の可否を問い合わせればよいかが分からないことがある。

(7) あなたは、他人のコンテンツを利用する場合に、権利者の許諾が必要なのか、又は自由に利用しても問題ないのかといった点について、何か困った経験（法的・制度的）をお持ちですか。あれば、具体的にお教え下さい。

—

(8) あなたは、研究利用においてどのような問題がコンテンツ利用に対する阻害要因になっているとお考えですか。また、その阻害要因を解消するための方策として考えられることはありますか。あれば、具体的に教えてください。併せて、それが阻害要因を解消するための方策となると考える理由も教えてください。

- 出版物に論文を寄稿する場合、論文の著作権を学協会等に譲渡することが条件とされている。自ら撮影した写真などであっても自ら自由に利用することができない現状は、おかしいのではないかと思う。
- 学協会等に著作権が譲渡された著作物を利用するときにワンストップで許諾が得られるようになれば便利。現在は個別に許諾を得る必要があり、煩雑なので、図表を使用するにしても出所を明らかにした上で作り直した方が早い。
- 学会論文誌より、営利企業の有償ジャーナルに権威（インパクトファクターが高い）が移ってきており、全て権利が吸い上げられてしまう。

第5 企業（食品）

1 実施日

- 2020年2月21日(金)

2 回答

(1) あなたはどのような研究を行っていますか。具体的な例を添えて教えてください。

- 構造生物学。ラマン分光／NMR を使ったたんぱく質間の相互作用分析（解析方法の開発など）、たんぱく質のモデリングなど。

(2) その研究においてどのような著作物やコンテンツの利用をされていますか。次の点を含め、具体的な例を添えて教えてください。

ア 対象コンテンツ

- 論文（図表を含む）、モデリングツール（プログラム）、報告書、新聞記事（オンライン）、特許明細書。最近ではビデオ（現象をとらえた動画）を使った論文もあると聞いている。
- イラスト。ただしフリー素材。

イ 利用目的・(1)の研究との関連性

- 参考文献とするため。論文や文献の社内や共同研究者との共有はNGと考えているので、自分用に収集、保管。
- 図表は書き直す等の上で自らの論文等への引用。
- イラストは発表資料での利用

ウ 利用方法、利用態様

- PDF やデータなど自分用の保管。
- 参照元 URL の共有。
- 図表は書きなおす。データの表は先行研究のデータに自らのデータを追記する。どこからとってきたかを必ず明示。

エ 利用場所

- 職場、自宅（在宅勤務対応）。公共図書館を使うこともある。

オ 利用主体

- 研究者自身、社内の共同研究者（大学との共同研究が多いが、社外の研究者とはコンテンツを共有しない）

カ 対象コンテンツの入手先・入手方法

- ウェブサイト、電子ジャーナル（会社が契約）

キ 対象研究の営利性

- 企業に所属する立場だが、基礎研究は非営利的。大学、研究機関との共同研究も多い。

(3) あなたは、現に行ってはいないが行いたいと考えている研究利用はありますか。次の点を含め、具体的な例を添えて教えてください。また、現に行っていない理由も併せて教えてください。

- 社内外を問わず共同研究者との論文や文献の共有はもっとしやすければよいと思う。

(4) あなたは、研究に関して、例えば学術的研究と製品開発目的の研究とを分けているなど、何らかの分類をしていますか。分類がある場合は以下の点について教えてください。

- グラデーションがあり、著作物の利用という点では分けられない（変わらない）。

- (5) コンテンツを研究利用する上での御所属の組織が定めた内部規定などがありますか。
- ある。「個人での利用」と「それ以外」で分かれる（2, 3 人ならいいとか 4, 5 人ならいいとかはない）。
- (6) あなたは、研究利用をする場合、そのコンテンツの保有者等から許諾を受けて利用することがありますか。また、許諾を得る際に、何か問題点を感じることはありませんか。
- ある。
 - 許諾を求めたが、問い合わせに回答がないときは困った。
 - （自身のことではないが相談を受けたこととして）退職を迎える研究者が自らの業績をまとめるために、著作権を譲渡して出版物等に掲載された自らの論文をコピーしたいという希望に応えることができなかった。
- (7) あなたは、他人のコンテンツを利用する場合に、権利者の許諾が必要なのか、又は自由に利用しても問題ないのかといった点について、何か困った経験（法的・制度的）をお持ちですか。あれば、具体的にお教え下さい。
- 上司がプレゼンテーションソフトで使用したイラストなどを、そのまま使いまわしてよいか。上司のイラストが、著作権処理済みのものかどうか不明、もしくはそのことを意識しないで使いまわす事例がある。
- (8) あなたは、研究利用においてどのような問題がコンテンツ利用に対する阻害要因になっているとお考えですか。また、その阻害要因を解消するための方策として考えられることはありますか。あれば、具体的に教えてください。併せて、それが阻害要因を解消するための方策となると考える理由も教えてください。
- 共同研究している研究者同士で、入手した情報を速やかに共有したいが、現在は、著作権法によって、集めた文献集を共有できない。（個々の研究者が、情報を取りに行かなくてはいけない）。なんとか、緩和してほしい。

第6 企業（化学）

1 回答日

○ 2020年3月9日（月）

2 回答

(1) あなたはどのような研究を行っていますか。具体的な例を添えて教えてください。

○ プラスチック製品の銘柄開発、用途開発。

(2) その研究においてどのような著作物やコンテンツの利用をされていますか。次の点を含め、具体的な例を添えて教えてください。

ア 対象コンテンツ

○ 学術文献、特許、新聞記事、書籍、Web 情報。

イ 利用目的・(1)の研究との関連性

○ 研究対象の技術調査、権利調査。

ウ 利用方法、利用態様

○ 紙のコピーの保管、PDF 形式で入手できる情報は電子情報にて保管

エ 利用場所

○ 職場、自宅。

オ 利用主体

○ 自身、共同研究者、社内関係部署の社員。

カ 対象コンテンツの入手先・入手方法

○ 購入した書籍、雑誌、契約先からの購入（電子情報含む）、ウェブサイト。

キ 対象研究の営利性

○ 自社での製品化、製品プロモーションのための情報。

(3) あなたは、現に行ってはいないが行いたいと考えている研究利用はありますか。次の点を含め、具体的な例を添えて教えてください。また、現に行っていない理由も併せて教えてください。

—

(4) あなたは、研究に関して、例えば学術的研究と製品開発目的の研究とを分けているなど、何らかの分類をしていますか。分類がある場合は以下の点について教えてください。

○ あり。

ア その分類内容と分類の理由を教えてください。

○ 基礎研究・原理研究／応用研究の分類。

イ 当該分類に応じてコンテンツの利用の仕方に違いがありますか。利用の仕方に違いがある場合は、その具体的な内容を教えてください。

○ 特になし。

(5) コンテンツを研究利用する上での御所属の組織が定めた内部規定などがありますか。

○ あり。

(6) あなたは、研究利用をする場合、そのコンテンツの保有者等から許諾を受けて利用するこ

とはありますか。また、許諾を得る際に、何か問題点を感じることはありますか。

○ 利用可否の問い合わせ先。

- (7) あなたは、他人のコンテンツを利用する場合に、権利者の許諾が必要なのか、又は自由に利用しても問題ないのかといった点について、何か困った経験（法的・制度的）をお持ちですか。あれば、具体的にお教え下さい。

○ なし

- (8) あなたは、研究利用においてどのような問題がコンテンツ利用に対する阻害要因になっているとお考えですか。また、その阻害要因を解消するための方策として考えられることはありますか。あれば、具体的に教えてください。併せて、それが阻害要因を解消するための方策となると考える理由も教えてください。

○ 簡単に権利者の許諾を得られる仕組みがあると便利。

第11 専門図書館（戦後日本マンガ）

1 回答日

○ 2020年2月21日（金）

2 回答

(1) あなたはどのような研究を行っていますか。具体的な例を添えて教えてください。

○ 戦後日本マンガの総合的研究。公刊されたものとして、マンガ表現の仕組みを原理的に読み解いた『マンガの読み方』（共著、宝島社、1995年）、表現の流れやジャンル特性について論じた『マンガの遺伝子』（講談社、2011年）、オーラルヒストリーを意識したインタビュー集『マンガ熱』（筑摩書房、2016年）など。

(2) その研究においてどのような著作物やコンテンツの利用をされていますか。次の点を含め、具体的な例を添えて教えてください。

ア 対象コンテンツ

○ マンガを主とするイメージ。文章。

イ 利用目的・(1)の研究との関連性

○ 研究対象そのもの。

ウ 利用方法、利用態様

○ 原資料を入手することが基本。
○ 入手が難しい資料は所蔵している施設を調べてアクセスし必要部分の（紙の）コピーをとることもある。
○ 原資料にアクセスする回路が確保できていることが重要だと考えている。

エ 利用場所

○ 自宅。
○ アクセスしたい原資料を所蔵している公共・民間の図書館・ミュージアム。

オ 利用主体

○ 自身。

カ 対象コンテンツの入手先・入手方法

○ 原資料を入手することが基本。
○ 書店・ネット書店を主として利用。
○ アクセスしたい原資料を所蔵している公共・民間の図書館・ミュージアムでの閲覧、コピー。また、研究者による発表の会場で、自分の研究に役立つレジュメや資料集（紙資料）を入手できる場合もある。

キ 対象研究の営利性

○ 基本的に営利性なし。発表する媒体によっては原稿料をいただけることがある。

(3) あなたは、現に行ってはいないが行いたいと考えている研究利用はありますか。次の点を含め、具体的な例を添えて教えてください。また、現に行っていない理由も併せて教えてください。

○ なし（現在の研究対象範囲だけでも膨大であるため）。

(4) あなたは、研究に関して、例えば学術的研究と製品開発目的の研究とを分けているなど、何らかの分類をしていますか。分類がある場合は以下の点について教えてください。

○ なし。

- (5) コンテンツを研究利用する上での御所属の組織が定めた内部規定などがありますか。
- 研究に特化した規定はない。
 - 図書館に所属しているので「図書館利用規定」およびそれに付随した決まりごとはある。
- (6) あなたは、研究利用をする場合、そのコンテンツの保有者等から許諾を受けて利用することとがありますか。また、許諾を得る際に、何か問題点を感じることはありませんか。
- 研究利用の場合、著作権法上の「引用」の範囲内に留めるため、「コンテンツの保有者等から許諾を受けて利用する」ことはない。
- (7) あなたは、他人のコンテンツを利用する場合に、権利者の許諾が必要なのか、又は自由に利用しても問題ないのかといった点について、何か困った経験（法的・制度的）をお持ちですか。あれば、具体的にお教え下さい。
- 以前、マンガの絵を含む書籍を作った折、使用したい形での図版使用が「引用」の範囲内か範囲外なのかについて、著作権に詳しい弁護士に判断を仰いだことが複数回ある。結果、範囲外と判断されたものについては、権利者に許諾を取った。
- (8) あなたは、研究利用においてどのような問題がコンテンツ利用に対する阻害要因になっているとお考えですか。また、その阻害要因を解消するための方策として考えられることはありますか。あれば、具体的に教えてください。併せて、それが阻害要因を解消するための方策となると考える理由も教えてください。
- 著作権保護期間が著作権者の死後「50 年」であったのは妥当性があったと思われます。ゆえに、権利者不明となる孤児著作物が大量に発生するであろう「70 年」へと、ほぼ論議なしに延長されたのは大いに懸念があります。権利保護期間再検討を含む、孤児著作物の大量発生を視野に入れた法整備もしくは運用体制整備が早急に望まれます。

第12 大学（日本語学）

1 実施日

- 2020年2月26日(水)

2 回答

(1) あなたはどのような研究を行っていますか。具体的な例を添えて教えてください。

- 日本語学。
- コーパスの作成、提供。

(2) その研究においてどのような著作物やコンテンツの利用をされていますか。次の点を含め、具体的な例を添えて教えてください。

ア 対象コンテンツ

- 論文、出版物（書籍・雑誌）、映画、シナリオ、ゲーム、音楽（歌詞）、小説、検索エンジンによる検索（リアルタイム検索など）の結果、ブログ・SNS（一般人の書き言葉）、録音物（一般人の話し言葉のインタビュー）、アンケート結果など、日本語を伝えるあらゆるもの。
- 古い文献（例 万葉集）を活字化したもの（きちんと活字化、校訂できる事業者は限られる）。

イ 利用目的・(1)の研究との関連性

- 論文作成・授業のための参考、研究対象、研究素材（蓄積、保管）。
- コーパス作成（研究者・教育関係者・一般に提供する場合、自分の授業や研究で使う場合）。

ウ 利用方法、利用態様

- 研究者・教育関係者・一般に提供・共有するものとしてプロジェクトやチームでコーパスを作成する場合は著作権を意識し許諾を取りながら慎重に進める。
- 個人的なコーパス作成や授業や研究のため利用する場合には気にせず、出版物については自炊（OCR）、コピーできない歌詞の打ち込み、検索結果画面のコピー。海賊版的なものでもダウンロードして使ったりする。
- 古い文章等のテキスト入力（事業者へ委託）、ソフトによる解析。
- クラウド上のフォルダを介した大学院生との研究素材の共有。
- インタビューの録音物や文字化資料、アンケートの回答などの再利用（調査時の許諾の範囲を超えて使ってしまうこともあるかもしれない）。
- 授業（引用して使う）。

エ 利用場所

- 職場、自宅、学内・国立研究機関の図書館。

オ 利用主体

- 個人、共同研究者、学生、事業者（入力作業を委託）。
- 過去には共同研究をした企業研究者（一般的な書き言葉について解析・研究）。

カ 対象コンテンツの入手先・入手方法

- 購入した書籍・雑誌・シナリオ・DVD・ゲーム、ウェブサイト、インタビューによる録音、新作（のため購入できない）映画の海賊版（ダウンロード）、アンケート（業者に委託する場合もある）。
- 国会図書館のデータライブラリ。

キ 対象研究の営利性

—

- (3) あなたは、現に行ってはいないが行いたいと考えている研究利用はありますか。次の点を含め、具体的な例を添えて教えてください。また、現に行っていない理由も併せて教えてください。

—

- (4) あなたは、研究に関して、例えば学術的研究と製品開発目的の研究とを分けているなど、何らかの分類をしていますか。分類がある場合は以下の点について教えてください。

—

- (5) コンテンツを研究利用する上での御所属の組織が定めた内部規定などがありますか。

- 所属組織独自のものは認識していない。
- 一般財団提供の研究倫理に関する研修プログラム（E ラーニング）を受講している（科研費申請に必要）。

- (6) あなたは、研究利用をする場合、そのコンテンツの保有者等から許諾を受けて利用することはありますか。また、許諾を得る際に、何か問題点を感じることはありますか。

- 許諾を得て利用することはある。
- ある雑誌のコーパス作成に当たって膨大な権利処理をする必要に迫られた。版元とともに著作権課にも何度も相談し、かなりの時間と労力をかけ、できる限り許諾を取り、文化庁長官裁定を得るための努力も行ったが、確認できないものについてはコーパス収録を断念せざるを得なかった。孤児著作物が多くある場合には、コーパス化を断念せざるを得ない。
- 新聞の検索サービスを利用（所属組織が契約）。制約があり不便を感じることはあるがそれは契約上のことと認識している。
- インタビューやアンケートで調査したものは、何年か経った後で、調査時に許諾を得たときには想定していなかった形での利用をしたくなったり、当時どんな許諾を得たかわからなくなったりした際、どうしたらよいかよくわからない。改めて連絡を取り直して許諾を取り直すことが難しい場合も多いから。
- そういった過去の収集データを利用できるようにするプロジェクトがあり手続きを踏めば使えるものもある。
- 権利関係がはっきりしているものは助かる（例 歌詞）。
- 線引きが難しいものは学生の指導（卒論など）の際に困る。

- (7) あなたは、他人のコンテンツを利用する場合に、権利者の許諾が必要なのか、又は自由に利用しても問題ないのかといった点について、何か困った経験（法的・制度的）をお持ちですか。あれば、具体的にお教え下さい。

- 連絡先がわからない、連絡しても回答がないなどの場合。今後は SNS など、誰に許諾を取ればよいかもそもそも不明な場合もあるように思う。

- (8) あなたは、研究利用においてどのような問題がコンテンツ利用に対する阻害要因になっているとお考えですか。また、その阻害要因を解消するための方策として考えられることはありますか。あれば、具体的に教えてください。併せて、それが阻害要因を解消するための方策となると考える理由も教えてください。

- 団体が必要ではないか。いろいろな立場の人が集まって議論しながらやっていける組織。ルールを作ったりトラブルに対応するなど、ここに聞けばわかる、というワンストップの組織があるとよい。会員の会費で運営されるようなもの。どこかの企業ということではなく、産官学が協力したほうがよい。
- ある雑誌のコーパス作成時に許諾を確認できないものについて一部収録を断念せざる

を得なかった問題については近時の情報解析のための権利制限規定によりかなり使いやすくなったようだが、それだけでなく学術利用広く一般に、いちいち許諾を取らずに済むようになるとよい。

- 情報解析結果のコーパスを利用して原文（用例）の所在が分かっても、その用例の全体を入手できなければ学術研究にとっては不十分。
- 膨大な時間と労力を権利処理ではなく研究にかけられるとよい。お金、時間を研究に回せること、余計な心配をせずに研究できることが必要。
- 過去の調査結果データを再利用して、研究を行うことについては、国立研究機関で行われたプロジェクトで得られたデータを共有化して、新たな研究者が利用できるようにするしくみが、国立研究機関などでは作られつつある。

第13 大学（社会科学〔エンターテインメント・コンテンツ〕）

1 実施日

- 2020年2月10日（月）

2 回答

(1) あなたはどのような研究を行っていますか。具体的な例を添えて教えてください。

- エンターテインメント・コンテンツに関する法律問題に関する研究。

(2) その研究においてどのような著作物やコンテンツの利用をされていますか。次の点を含め、具体的な例を添えて教えてください。

ア 対象コンテンツ

- 論文、判決文、雑誌記事、新聞記事、書籍等、エンタテインメント機器に関する技術資料（取扱説明書等を含む。）。
- 紛争の対象となったエンターテインメント・コンテンツそのもの。
- 紛争の対象となったエンターテインメント・コンテンツに関する画像、映像等。

イ 利用目的・(1)の研究との関連性

- 紛争事例の研究のため。
- 参考文献とするため。
- 研究成果を講演や研究報告の形で公表するため。

ウ 利用方法、利用態様

- 紙のコピーを保存する、PDFに変換して記憶装置に保存する、コピーして他の者に配布する、コピーしてプレゼン資料に掲載する、ウェブ上にアップロードする（資料をクラウドにアップロードして研究会メンバーと共有する。）。
- 研究会メンバーにメールで資料を送信することもある。
- 講演や研究報告において研究成果を発表する際、紛争の対象となったエンターテインメント・コンテンツの画像等をスライドにして映写する。

エ 利用場所

- 職場、自宅、出張先。

オ 利用主体

- 研究者自身、共同研究者。
- 学生（学部学生、大学院生）。自ら作成した資料を学生に送付することもあるが、当該資料には他人のコンテンツが含まれる場合がある。

カ 対象コンテンツの入手先・入手方法

- ウェブサイト（商用データベース〔国内データベースは主に雑誌、海外データベースは書籍及び雑誌〕、裁判所ウェブサイトの判例情報、エンタテインメント企業のウェブサイト、エンタテインメント機器メーカーのウェブサイト、動画配信サイトなど。）。
- 図書館（書籍、雑誌、商用データベース）。

キ 対象研究の営利性

- 非営利（職業研究者）。
- 企業からの受託研究、企業との共同研究も実施している。大学としては一企業のための研究ではなく社会的意義を有する研究であることを根拠に共同研究を実施しているが、企業が研究資金を支出する理由は当該企業の利益につながることにあり得るであろうことを考えると微妙なところもある。

(3) あなたは、現に行ってはいないが行いたいと考えている研究利用はありますか。次の点を

含め、具体的な例を添えて教えてください。また、現に行っていない理由も併せて教えてください。

- 権利者の権利を侵害する形でコンテンツが一手に集められた海賊版プラットフォームに関する問題について研究したいと考えている。その際、当該プラットフォームにアクセスしたり、システムの仕組みについて調査したりする過程で何らかの利用行為があるかもしれないが、現在には行っていない。行っていない理由は、そのための時間を取ることができないからであって、研究利用に伴い権利者の権利侵害が問題になると考えてのことではない。
 - 自分が研究を行っている中で著作権侵害の問題が気になることは余りない。研究を行う中で権利侵害になり得る利用行為はあり得るが、それにより訴えを提起する権利者がいるとは考えていないし、仮に訴えられたとしても権利濫用を主張できると考えている。ただ、研究成果を発表する際には、配付資料にはコンテンツを掲載せず、スライドとして投影するにとどめるなど、気にはしている。
- (4) あなたは、研究に関して、例えば学術的研究と製品開発目的の研究とを分けているなど、何らかの分類をしていますか。分類がある場合は以下の点について教えてください。
- 分類していない。
- (5) コンテンツを研究利用する上での御所属の組織が定めた内部規定などがありますか。
- 剽窃やデータの改ざんといった行為を禁止する研究倫理に関するルールはある。
- (6) あなたは、研究利用をする場合、そのコンテンツの保有者等から許諾を受けて利用することはありますか。また、許諾を得る際に、何か問題点を感じることはありますか。
- 他の研究者が学会等で報告した資料などで学生の教育に資すると考えられるものについて、報告をされた研究者の先生に許諾を求めることはある。その他の利用について権利者に許諾を求めることはほぼない。
- (7) あなたは、他人のコンテンツを利用する場合に、権利者の許諾が必要なのか、又は自由に利用しても問題ないのかといった点について、何か困った経験（法的・制度的）をお持ちですか。あれば、具体的にお教え下さい。
- 大学の研究者による複製行為が私的使用のための複製に当たるか否かが判然としない。
 - YouTube に無許諾でアップロードされている動画を授業で上映することが適法に可能かどうかは迷うことがある。
 - エンターテインメント・コンテンツの正規流通品が既に失われているとき、海外で海賊版として販売されているものを購入して輸入する行為が許されるかどうか、迷うことがある。
 - コンテンツが正規品であっても、当該コンテンツが映画の著作物に該当し、当該コンテンツを入手する行為が頒布権の侵害に当たるとの説もあり、迷うことがある。
 - エンターテインメント・コンテンツのデータベースを作成したとき、コンテンツのパッケージ画像等を検索結果にどの程度表示できるのかが判然としないところはある。ただ、これは権利者からの申立などを受けながら相場観が決まってくるものであろう。
- (8) あなたは、研究利用においてどのような問題がコンテンツ利用に対する阻害要因になっているとお考えですか。また、その阻害要因を解消するための方策として考えられることはありますか。あれば、具体的に教えてください。併せて、それが阻害要因を解消するための方策となると考える理由も教えてください。
- 条文が非常に細かく規定されているところがある一方で、一律で違法になっているところがあるなど、著作権制度が複雑に過ぎることが阻害要因の一つではないか。
 - 業界慣行も阻害要因の一つとなり得る。エンターテインメント・コンテンツの権利者が出版物等へのコンテンツの利用についてのガイドラインを定め、それが業界慣行になっている場合があるが、研究機関がコンテンツをガイドラインで定められたよりも多く利用し

たとき、権利者から、ガイドラインに違反しているとの指摘を受けたことがある。

- 権利が不明となっているコンテンツ（オーファンワークス）の存在も阻害要因の一つである。
- 自由に利用されても構わないと考えている権利者によるコンテンツについても、利用の際には許諾を得る必要がある。そうした権利者が自らクリエイティブ・コモンズ・ライセンスなどにより許諾の意思を明らかにすると良いのではないか。
- 最終的には司法判断を得る必要があるため、研究を萎縮させる効果を完全に解消させることができないが、フェアユースなどの一般的権利制限規定を設けることも必要ではないか。
- 小中学校など学校で著作権教育が行われていると承知しているが、権利を大切に守るということだけでなく、許される利用があり、それによって文化が発展するということも伝えていく必要があるのではないか。

第14 大学（医学）

1 実施日

- 2020年2月25日（火）

2 回答

(1) あなたはどのような研究を行っていますか。具体的な例を添えて教えてください。

- 医学（疫学）

(2) その研究においてどのような著作物やコンテンツの利用をされていますか。次の点を含め、具体的な例を添えて教えてください。

ア 対象コンテンツ

- 論文。
- 質問票（一般市民に対して症例等を質問する際に用いるもので、先行研究において公表されているもの。）。
- 各種データ。

イ 利用目的・(1)の研究との関連性

- 研究成果の発表。
- 一般市民に対する情報提供（市民講座等）。

ウ 利用方法、利用態様

- 大学で契約している PDF 形式の電子ジャーナルを保管し、必要に応じて切り貼りするなど。
- 市民講座の受講者に、要望に応じて印刷物を配布。
- 学外の共同研究者に電子メールで送信。
- 学会を遠隔で行うことを想定するとウェブへのアップロード

エ 利用場所

- 職場及び自宅。

オ 利用主体

- 共同研究者。
- 大学院生（研究者自身と同様の条件で、電子ジャーナルの契約の範囲で利用することができる。）

カ 対象コンテンツの入手先・入手方法

- 電子ジャーナル。
- 図書館（契約している電子ジャーナルでは入手することができない場合。）。

キ 対象研究の営利性

- 事業者との間で共同研究契約を締結した上、産学連携の共同研究を実施している。事業者は、研究成果の事業化など、何らかの事業にプラスになることを前提として共同研究に参加していると考えられるが、共同研究の段階では学術研究で非営利であるとする。

(3) あなたは、現に行ってはいないが行いたいと考えている研究利用はありますか。次の点を含め、具体的な例を添えて教えてください。また、現に行っていない理由も併せて教えてください。

- 特になし。
- 紙からデジタルに変わっても、今のところ利用の仕方に大きな変化はないが、5年後、10年後には、市民講座もネット上で、ということはあるかもしれない。

(4) あなたは、研究に関して、例えば学術的研究と製品開発目的の研究とを分けているなど、何らかの分類をしていますか。分類がある場合は以下の点について教えてください。

○ 共同研究における大学と企業の役割分担がある。

ア その分類内容と分類の理由を教えてください。

○ 事業者がアクセスできるデータの範囲を限定している。理由は、個人に係るセンシティブな情報には個人情報保護法等の問題が生じ得るため。

イ 当該分類に応じてコンテンツの利用の仕方に違いがありますか。利用の仕方に違いがある場合は、その具体的な内容を教えてください。

○ 事業者との共同研究の場合、個人に係るセンシティブな情報への事業者のアクセスを制限している。

○ 共同研究においても、学内での共有はしても、企業とは共有しない。

(5) コンテンツを研究利用する上での御所属の組織が定めた内部規定などがありますか。

○ 一般的に、全ての学術研究機関は、著作権の扱いを含め、研究倫理や研究不正に関する教育を受けている。共同研究を行う事業者も同様の教育を必ず受けている。

(6) あなたは、研究利用をする場合、そのコンテンツの保有者等から許諾を受けて利用することはありませんか。また、許諾を得る際に、何か問題点を感じることはありませんか。

○ 先行研究において作成された「質問票」で著作権が主張されていることがあり、そうした質問票を使用する際には許諾を得ることになる。

○ 許諾を得る場合、論文であれば末尾に記載されていることが多い連絡先に連絡することになる。

(7) あなたは、他人のコンテンツを利用する場合に、権利者の許諾が必要なのか、又は自由に利用しても問題ないのかといった点について、何か困った経験（法的・制度的）をお持ちですか。あれば、具体的にお教え下さい。

—

(8) あなたは、研究利用においてどのような問題がコンテンツ利用に対する阻害要因になっているとお考えですか。また、その阻害要因を解消するための方策として考えられることはありますか。あれば、具体的に教えてください。併せて、それが阻害要因を解消するための方策となると考える理由も教えてください。

○ ジャーナルの購読料が非常に高額化している。アカデミックな研究や、市民講座のような形で市民に研究成果をフィードバックする程度の範囲での利用と購読料とが均衡していない。非常にやりづらさを感じる。ジャーナル購読料の高額化に対する解としてオープンアクセスの仕組みがあるが、オープンアクセスの論文を1つ出すには20万円から30万円の費用が必要となる。現状は出版社だけが利益を得るビジネスモデルとなっており、ジャーナルから世の中が得るベネフィットの観点からはアンバランスだと思う。

○ ドイツでは特定の出版社のジャーナルに投稿しないことを決めるなど、コストをかけずに重要な情報を共有することが可能なモデルを模索している。自らは利用したことはないが、「プレプリントサーバ」の利用も含め、様々な試みの中から成功モデルが出たら良いと思う。

第15 大学（看護学）

1 実施日

- ☐ 2020年3月4日(水)

2 回答

(1) あなたはどのような研究を行っていますか。具体的な例を添えて教えてください。

- ☐ 慢性期・終末期看護学。
- ☐ 治療期のがん患者に対するケア。

(2) その研究においてどのような著作物やコンテンツの利用をされていますか。次の点を含め、具体的な例を添えて教えてください。

ア 対象コンテンツ

- ☐ 論文、書籍、ウェブサイト（主に公的機関。統計資料など）。
- ☐ 質問紙。

イ 利用目的・(1)の研究との関連性

- ☐ 先行研究を参考にするため。

ウ 利用方法、利用態様

- ☐ 論文での引用。その論文のジャーナルへの投稿。
- ☐ ジャーナルサイトからのPDFダウンロード保存。
- ☐ 会議での机上配布、メール添付

エ 利用場所

- ☐ 職場、自宅。

オ 利用主体

- ☐ 個人
- ☐ 学内での共有。学外との文献共有はあまりない。

カ 対象コンテンツの入手先・入手方法

- ☐ 有料のジャーナルサイトからの購入（ダウンロード）。

キ 対象研究の営利性

- ☐ ない。

(3) あなたは、現に行ってはいないが行いたいと考えている研究利用はありますか。次の点を含め、具体的な例を添えて教えてください。また、現に行っていない理由も併せて教えてください。

—

(4) あなたは、研究に関して、例えば学術的研究と製品開発目的の研究とを分けているなど、何らかの分類をしていますか。分類がある場合は以下の点について教えてください。

—

(5) コンテンツを研究利用する上での御所属の組織が定めた内部規定などがありますか。

- ☐ ジャーナルの利用に当たり契約に違反するとメールで注意を受ける。
- ☐ 規定というより、恩師や査読時の経験を通して学んだ。特に海外から厳しく指摘を受けたことがある。

(6) あなたは、研究利用をする場合、そのコンテンツの保有者等から許諾を受けて利用するこ

とはありますか。また、許諾を得る際に、何か問題点を感じることはありませんか。

- 質問紙の許諾を得るのが難しい場合がある。回答がない場合も含め、許諾を得られないものは使わない。
- 許諾が必要かどうかも含め確認にものすごく時間がかかり、ストレスを感じる。
- 研究には数年かかるがその間に質問紙の取り扱いなど状況（権利者や条件、金額など）が変わっていることがあり困る。
- 海外のものを使う場合、翻訳が適切でない場合などもあり、非常に慎重になる。

(7) あなたは、他人のコンテンツを利用する場合に、権利者の許諾が必要なのか、又は自由に利用しても問題ないのかといった点について、何か困った経験（法的・制度的）をお持ちですか。あれば、具体的にお教え下さい。

- 質問紙について、非営利や個人の研究なら無償、一方で製薬企業等の利用は有償等、特に海外では細かい縛りがあり慎重になる。
- 利用に寛容的というならいいが、それが国を跨ぐと厳しくなるのではないか。海外との共同研究も多くなっている中、不安はある。

(8) あなたは、研究利用においてどのような問題がコンテンツ利用に対する阻害要因になっているとお考えですか。また、その阻害要因を解消するための方策として考えられることはありますか。あれば、具体的に教えてください。併せて、それが阻害要因を解消するための方策となると考える理由も教えてください。

- どこに聞けばいいか、窓口がわからないのが困る。問い合わせ先がわかるとよい。
- お金にせよ窓口にせよ、使って大丈夫という、安心して使える何らかの保証があるとよい。
- 海外を含めて統一して欲しい。

第16 大学（知的財産・イノベーション政策）

1 実施日

- 2020年3月2日（月）

2 回答

(1) あなたはどのような研究を行っていますか。具体的な例を添えて教えてください。

- 知的財産とイノベーションに関する実証分析研究

(2) その研究においてどのような著作物やコンテンツの利用をされていますか。次の点を含め、具体的な例を添えて教えてください。

ア 対象コンテンツ

- 技術情報（論文、特許公報等）。

イ 利用目的・(1)の研究との関連性

- 参考文献。
- 論文への引用。
- 共同研究者との共有。

ウ 利用方法、利用態様

- コンピュータに論文の電子ファイルを保存する。
- オンラインストレージを通じて共同研究者との間で共有する。
（なお、いずれもライセンスの範囲での利用）

エ 利用場所

- 職場、公共図書館。

オ 利用主体

- 研究者個人。
- 共同研究者、学生（同じ研究室でコンテンツを利用する権限を共有している者である場合と、外部の研究者など権限を有していない者である場合の、両方の場合がある。権限を有していない外部の者と共有する場合は、URL の共有、プレプリントを用いている。）。

カ 対象コンテンツの入手先・入手方法

- 契約しているジャーナル、図書館、プレプリントサーバ。

キ 対象研究の営利性

- 特許や著作物（著作物は主にコンピュータプログラム）を大学の TLO を経由して営利企業にライセンスすることがある。

(3) あなたは、現に行ってはいないが行いたいと考えている研究利用はありますか。次の点を含め、具体的な例を添えて教えてください。また、現に行っていない理由も併せて教えてください。

- 自らの論文であっても、海外のジャーナルに掲載されたものは著作権が出版社に移転してしまっている場合は、許諾を得るのが煩雑であることから、利用しないことがある。
- 映像コンテンツ等に含まれる技術的描写を人工知能により検知・分析することで萌芽的な技術を発見し、社会実装の予測をすることを考えたが、行っていない。映像コンテンツ等に関する包括的な権利処理の方法を見いだすことができなかったため。

(4) あなたは、研究に関して、例えば学術的研究と製品開発目的の研究とを分けているなど、

何らかの分類をしていますか。分類がある場合は以下の点について教えてください。

○ 分類している。

ア その分類内容と分類の理由を教えてください。

○ ベンチャー企業としての研究活動と大学における研究活動とを完全に切り分けている。

イ 当該分類に応じてコンテンツの利用の仕方に違いがありますか。利用の仕方に違いがある場合は、その具体的な内容を教えてください。

—

(5) コンテンツを研究利用する上での御所属の組織が定めた内部規定などがありますか。

○ 研究不正の防止に関連する規定が明文化されており、他人の研究成果の利用や引用についての定めが置かれている。

(6) あなたは、研究利用をする場合、そのコンテンツの保有者等から許諾を受けて利用することはありますか。また、許諾を得る際に、何か問題点を感じることはありますか。

○ 海外文献を利用するために文献が掲載されたジャーナルの編集者に許諾を求めたことがある。

○ 映像コンテンツ等に含まれる技術的描写を人工知能により検知・分析することで萌芽的な技術を発見し、社会実装の予測をする研究について、分析対象となる映像コンテンツ等の利用について著作権者の納得を得て利用許諾を得るためどのように説明等したら良いか、方法がなかなか見いだせなかった。

○ 市販の出版物から利用しようとする場合に、出版者を通して作家に丁寧に説明するのが困難で、利用を諦めたことがある。

○ オープンアクセスとされた論文の利用条件がクリエイティブ・コモンズ・ライセンスで定められていることがある。そうした論文の中から商用利用及び改変が可能とされているものを利用している。論文の内容的には関連するものでも、右の利用条件に合致しない場合にはその論文の利用を諦めることがある。その際には、代替案としてプレプリントを探すことを試みている。

(7) あなたは、他人のコンテンツを利用する場合に、権利者の許諾が必要なのか、又は自由に利用しても問題ないのかといった点について、何か困った経験（法的・制度的）をお持ちですか。あれば、具体的にお教え下さい。

—

(8) あなたは、研究利用においてどのような問題がコンテンツ利用に対する阻害要因になっているとお考えですか。また、その阻害要因を解消するための方策として考えられることはありますか。あれば、具体的に教えてください。併せて、それが阻害要因を解消するための方策となると考える理由も教えてください。

○ 論文やデータ等の利用条件などが一見してわかりにくい。利用条件が例えばクリエイティブ・コモンズ・ライセンスに基づいて明示され、かつ、問い合わせ先も分かるようになるとうい。

○ ジャーナルの購読料の高額化。高額化することの対策として論文をオープンアクセスとする場合もある。しかし、その場合には投稿料が高額になるという問題が生じる。

○ ウェブサイト上で利用条件などを入力すると有償でデータの利用許諾が得られるシステムが構築されつつある。著作物についても類似のシステムを構築することができれば良いのではないかと。ただし、システムの維持運営に費用を要することが課題。

○ 日本では、電子政府や研究関連データのみならず、一般的に「電子化」というと書類をスキャンした画像データと捉えられているケースが多い。分析をする研究者の立場からは、加工可能なデータ、もっと言えば XML や JSON 型形式で電子化されて欲しい。メタデー

タがきちんと付与されており、機械可読になっていないと、データとして存在してもアクセスしたり、利用可能にならない。

第17 大学（社会科学〔知的財産法〕）

1 実施日

○ 2020年3月2日（月）

2 回答

(1) あなたはどのような研究を行っていますか。具体的な例を添えて教えてください。

○ 知的財産法学・実務に関する研究。

(2) その研究においてどのような著作物やコンテンツの利用をされていますか。次の点を含め、具体的な例を添えて教えてください。

ア 対象コンテンツ

○ 論文、裁判例。

イ 利用目的・(1)の研究との関連性

- 論文への引用。
- 共同研究者との共有。

ウ 利用方法、利用態様

- コンピュータに論文の電子ファイルを保存する。
- オンラインストレージを通じて共同研究者との間で共有する。

エ 利用場所

○ 職場、公共図書館、大学図書館。

オ 利用主体

- 研究者個人。
- 共同研究者（外部の研究者などでコンテンツの利用権限を有していない者。）。

カ 対象コンテンツの入手先・入手方法

○ 図書館、判例データベース、ウェブサイト（行政庁、裁判所等）。

キ 対象研究の営利性

—

(3) あなたは、現に行ってはいないが行いたいと考えている研究利用はありますか。次の点を含め、具体的な例を添えて教えてください。また、現に行っていない理由も併せて教えてください。

—

(4) あなたは、研究に関して、例えば学術的研究と製品開発目的の研究とを分けているなど、何らかの分類をしていますか。分類がある場合は以下の点について教えてください。

—

ア その分類内容と分類の理由を教えてください。

—

イ 当該分類に応じてコンテンツの利用の仕方に違いがありますか。利用の仕方に違いがある場合は、その具体的な内容を教えてください。

—

(5) コンテンツを研究利用する上での御所属の組織が定めた内部規定などがありますか。

—

(6) あなたは、研究利用をする場合、そのコンテンツの保有者等から許諾を受けて利用することはありませんか。また、許諾を得る際に、何か問題点を感じることはありませんか。

—

(7) あなたは、他人のコンテンツを利用する場合に、権利者の許諾が必要なのか、又は自由に利用しても問題ないのかといった点について、何か困った経験（法的・制度的）をお持ちですか。あれば、具体的にお教え下さい。

○ 権利制限規定により利用可能な範囲はわかりにくい。きちんと分かっている人は適切に判断されてうまく使っていると思う。しかしながら、あまり分かっていない人は、利用者の立場に都合良く、利用可能な範囲を広く解釈する場合がある。あるいは、解釈を狭くして使えなくなっている人もいるかもしれない。

(8) あなたは、研究利用においてどのような問題がコンテンツ利用に対する阻害要因になっているとお考えですか。また、その阻害要因を解消するための方策として考えられることはありますか。あれば、具体的に教えてください。併せて、それが阻害要因を解消するための方策となると考える理由も教えてください。

○ 研究論文をワンストップで入手できる状態を作ることが重要と考える。ただし、あらゆる著作物を対象に無償利用の権利制限や補償金制度を導入して利用可能とするのは、著作物の種類や内容、創作された時期等によってその価値も様々であるところ、乱暴だと考える。権利制限を設けるためには、まず権利情報を集約させることから始めるべきである。

第18 大学（美術史）

1 実施日

- ☐ 2020年3月9日(月)

2 回答

(1) あなたはどのような研究を行っていますか。具体的な例を添えて教えてください。

- ☐ 美術史、特に20世紀の日本、米国の美術（絵画）。派生して文化研究。
- ☐ 作品分析、作品の再制作・復元。

(2) その研究においてどのような著作物やコンテンツの利用をされていますか。次の点を含め、具体的な例を添えて教えてください。

ア 対象コンテンツ

- ☐ 論文、書籍、ウェブサイトのコンテンツ、展覧会の図録、写真、（作家の）手紙・草稿、録音物（インタビュー、オーラルヒストリー）、データベース（新聞や論文）、映像（購入したDVD、YouTube）、アーカイブ（主に米国）、マンガ。

イ 利用目的・(1)の研究との関連性

- ☐ 論文作成。
- ☐ 将来の研究のための蓄積・保管。

ウ 利用方法、利用態様

- ☐ 論文で出典明記して引用。とりわけ図版。
- ☐ コピー（アーカイブ等の資料）
- ☐ データでの蓄積・保管（PDF、画像）。
- ☐ クラウド上の保管、メール添付（共同研究者、研究補助者との共有等）。
- ☐ 再制作・復元

エ 利用場所

- ☐ 職場、自宅、図書館・アーカイブ、作業事務所。

オ 利用主体

- ☐ 個人、研究補助者（大学院生）、共同研究者

カ 対象コンテンツの入手先・入手方法

- ☐ 雑誌、書籍、DVDの購入。
- ☐ 許諾を受けて複製（データベース、インタビュー）。
- ☐ 図書館・アーカイブ
- ☐ ウェブサイト

キ 対象研究の営利性

- ☐ 画廊から作品解説を求められることがありそれには営利性があるが、自分は研究対象と合致しない限り基本的に受けない。

(3) あなたは、現に行ってはいないが行いたいと考えている研究利用はありますか。次の点を含め、具体的な例を添えて教えてください。また、現に行っていない理由も併せて教えてください。

- ☐ 作品の再制作について、立体は進んでいるが平面（絵画）ではなかなか難しい。全く同じにはしない等の対応をしているが、オリジナルと同じものを作ることができれば研究が進むと思う。

(4) あなたは、研究に関して、例えば学術的研究と製品開発目的の研究とを分けているなど、

何らかの分類をしていますか。分類がある場合は以下の点について教えてください。

(5) コンテンツを研究利用する上での御所属の組織が定めた内部規定などがありますか。

○ 情報倫理規定があり、年に一度講習会と簡単なテストがある。

(6) あなたは、研究利用をする場合、そのコンテンツの保有者等から許諾を受けて利用することはありませんか。また、許諾を得る際に、何か問題点を感じることはありませんか。

○ アーカイブからの複製。コピーをとれる場合もあれば、デジタルカメラで撮影できることもある（米では進んでいるが日本ではそもそもアーカイブが整備されていない）。

○ 雑誌であればひとつの論文全体をコピーできるが論文集などの場合ひとつの論文の半分までしかコピーすることができず理不尽。

○ 図書館によってルールが異なることがある。ある図録に含まれる絵画の写真の複製を求めたところダメだと言われた（著作物全体だからなのか、カラー複製だったからなのか不明）。交渉し、最終的にはカラー複製を取ることができたが大変だった。

○ 雑誌にせよ論文にせよデジタル・アーカイブが進んでいないことは不便。必要になるたびに許諾を取るとは煩雑で、ある雑誌については創刊から 1200 号分をすべて購入したことがある。米国では非常に充実しており、別の雑誌だが、創刊号からすべてデジタル・アーカイブされ、それらがオンラインで閲覧可能。非常に研究を進めやすい。

○ 引用の範囲と思われる場合でも許諾を要することがある（そうしないとその後作品を見せてもらえないなどの不都合が発生する場合がある）。

○ 所有権と著作権の関係がよく分からない（寺院の所有物など）。

○ 作家本人であれば比較的容易に許諾をとれたであろう場合でも遺族だと難しいことがある。

○ インタビューの内容については著作権を譲渡していただいている。

(7) あなたは、他人のコンテンツを利用する場合に、権利者の許諾が必要なのか、又は自由に利用しても問題ないのかといった点について、何か困った経験（法的・制度的）をお持ちですか。あれば、具体的にお教え下さい。

○ 2 次創作物を論文で図版として収録したかったが、どこに許諾を取ればよいかが明確でなく、言われたとおり 3 か所たどった挙句、利用をあきらめた。（展示美術館→2 次創作者の財産管理財団→被写体の財産管理財団）

○ 権利に関するルールが明確でないことが困る。美術館によっては著作権法よりも厳しいルールを求めるところがある。

○ 図版の利用について、授業や学会発表までは教育目的の権利制限でよいと思うが、それ以外について迷う。外部から講演を依頼された場合など。文化庁のメディア芸術関係のシンポジウムにコメンテーターとして呼ばれたことがあるが、講演者は投影用資料に引用する図版についてすべて許諾を取るよう求められ、投影をあきらめた人や手書きで代替した人もいたようだ。

(8) あなたは、研究利用においてどのような問題がコンテンツ利用に対する阻害要因になっているとお考えですか。また、その阻害要因を解消するための方策として考えられることはありますか。あれば、具体的に教えてください。併せて、それが阻害要因を解消するための方策となると考える理由も教えてください。

○ 論文の複製がしづらい状況は解消してほしい。著作権を気にせず研究を進められることが望ましい。

○ 入手できない書籍などを、内心後ろめたさを感じながら丸ごと 1 冊複製（紙、データ）している研究者は多いと思う。OCR であれば検索などもしやすく研究が非常にしやすくなる。

○ お金を払うことは構わない。今はお金を払っても（払うつもりがあっても）使えないケースがある。

- 作家の手紙なども貴重な研究素材であるが、個人的な（個人情報に関わる）ものとして捨てられてしまうこともある。パブリックなものという意識が薄い。米国では多くのものがデジタル・アーカイブされている。

第19 大学（音楽学）

1 実施日

- 2020年3月10日(火)

2 回答

(1) あなたはどのような研究を行っていますか。具体的な例を添えて教えてください。

- 音楽史。特に20世紀の音楽について思想的、理論的に追究。最近ではエドガー・ヴァレーズ。
- テーマとしては「戦争と音楽」「音楽と政治」。

(2) その研究においてどのような著作物やコンテンツの利用をされていますか。次の点を含め、具体的な例を添えて教えてください。

ア 対象コンテンツ

- 主に論文、書籍、楽譜、音楽。
- データベース（論文）。
- イメージ（写真や映像）は少し。

イ 利用目的・(1)の研究との関連性

- 論文、著書の執筆。
- 学会発表。
- 授業。

ウ 利用方法、利用態様

- 論文・書籍で出典を明記し引用。
- コピー（紙）、PCや媒体でのデータの蓄積・保管、バックアップ。

エ 利用場所

- 職場。

オ 利用主体

- 自身、研究助手。

カ 対象コンテンツの入手先・入手方法

- 書籍、CD、DVDの購入。
- 図書館（複製、借りる）。
- 論文データベースからのダウンロード。
- ウェブサイトからのダウンロード。

キ 対象研究の営利性

- 著書の出版のみ。

(3) あなたは、現に行っていないが行いたいと考えている研究利用はありますか。次の点を含め、具体的な例を添えて教えてください。また、現に行っていない理由も併せて教えてください。

- 楽譜の利用。今も行っているが、もっと自由に行いたい（量や使い方）。

(4) あなたは、研究に関して、例えば学術的研究と製品開発目的の研究とを分けているなど、何らかの分類をしていますか。分類がある場合は以下の点について教えてください。

—

(5) コンテンツを研究利用する上での御所属の組織が定めた内部規定などがありますか。

- ない。ただし学内には研究者だけでなく演奏家、作曲家などいろいろな立場の方がおり、自然と配慮する、気をつけるところはある。

(6) あなたは、研究利用をする場合、そのコンテンツの保有者等から許諾を受けて利用することがありますか。また、許諾を得る際に、何か問題点を感じることはありますか。

- 楽譜の利用については非常に困っている。論文や著書での利用に当たり国内外の主に音楽出版社から許諾を取るが、対応が組織、人によってまちまち。どこまでいいのか、使ってよい範囲、条件、金額も違い、利用の度に確認する必要があり、非常に煩雑。
- 組織によっては管理が厳密で非常に厳しい条件を課すところもある（海外の財団）。
- 問題ないと考える範囲で許諾を得ず使うこともあれば、利用をあきらめることもある。絶対侵害に当たると考えるときは許諾を取る。
- 学内にとどまるものは許諾不要と考え使うことも多いが、学外に出す場合には慎重になる。
- 楽譜の利用についてはほぼすべての研究者が困っていると思う。

(7) あなたは、他人のコンテンツを利用する場合に、権利者の許諾が必要なのか、又は自由に利用しても問題ないのかといった点について、何か困った経験（法的・制度的）をお持ちですか。あれば、具体的にお教え下さい。

- 授業での利用についていつも迷う。資料は紙で配布することが多いが、自分が購入したCDやDVDを学生に見せる・聴かせる場合はどの程度までよいのか。例えば学生の数や、使ってよい時間（量）によって許諾の有無が変わるのか。
- 楽譜そのものの複製するのではなくそこからリズムを抽出したものを作成した際それについても許諾を求められた。使用料を支払ったが、そのものではなく自分が作成したものであるのにと、非常に不満を感じた。
- ネット上の画像（作曲家の写真等）の利用。許諾の要否がわからない。

(8) あなたは、研究利用においてどのような問題がコンテンツ利用に対する阻害要因になっているとお考えですか。また、その阻害要因を解消するための方策として考えられることはありますか。あれば、具体的に教えてください。併せて、それが阻害要因を解消するための方策となると考える理由も教えてください。

- 許諾の要否、許諾が必要な場合の利用条件がまちまちで都度確認を要することが非常に煩雑。特に楽譜の利用について顕著。それが解消されれば非常に研究は進めやすいと思う。
- 最近判決が出た音楽教室事件のような判断に非常に違和感を覚える。
- 著作権の切れた楽譜が一斉に世に出てアマチュアなどにより盛んに演奏され世に知られる。そういうことはよくある。そうした点から、保護期間が50年から70年になったことは非常に懸念する。
- 使っていいと思う人のものはどんどん使ってもらえる、クリエイティブ・コモンズのような仕組みが望ましい。もっと言えば、現状の著作権法とは逆に、原則自由に使ってよく、著作権を守ってほしい人だけが登録などにより守ってもらえる形のほうが良いのではないかな。

第21 在野（社会科学、計量書誌学）

1 実施日

- ☐ 2020年2月7日（金）

2 回答

(1) あなたはどのような研究を行っていますか。具体的な例を添えて教えてください。

- ☐ 社会科学、計量書誌学。

(2) その研究においてどのような著作物やコンテンツの利用をされていますか。次の点を含め、具体的な例を添えて教えてください。

ア 対象コンテンツ

- ☐ 論文、書籍、新聞記事、写真、ウェブサイト上の情報、学会の会員名簿、個人の日記、インタビュー時の音声記録、国の統計情報、行政文書等。

イ 利用目的・(1)の研究との関連性

- ☐ 参考文献とするため。
- ☐ 研究対象そのものを知るため。
- ☐ 社会的な財産として記録しておくため。
- ☐ 研究発表の際、資料に掲載するため（写真）。

ウ 利用方法、利用態様

- ☐ 論文等の写しを紙で保存する。
- ☐ 紙の資料をPDF化するなどデジタル化した資料をPCやオンラインストレージに保存する。
- ☐ オンラインストレージを通じて共同研究者と資料を共有する。

エ 利用場所

- ☐ 公共図書館、自宅、カフェ、コワーキングスペース。

オ 利用主体

- ☐ 個人、共同研究者、外部業者（データ入力）。

カ 対象コンテンツの入手先・入手方法

- ☐ 購入した書籍、ウェブサイト、図書館、学会（会員名簿）、行政庁（行政文書開示請求による。）。

キ 対象研究の営利性

- ☐ 研究の目的は学術的論文を世に問うことにあり、収入を得ることではない。ただし、執筆した論文が登載された書籍が有償で販売されることはあり得る。

(3) あなたは、現に行ってはいないが行いたいと考えている研究利用はありますか。次の点を含め、具体的な例を添えて教えてください。また、現に行っていない理由も併せて教えてください。

- ☐ 論文に含まれる引用文献の情報を体系的に収集して公開し、誰でも使えるようにしたいと考えるが、かかる情報に著作権が及ぶかどうか分からないため、行っていない。

(4) あなたは、研究に関して、例えば学術的研究と製品開発目的の研究とを分けているなど、何らかの分類をしていますか。分類がある場合は以下の点について教えてください。

- ☐ 分類している。

ア その分類内容と分類の理由を教えてください。

- 基礎的な資料収集など論文執筆の準備段階と論文の発表段階は分かれると考える。
- ジャーナルに掲載される記事も、例えば「論文」と題するもの「資料」と題するもの
とに分類されることがある。

イ 当該分類に応じてコンテンツの利用の仕方に違いがありますか。利用の仕方に違いがある場合は、その具体的な内容を教えてください。

—

(5) コンテンツを研究利用する上での御所属の組織が定めた内部規定などがありますか。

—

(6) あなたは、研究利用をする場合、そのコンテンツの保有者等から許諾を受けて利用することはありませんか。また、許諾を得る際に、何か問題点を感じることはありませんか。

- 特別に許諾を受けて利用することはしていない。例えば図書館から写しを入手するなど、特別な許諾を必要としない方法で資料を入手している。
- 仮に許諾を得るとして、対象となるコンテンツが多数にのぼる場合に一つ一つ許諾を得るのは煩雑である。
- アンケート調査の結果得られた回答がコンテンツと言えるのであれば、当該各コンテンツに係る利用の同意をどのように取ったら良いか悩ましく感じる。
- 研究対象となる人物がテレビ番組に出演した際の映像を視聴したいと考えたが、問い合わせ先等、そのための方法に関する情報がなく、断念したことがある。

(7) あなたは、他人のコンテンツを利用する場合に、権利者の許諾が必要なのか、又は自由に利用しても問題ないのかといった点について、何か困った経験（法的・制度的）をお持ちですか。あれば、具体的にお教え下さい。

- 論文に含まれる引用文献の情報を体系的に収集して公開し、誰でも使えるようにしたいと考えるが、かかる情報に著作権が及ぶかどうか分からないため、行っていない。

(8) あなたは、研究利用においてどのような問題がコンテンツ利用に対する阻害要因になっているとお考えですか。また、その阻害要因を解消するための方策として考えられることはありますか。あれば、具体的に教えてください。併せて、それが阻害要因を解消するための方策となると考える理由も教えてください。

- コンテンツの利用許諾を得るのが煩雑である。
- アンケートやインタビューを実施する際に使うことができる、結果の利用に関する合意書のひな形などが公開されると非常にうれしい。
- 在野研究者の場合、大学図書館を利用することが難しかったり、利用できたとしても特に海外のジャーナルは 1 本の論文を入手するのに数千円といった費用が必要となったりと、研究に必要な専門書籍やジャーナルへのアクセスに課題がある。

第22 在野（民俗学）

1 回答日

○ 2020年3月15日（日）

2 回答

(1) あなたはどのような研究を行っていますか。具体的な例を添えて教えてください。

○ 怪異・妖怪に関する伝承、文学についての研究。

(2) その研究においてどのような著作物やコンテンツの利用をされていますか。次の点を含め、具体的な例を添えて教えてください。

ア 対象コンテンツ

○ 『古事記』を始めとした古典から、京極夏彦作品等現代までの怪異・妖怪について書かれた文章、『ゲゲゲの鬼太郎』等娯楽作品を含めた、怪異・妖怪を扱った映像、漫画等の作品。

イ 利用目的・(1)の研究との関連性

○ 研究資料とするため。

ウ 利用方法、利用態様

○ 引用資料として利用、及び必要な部分のみ紙のコピーをして保存等。

エ 利用場所

○ 自宅、公共図書館。

オ 利用主体

○ 研究者個人。

カ 対象コンテンツの入手先・入手方法

○ 購入した書籍、ウェブサイト、図書館。

キ 対象研究の営利性

○ 研究成果を元にした書籍の執筆を予定している。

(3) あなたは、現に行ってはいないが行いたいと考えている研究利用はありますか。次の点を含め、具体的な例を添えて教えてください。また、現に行っていない理由も併せて教えてください。

○ 特になし。

(4) あなたは、研究に関して、例えば学術的研究と製品開発目的の研究とを分けているなど、何らかの分類をしていますか。分類がある場合は以下の点について教えてください。

○ 特になし。

(5) コンテンツを研究利用する上での御所属の組織が定めた内部規定などがありますか。

○ 所属組織なし。

(6) あなたは、研究利用をする場合、そのコンテンツの保有者等から許諾を受けて利用することがありますか。また、許諾を得る際に、何か問題点を感じることはありませんか。

○ 保有者が知人である場合は、許諾を得る事がある。逆に知人でない場合は出典を明確にした上で引用を行っている。

(7) あなたは、他人のコンテンツを利用する場合に、権利者の許諾が必要なのか、又は自由に

利用しても問題ないのかといった点について、何か困った経験（法的・制度的）をお持ちですか。あれば、具体的にお教え下さい。

- 著者が明確な書籍資料と違い、ウェブ上の情報は匿名の人物によって記されていることも多いため、インターネット上の情報を引用しようとした際、権利者が不明であり、引用の方法が分からず、諦めたことがある。

(8) あなたは、研究利用においてどのような問題がコンテンツ利用に対する阻害要因になっているとお考えですか。また、その阻害要因を解消するための方策として考えられることはありますか。あれば、具体的に教えてください。併せて、それが阻害要因を解消するための方策となると考える理由も教えてください。

- 一定の金額を支払うことで、ネットを通して論文や研究成果などにアクセスできる仕組みがあると先行研究に当たりやすくなると思う。検索機能を充実すると、より目当ての研究を探しやすくなる。

第31 美術館（全国美術館会議）

1 実施日

- 2020年3月3日（火）

2 回答

(1) あなたはどのような研究を行っていますか。具体的な例を添えて教えてください。

- 美術史、美術批評の研究。
- 美術作品に関する研究（作品の作家名、制作年、サイズ、材質、作品に対する時代的な評価等）。
- 美術作品の作家に関する研究（作家に対する評価、作家が生存した時代背景、関連性を有する他の作家等）。
- 美術作品の所在に関する研究（どの美術作品がどの美術館に所蔵されているか、過去の所有者は誰だったか等）。
- 美術作品の展示方法、展示内容に関する研究（美術に係る展覧会に関する研究）。
- 美術作品の運搬方法に関する研究。
- 美術作品の流通・取引状況に関する研究。
- 美術作品の修復、保存に関する研究。

(2) その研究においてどのような著作物やコンテンツの利用をされていますか。次の点を含め、具体的な例を添えて教えてください。

ア 対象コンテンツ

- 美術の著作物（美術作品等、作家が創作したもの）。
- 書籍、論文等。
- 美術作家の資料（スケッチ、日記、書簡等、未公表のものを含む）。
- 写真（作品のほか、作家の肖像写真、イベントの記録写真等も含む）。
- 音楽（現代美術としての音楽）。
- 映像（現代美術としての映像、イベントの記録動画等も含む）。
- データ（年譜の作成に用いるものなど）。

イ 利用目的・(1)の研究との関連性

- 美術作品の展覧会を開催するため。
- 美術作品の展覧会に係る広報用印刷物や報道資料を作成するため。
- 美術作品の展覧会に係る図録を作成するため。
- 研究資料として保存するため。
- 研究者個人として論文等を執筆するため。
- 美術作品の収集活動に役立てるため。
- 収蔵作品の管理に役立てるため。

ウ 利用方法、利用態様

- 紙のコピーを保存する。
- スキャンしてコンピュータに保存する。
- スキャンしてコンピュータに取り込んだ画像を作品リストや展覧会場の図面に貼り付けて、展示のシミュレーションを行う。
- オンラインのストレージや紙のコピーを介して共同研究者等との間でコンテンツを共有する。
- 収蔵作品管理システムに画像を登録する。
- 点検調書等に画像を貼付する。

エ 利用場所

- 所属美術館、外部の会議、講演、研究会、シンポジウムの場合、専門図書館、自宅、喫茶店、宿泊先、交通機関の車両内等。

オ 利用主体

- 所属組織、研究者個人、共同研究者、研究補助者、展示を受注した外部業者、展覧会の共催者(新聞社等)、新聞雑誌の記者・編集者等。

カ 対象コンテンツの入手先・入手方法

- 購入、寄贈、借用（美術作品）。
- 書籍、雑誌、ウェブサイト、図書館等（論文、画像等）。
- 展覧会の実施（実施による情報の蓄積がコンテンツとなる）。
- 作品・資料の所蔵先での調査。
- 作家や関係者からの聞き取り（オーラルヒストリー）。

キ 対象研究の営利性

- 国公立の美術館及び財団法人が運営する美術館における展示会、展示会の図録、教育プログラム等は、美術館としては営利を目的としていないが、文化事業部を持つ営利事業者との共催による展覧会の場合、当該営利事業者には別の論理があるのかもしれない。

(3) あなたは、現に行ってはいないが行いたいと考えている研究利用はありますか。次の点を含め、具体的な例を添えて教えてください。また、現に行っていない理由も併せて教えてください。

- 研究を行っている際には、特に萎縮するなどして控えている利用行為は特にはない。研究職による複製行為については、私的使用のための複製に該当すると考えて行っている。ただし、研究の結果を例えばウェブサイトに掲載するなど公にする局面は別である。
- ウェブサイトに掲載された作品等の資料をダウンロードして保存こともあるが、これらが合法的にアップロードされたものであるか違法にアップロードされたものであるかは区別できない。

(4) あなたは、研究に関して、例えば学術的研究と製品開発目的の研究とを分けているなど、何らかの分類をしていますか。分類がある場合は以下の点について教えてください。

- 分類はしていない。

(5) コンテンツを研究利用する上での御所属の組織が定めた内部規定などがありますか。

- 全国美術館会議が定めた「美術館の原則と美術館関係者の行動指針」があつて、職業団体としての倫理が明文化されている。これは学術研究についての倫理規定に準ずるものだと考えている。

(6) あなたは、研究利用をする場合、そのコンテンツの保有者等から許諾を受けて利用することはありますか。また、許諾を得る際に、何か問題点を感じることはありますか。

- 研究を行っている際には、美術作品等の複製行為は私的使用のための複製であると解して許諾を得ることなく行っているが、研究成果を公にする際に作品の複製物が利用されている場合には、著作権者から許諾を得る必要がある。その際の問題として、一つ一つの作品について個別に許諾を得る作業が非常に煩雑であるということと、著作権者の所在が不明になっている場合があるということがある。また、著作権者が作家本人である場合には比較的許諾を得やすいが、作家から相続等で著作権を承継した著作権者は、使用料を支払ったとしても許諾しないことがあったり、複数の相続人の意見が割れて調整できず、許諾が得られなかったりすることがある。
- 著作権の問題ではなく美術業界の慣習の問題ではあるが、著作権の存続期間が満了した作品の利用についても所蔵者から膨大な使用料を請求されることがある。

(7) あなたは、他人のコンテンツを利用する場合に、権利者の許諾が必要なのか、又は自由に利用しても問題ないのかといった点について、何か困った経験（法的・制度的）をお持ちですか。あれば、具体的にお教え下さい。

- 著作権法の改正により、美術作品の展示に伴うウェブサイトへのサムネイル画像の掲載が認められることとなった。その画質や大きさについて、文化庁の呼びかけにより使用者と著作権者の一部が集まって「美術の著作物等の展示に伴う複製等に関する著作権法第47条ガイドライン」を策定したが、これとは別に、外国作家の作品を扱っている団体が独自にガイドラインを定めており、その内容が使用者にとってより厳しい内容となっているなど、法改正により権利制限規定が設けられたが、その解釈・運用を統一できない問題が存在している。

(8) あなたは、研究利用においてどのような問題がコンテンツ利用に対する阻害要因になっているとお考えですか。また、その阻害要因を解消するための方策として考えられることはありますか。あれば、具体的に教えてください。併せて、それが阻害要因を解消するための方策となると考える理由も教えてください。

- 仮に美術館の研究職が作品等のコンテンツ等を複製する行為が私的使用のための複製の範囲に含まれないとすると、研究活動が阻害されることになる。その場合には、研究職が行う複製行為についても私的使用のための複製と同様の権利制限が必要だと考える。
- 美術作品の作家本人は、美術館で作品が展示等されれば自らの認知度が向上することを理解しているから、利用許諾を求めれば無償で許諾してくれることが多いのに対して、作家の著作権を相続等で承継した者にそうした理解がない場合には、そもそも許諾しなかったり、承継者間の意見対立によって許諾が得られなかったりすることがある。他方、補償金の支払を前提とする強制許諾制度を導入した場合、補償金を支払う資力がない地方の小規模な美術館などは困ることになってしまう。なかなか解が見いだしがたい。
- 美術の世界には音楽における JASRAC や日本複製権センターのような存在がないため、許諾を得るにも一つ一つ行う必要があり、お金も手間も必要になるという二重苦の状態にある。一定の金額さえ支払えば利用できる仕組みができれば美術館の活動の助けになるという考え方もある。補償金の支払も難しい場合には、著作権者に個別に連絡を取って無償での許諾を得ることができるなどの選択肢が用意できれば良いと考える。
- 美術館内の専門図書館に所蔵されている資料の中には、ほかの美術館の研究紀要など、美術館同士で無償で提供しあっているようなものも存在するが、図書館における複写に係る制限（最新の雑誌等の複写の制限、複写可能な量の制限、等）は一律にかかってしまう。そうした杓子定規な運用は改善されるべきである。

権利者（著作者）でもある利用者（研究者）に対する実態調査（ヒアリング調査）

第1 企業（コンテンツ）

1 実施日

○ 2020年2月17日（月）

2 回答

(1) 研究者として創作する著作物の著作者の立場から、次の事項について教えてください。

ア 創作するのはどのような種類の著作物ですか。

○ 論文、（社外からの委託研究の）報告書、プレゼン資料、ソースコード。

イ 創作した著作物の著作権は誰に帰属することになりますか。場合によって様々となる場合には、場合分けをして教えてください。

○ 所属企業。ただし委託研究の場合にはその条件による。

(2) あなたは、研究利用において、権利者の許諾なく、かつ無償で著作物を利用しても構わないと考える場合がありますか。あれば、具体的な例や条件を添えて教えてください。

○ 論文については、どのような条件であれ利用してもらって構わない。

○ ソースコードは、事業に用いる場合には許諾を要すると考える。ただし、実装すると特許権に触れるなど単純には利用できないように考えている。

(3) あなたは、無償ではなく、補償金の支払いがあれば権利者の許諾なく著作物を利用しても構わないと考える場合がありますか。あれば、具体的な例や条件を添えて教えてください。

○ ない。

(4) あなたが創作する(1)アの著作物を研究利用しようとする場合、利用を希望する者は、どのような手続をとる必要がありますか。

○ 特に手続はない。論文では学会誌に掲載される場合は、学会ではないか。

(5) あなたが、研究利用について、利用を希望する側から許諾を求められたり、許諾に関する問合せを受けたりしたことはありますか。あれば、具体的な例を添えて教えてください。併せて、問合せ等に対する応答振りも教えてください。

○ ない。

(6) 現在は存在しないが、将来的に研究利用に適用可能な利用許諾の仕組みが整備される予定について、御存知のことはありますか。あれば、具体的に教えてください。

○ 知らない。

(7) 著作権侵害行為によって利用可能となっている著作物を研究利用することについて、権利者の立場から見て、どのようにお考えになるか、教えてください。それは研究目的によって違いますか。

○ 権利侵害があったことについて知らない場合には仕方がない。

(8) 研究目的とされる利用であっても、「これは侵害行為ではないか。」、「これは許諾を得て行うべき行為ではないか。」と、考えた例はありますか。あれば、具体的な例を添えて教えてください。

○ ない。

(9) あなたは、研究利用が著作権の侵害に当たるとして、利用者に対し、注意・警告したり、訴訟を提起したりしたことがありますか。あるいは、あなたの周りで起きたそのような事例

をご存知ですか。あれば、差し支えのない範囲で具体的に教えてください。

○ ない。

(10) 研究利用について新たに権利制限を行うこと（一定の条件の下、権利者の許諾なく対象著作物を利用できるようにすること）について、どのようにお考えになるか、教えてください。

○ あればあった方がよい。論文は権利行使をしないし、してほしくない。

○ OSS については、ライセンス手続きの表示を義務化し、表示していないものは自由に利用できるなどデフォルトルールを決めるのがよい。

第2 企業 (IT)

1 回答日

○ 2020年2月28日(金)

2 回答

(1) 研究者として創作する著作物の著作権者の立場から、次の事項について教えてください。

ア 創作するのはどのような種類の著作物ですか。

○ 学術論文。

イ 創作した著作物の著作権は誰に帰属することになりますか。場合によって様々となる場合には、場合分けをして教えてください。

○ 論文誌に出す際に論文誌のポリシーに従うことになると思うが詳細は承知していない。

(2) あなたは、研究利用において、権利者の許諾なく、かつ無償で著作物を利用しても構わないと考える場合がありますか。あれば、具体的な例や条件を添えて教えてください。

○ AI研究の分野に特徴的なことなのかもしれないが、日々新たな研究が膨大に生まれるこの分野においては、自身の研究をいかにして多くの人に共有してもらい、次の新たな研究につなげるかが重要であるため、研究結果たる学術論文は基本的に無償で提供されているし、自分も自分の学術論文は無償で利用されて全く構わないと思っている。とはいえ、例えば、不当に自分の研究論文を貶めるような形で当該論文のPDFが(社会的信用のない者により)アップロードされている場合などを考えると、そのようなアップロードはやめさせたいと思う。

(3) あなたは、無償ではなく、補償金の支払いがあれば権利者の許諾なく著作物を利用しても構わないと考える場合がありますか。あれば、具体的な例や条件を添えて教えてください。

○ 基本的に自分の研究結果である学術論文については、AI研究を発展させるために、広く他の研究者に読んでもらいたいと考えており、そのためには利用者が利用をためらう可能性がある有償形式とするのではなく、無償の方が望ましいと考えている。

(4) あなたが創作する(1)アの著作物を研究利用しようとする場合、利用を希望する者は、どのような手続をとる必要がありますか。

○ 論文誌に出す際に論文誌のポリシーに従うことになると思うが詳細は承知していない。

(5) あなたが、研究利用について、利用を希望する側から許諾を求められたり、許諾に関する問合せを受けたりしたことはありますか。あれば、具体的な例を添えて教えてください。併せて、問合せ等に対する応答振りも教えてください。

○ ない。

(6) 現在は存在しないが、将来的に研究利用に適用可能な利用許諾の仕組みが整備される予定について、御存知のことはありますか。あれば、具体的に教えてください。

○ ない。

(7) 著作権侵害行為によって利用可能となっている著作物を研究利用することについて、権利者の立場から見て、どのようにお考えになるか、教えてください。それは研究目的によって違いますか。

○ AI創作に関する研究が促進されるのであれば、自分の著作物は広く無償で広く使用されて構わないという立場なので、論文が自分の名義でそのまま複製されているようなケースについては、(2)で述べたような極端な事例を除けば特に問題とは思わない。なお、自分が執筆した学術論文について、名義を偽られたり剽窃や誤りを含むような改変が行われた

りすることが権利者として許されないのは当然である。

- (8) 研究目的とされる利用であっても、「これは侵害行為ではないか。」「これは許諾を得て行うべき行為ではないか。」と、考えた例はありますか。あれば、具体的な例を添えて教えてください。

○ ない。

- (9) あなたは、研究利用が著作権の侵害に当たるとして、利用者に対し、注意・警告したり、訴訟を提起したりしたことがありますか。あるいは、あなたの周りで起きたそのような事例をご存知ですか。あれば、差し支えのない範囲で具体的に教えてください。

○ ない。

- (10) 研究利用について新たに権利制限を行うこと（一定の条件の下、権利者の許諾なく対象著作物を利用できるようにすること）について、どのようにお考えになるか、教えてください。

○ 例えば教育目的／非教育目的、基礎研究目的／商品開発目的といった区別で著作物に関する取扱のルールが異なることは適切でないと思う。我々のような企業の研究機関でもインターンシップのような形で学生の教育に参画しており、教育目的の有無で区別することは困難であるし、学術的研究が目的なのか、営利性のある商品開発が目的なのかという区別は極めて相対的であり、こちらも区別することは難しい。

第4 企業（建設）

1 実施日

- 2020年2月6日（木）

2 ヒアリング項目についての回答

- (1) 研究者として創作する著作物の著作者の立場から、次の事項について教えてください。

ア 創作するのはどのような種類の著作物ですか。

- 建築材料に関する研究論文。

イ 創作した著作物の著作権は誰に帰属することになりますか。場合によって様々となる場合には、場合分けをして教えてください。

- 著作権の帰属について、所属する組織に明確な定めはない。

- (2) あなたは、研究利用において、権利者の許諾なく、かつ無償で著作物を利用しても構わないと考える場合がありますか。あれば、具体的な例や条件を添えて教えてください。

- 技術に関する論文なので、利用者の属性を問わず、広く使われた方が良いと考える。
- 他人の論文に利用される場合も、クレジット(*)さえ付されていれば問題ない。論文は引用されてこそ意味があると考え。研究者は皆同様の感覚を持っているのではないか。
- ただし、他人の論文を利用してオリジナルの論文であるかのように公表すること（剽窃）は認められない。

* 同回答者は、利用者の立場として、論文への図表等の引用に関して以下の通り回答しており同程度のことを考えていると思われる。

「出典は、「参考文献○（○は番号）の図-△をもとに筆者が再構成」と明記し、参考文献●の情報は、文末の参考文献の欄に著者、論文題名、論文集名、号番号、ページ番号、出版年をリスト化する。」

- (3) あなたは、無償ではなく、補償金の支払いがあれば権利者の許諾なく著作物を利用しても構わないと考える場合がありますか。あれば、具体的な例や条件を添えて教えてください。

—

- (4) あなたが創作する1(1)の著作物を研究利用しようとする場合、利用を希望する者は、どのような手続をとる必要がありますか。

- ジャーナルに関しては、当該ジャーナルの発行元や販売元。
- 一般に販売される書籍で執筆したものについては、著作権の帰属も含め、あまり意識したことがない。

- (5) あなたが、研究利用について、利用を希望する側から許諾を求められたり、許諾に関する問合せを受けたりしたことはありますか。あれば、具体的な例を添えて教えてください。併せて、問合せ等に対する応答振りも教えてください。

- 許諾を求められたことはあり、所属組織の秘密に係らないことであれば許諾している。

- (6) 現在は存在しないが、将来的に研究利用に適用可能な利用許諾の仕組みが整備される予定について、御存知のことはありますか。あれば、具体的に教えてください。

- 知らない。

- (7) 著作権侵害行為によって利用可能となっている著作物を研究利用することについて、権利者の立場から見て、どのようにお考えになるか、教えてください。それは研究目的によって違いますか。

- 有償で提供されているジャーナルに掲載された論文がウェブサイト上にアップロードされていることがあるが、本来であれば金銭を支払わなければならない論文については問

題だと考える。それ以外の論文について知識の共有をすることについて違和感はない。

- (8) 研究目的とされる利用であっても、「これは侵害行為ではないか。」「これは許諾を得て行うべき行為ではないか。」と、考えた例はありますか。あれば、具体的な例を添えて教えてください。

○ アイデアの盗用による論文が学会誌に投稿されることが多く、非常にまずいことだと思う。

- (9) あなたは、研究利用が著作権の侵害に当たるとして、利用者に対し、注意・警告したり、訴訟を提起したりしたことがありますか。あるいは、あなたの周りで起きたそのような事例をご存知ですか。あれば、差し支えのない範囲で具体的に教えてください。

—

- (10) 研究利用について新たに権利制限を行うこと（一定の条件の下、権利者の許諾なく対象著作物を利用できるようにすること）について、どのようにお考えになるか、教えてください。

○ 学術論文に関しては、クレジット表示さえすれば利用できることが望ましい。著者にも利用者にもメリットがあるだろう。

第5 企業（食品）

1 実施日

○ 2020年2月21日（金）

2 回答

(1) 研究者として創作する著作物の著作者の立場から、次の事項について教えてください。

ア 創作するのはどのような種類の著作物ですか。

○ 論文、発表資料、特許出願用文書。

イ 創作した著作物の著作権は誰に帰属することになりますか。場合によって様々となる場合には、場合分けをして教えてください。

○ 論文は投稿先の学会に所属（投稿規定に従う）。

○ 会社の資産を使って研究したものは会社のものと思っている。

(2) あなたは、研究利用において、権利者の許諾なく、かつ無償で著作物を利用しても構わないと考える場合がありますか。あれば、具体的な例や条件を添えて教えてください。

○ 論文についてはぜひ共有してほしい。広まってほしい。権利者としても利用者としても、この点は強調したい。

○ 利用方法、利用態様は問わない。謝辞、引用文献に名前が挙げてあるだけでよい。

(3) あなたは、無償ではなく、補償金の支払いがあれば権利者の許諾なく著作物を利用しても構わないと考える場合がありますか。あれば、具体的な例や条件を添えて教えてください。

○ ない。お金よりも先行研究者としての名誉。

(4) あなたが創作する(1)アの著作物を研究利用しようとする場合、利用を希望する者は、どのような手続をとる必要がありますか。

○ 自分や研究チーム、チームリーダーに問い合わせればよい。

○ 論文の別刷り請求をされたことがある（論文記載の問い合わせ先）。

(5) あなたが、研究利用について、利用を希望する側から許諾を求められたり、許諾に関する問合せを受けたりしたことはありますか。あれば、具体的な例を添えて教えてください。併せて、問合せ等に対する応答振りも教えてください。

○ ない。

(6) 現在は存在しないが、将来的に研究利用に適用可能な利用許諾の仕組みが整備される予定について、御存知のことはありますか。あれば、具体的に教えてください。

○ 特になし。

(7) 著作権侵害行為によって利用可能となっている著作物を研究利用することについて、権利者の立場から見て、どのようにお考えになるか、教えてください。それは研究目的によって違いますか。

○ ソースとしてしかるべきところ、確かなところから入手すべき。どこから入手したか言えないものを使うべきではない。

(8) 研究目的とされる利用であっても、「これは侵害行為ではないか。」、「これは許諾を得て行ふべき行為ではないか。」と、考えた例はありますか。あれば、具体的な例を添えて教えてください。

○ 引用の域を超えるような引用。ただこれについては、利用できた方がいい（認められるべき）場合もあると思っている（研究効率の観点から）。

(9) あなたは、研究利用が著作権の侵害に当たるとして、利用者に対し、注意・警告したり、訴訟を提起したりしたことがありますか。あるいは、あなたの周りで起きたそのような事例をご存知ですか。あれば、差し支えのない範囲で具体的に教えてください。

○ ない。

(10) 研究利用について新たに権利制限を行うこと（一定の条件の下、権利者の許諾なく対象著作物を利用できるようにすること）について、どのようにお考えになるか、教えてください。

○ 事前に許諾を得なくてもよいと思うが、引用したら権利者の名前は引用文献の項目などに記載するべきだと思う。

第 1 2 大学（日本語学）

1 実施日

- 2020 年 2 月 26 日(水)

2 回答

- 研究成果は基本的にはどんどん使ってほしい。引用は出典明示で。
- 特に論文は近時増えているように、ネットで公開するなどオープンにして、研究者が書いたものは誰でも使えるようにしてほしい。論文で用いている信頼できるデータも、オープンサイエンスの考え方から、公開して共有できるとよい。

第13 大学（社会科学〔エンターテインメント・コンテンツ〕）

1 実施日

○ 2020年2月10日（月）

2 回答

(1) 研究者として創作する著作物の著作権者の立場から、次の事項について教えてください。

ア 創作するのはどのような種類の著作物ですか。

○ 学術論文。

イ 創作した著作物の著作権は誰に帰属することになりますか。場合によって様々となる場合には、場合分けをして教えてください。

○ 研究者個人。

(2) あなたは、研究利用において、権利者の許諾なく、かつ無償で著作物を利用しても構わないと考える場合がありますか。あれば、具体的な例や条件を添えて教えてください。

○ 同一性保持権の侵害に当たるような利用ではなく、そのままの利用であれば、どのように利用されようと構わない。

(3) あなたは、無償ではなく、補償金の支払いがあれば権利者の許諾なく著作物を利用しても構わないと考える場合がありますか。あれば、具体的な例や条件を添えて教えてください。

○ 補償金の支払いも求めない。自分は職業研究者であり、論文の利用料により生計を立てているのではないから、利用に際して金銭の支払いを求めるという感覚は有していない。

(4) あなたが創作する(1)アの著作物を研究利用しようとする場合、利用を希望する者は、どのような手続をとる必要がありますか。

○ 研究者自身。

(5) あなたが、研究利用について、利用を希望する側から許諾を求められたり、許諾に関する問合せを受けたりしたことはありますか。あれば、具体的な例を添えて教えてください。併せて、問合せ等に対する応答振りも教えてください。

○ 大学の研究者から授業での利用について許諾を求められたことが1度ある。

(6) 現在は存在しないが、将来的に研究利用に適用可能な利用許諾の仕組みが整備される予定について、御存知のことはありますか。あれば、具体的に教えてください。

○ 承知していない。

(7) 著作権侵害行為によって利用可能となっている著作物を研究利用することについて、権利者の立場から見て、どのようにお考えになるか、教えてください。それは研究目的によって違いますか。

○ 問題ない。むしろ読まれることに感謝する。

(8) 研究目的とされる利用であっても、「これは侵害行為ではないか。」「これは許諾を得て行うべき行為ではないか。」と、考えた例はありますか。あれば、具体的な例を添えて教えてください。

○ 大学1年生の全クラスに論文のコピーを配布するが、実際には授業で使用しないクラスもある、という事例に接し、これはまずいのではないかと考えたことがある。

(9) あなたは、研究利用が著作権の侵害に当たるとして、利用者に対し、注意・警告したり、訴訟を提起したりしたことがありますか。あるいは、あなたの周りで起きたそのような事例

をご存知ですか。あれば、差し支えない範囲で具体的に教えてください。

- 他人の論文をまるごと剽窃したとして、出版が差し止めになった事例があった。最近では大学の紀要もインターネット上で公開されるようになってきているので、そうした問題の発見が容易になってきている。
- 論文のうち、表やグラフなど、むしろ著作物性が低そうな部分が利用されることについて、著作権侵害なのではないかと主張する声をよく聞く。

(10) 研究利用について新たに権利制限を行うこと（一定の条件の下、権利者の許諾なく対象著作物を利用できるようにすること）について、どのようにお考えになるか、教えてください。

- 職業作家のような立場や出版社の立場であれば別だろうが、職業研究者としては、財産的権利に関してはいくら権利制限されても全く構わない。ただ、剽窃等の防止のため、氏名表示権などは保護されるべき。

第15 大学（看護学）

1 実施日

- 2020年3月4日(水)

2 回答

- (1) 研究者として創作する著作物の著作権者の立場から、次の事項について教えてください。

ア 創作するのはどのような種類の著作物ですか。

イ 創作した著作物の著作権は誰に帰属することになりますか。場合によって様々となる場合には、場合分けをして教えてください。

- 投稿規定次第。たいてい投稿先（ジャーナル）に帰属していると思う。

- (2) あなたは、研究利用において、権利者の許諾なく、かつ無償で著作物を利用しても構わないと考える場合がありますか。あれば、具体的な例や条件を添えて教えてください。

- 読んでもらえる方がよく、正しく引用されるなら問題ない。
○ 投稿した論文は自分のものというよりジャーナルのものという意識であり、不正利用などあまり気にならない。質問紙の開発をしているとちょっと気になるかもしれない。
○ 営利性という意味では、QOLに関する質問紙を山のように集めているサイトがあるが、いろんな言語のものがある。申し込むと連絡が来る。以前は無料だったが今は有料かもしれない。そうしたサイトがいろいろあるが、それぞれのルールにのっとっていけば、学術的でさえあれば営利が非営利かはあまり構わない。

- (3) あなたは、無償ではなく、補償金の支払いがあれば権利者の許諾なく著作物を利用しても構わないと考える場合がありますか。あれば、具体的な例や条件を添えて教えてください。

—

- (4) あなたが創作する(1)アの著作物を研究利用しようとする場合、利用を希望する者は、どのような手続をとる必要がありますか。

- ジャーナルへ問い合わせてもらおう。

- (5) あなたが、研究利用について、利用を希望する側から許諾を求められたり、許諾に関する問合せを受けたりしたことはありますか。あれば、具体的な例を添えて教えてください。併せて、問合せ等に対する応答振りも教えてください。

- 質問紙について、上司宛に問い合わせがあったことはあるが何も決めていなかったのものでそのまま使っていた。

- (6) 現在は存在しないが、将来的に研究利用に適用可能な利用許諾の仕組みが整備される予定について、御存知のことはありますか。あれば、具体的に教えてください。

—

- (7) 著作権侵害行為によって利用可能となっている著作物を研究利用することについて、権利者の立場から見て、どのようにお考えになるか、教えてください。それは研究目的によって違いますか。

- 違う名前や内容を改変されていたら訴えるかもしれない。
○ 自分の書いた論文のままであればどのようなサイトにあっても問題ない。

- (8) 研究目的とされる利用であっても、「これは侵害行為ではないか。」、「これは許諾を得て行ふべき行為ではないか。」と、考えた例はありますか。あれば、具体的な例を添えて教えてください。

—

- (9) あなたは、研究利用が著作権の侵害に当たるとして、利用者に対し、注意・警告したり、訴訟を提起したりしたことがありますか。あるいは、あなたの周りで起きたそのような事例をご存知ですか。あれば、差し支えない範囲で具体的に教えてください。

—

- (10) 研究利用について新たに権利制限を行うこと（一定の条件の下、権利者の許諾なく対象著作物を利用できるようにすること）について、どのようにお考えになるか、教えてください。

○ 利用者の立場として、許諾ベースの意識がある。ワンストップの処理が可能になるとよいと思う。

第16 大学（知的財産・イノベーション政策）

1 実施日

- 2020年3月2日（月）

2 回答

- 研究成果はコミュニティ内で使われなければ意味がないと考える。保護を強化するばかりでは研究成果が利用されなくなってしまうおそれがある。
- 引用により利用される場合、文脈に沿った引用がされるとともに、正確なクレジット情報が表示されることが必要。
- 利用者・権利者の双方の立場で共通であるが、コンテンツに対して、ちゃんとメタデータが付与されていて、そして機械可読になっていることが非常に大事だと思う。それが検索できない、探せなということになる。特に日本は欧米に比べて遅れている。

第 17 大学（社会科学〔知的財産法〕）

1 実施日

- 2020 年 3 月 2 日（月）

2 回答

- 引用等される場合に、場合によっては異なる意味として伝わってしまうことがある。引用の正確性及び著作者人格権は重要。

第18 大学（美術史）

1 実施日

- 2020年3月9日(月)

2 回答

- 商業出版物に載せていないもの、手に入らなくなったものについてはどんどん公開したい（している）し、見てほしい。商業出版物に迷惑のかかる態様は避ける。
- ただし、使い方が適切であることは必要（引用を超えていると思しき例が散見される）。

第19 大学（音楽学）

1 実施日

- 2020年3月10日(火)

2 回答

- 商業出版物に載せていないものについてはどんどん見てほしいし使ってほしい。
- ただし、出典の明示等適切な使い方であることは必要。盗作のような行為は許せない。

第21 在野（社会科学、計量書誌学）

1 実施日

- ☐ 2020年2月7日（金）

2 回答

- (1) 研究者として創作する著作物の著作者の立場から、次の事項について教えてください。

ア 創作するのはどのような種類の著作物ですか。

- ☐ 学術論文。

イ 創作した著作物の著作権は誰に帰属することになりますか。場合によって様々となる場合には、場合分けをして教えてください。

- ☐ 自身に帰属。

- (2) あなたは、研究利用において、権利者の許諾なく、かつ無償で著作物を利用しても構わないと考える場合がありますか。あれば、具体的な例や条件を添えて教えてください。

- ☐ オープンアクセスとして、ウェブ上で誰でも閲覧できるようにして欲しいが、書籍として販売されるものについては、出版社への配慮から、この限りではない。

- ☐ 例えば有償で販売する論文集に登載するような場合には、権利主張まではしないが、良い気分はしない。掲載する旨一言知らせて欲しいとは考える。

- (3) あなたは、無償ではなく、補償金の支払いがあれば権利者の許諾なく著作物を利用しても構わないと考える場合がありますか。あれば、具体的な例や条件を添えて教えてください。

- ☐ 考えたことがない。

- (4) あなたが創作する(1)アの著作物を研究利用しようとする場合、利用を希望する者は、どのような手続をとる必要がありますか。

- ☐ 承知していない。私自身に許諾を求めることになるのかもしれない。

- (5) あなたが、研究利用について、利用を希望する側から許諾を求められたり、許諾に関する問合せを受けたりしたことはありますか。あれば、具体的な例を添えて教えてください。併せて、問合せ等に対する応答振りも教えてください。

- ☐ ない。

- (6) 現在は存在しないが、将来的に研究利用に適用可能な利用許諾の仕組みが整備される予定について、御存知のことはありますか。あれば、具体的に教えてください。

- ☐ ない。

- (7) 著作権侵害行為によって利用可能となっている著作物を研究利用することについて、権利者の立場から見て、どのようにお考えになるか、教えてください。それは研究目的によって違いますか。

- ☐ オープンアクセスにして欲しいと考えているくらいであるから、是非使って欲しいと考える。

- (8) 研究目的とされる利用であっても、「これは侵害行為ではないか。」、「これは許諾を得て行うべき行為ではないか。」と、考えた例はありますか。あれば、具体的な例を添えて教えてください。

- ☐ 個人の日記がその個人の死後に出版されることがあるが、どのような手続を踏んで出版しているのか判然としないと感じる。

- (9) あなたは、研究利用が著作権の侵害に当たるとして、利用者に対し、注意・警告したり、

訴訟を提起したりしたことがありますか。あるいは、あなたの周りで起きたそのような事例をご存知ですか。あれば、差し支えのない範囲で具体的に教えてください。

☐ ない。

(10) 研究利用について新たに権利制限を行うこと（一定の条件の下、権利者の許諾なく対象著作物を利用できるようにすること）について、どのようにお考えになるか、教えてください。

☐ 問題ない。むしろどんどん使って欲しい。

第22 在野（民俗学）

1 回答日

○ 2020年3月15日（日）

2 回答

(1) 研究者として創作する著作物の著作者の立場から、次の事項について教えてください。

ア 創作するのはどのような種類の著作物ですか。

○ 事典、児童書、研究本等。

イ 創作した著作物の著作権は誰に帰属することになりますか。場合によって様々となる場合には、場合分けをして教えてください。

○ 作者個人に帰属。

(2) あなたは、研究利用において、権利者の許諾なく、かつ無償で著作物を利用しても構わないと考える場合がありますか。あれば、具体的な例や条件を添えて教えてください。

(7) 対象著作物

○ 書籍。

(4) 利用目的

○ 参考文献、研究対象、バックアップ、研究資料としての保管、研究発表、引用目的等、学術的な目的での利用は問題なし。

(9) 利用方法、利用態様

○ コピー。PDF への変換、個人的なコピーの配布、プレゼン資料への掲載は問題なし。ウェブ上へのアップロードは許諾なしでは良いと言えない。

(1) 利用場所（例えば、研究者の職場、公共図書館、企業内図書館、自宅、事務所、など）

○ 研究者の職場、公共図書館、企業内図書館、自宅は問題なし。

(6) 利用主体（例えば、研究者個人、共同研究者、研究補助者、外部のアドバイザー、外部業者、など）

○ 研究者個人、共同研究者、研究補助者は問題なし。

(8) 対象研究の営利性

○ 著者を明確にした引用、参考であれば問題なし。

(5) 対象著作物の入手先・入手方法

○ 購入、図書館からの貸与、個人的な貸し借りであれば問題なし。

(3) 利用される部分

○ 一部の引用、参照であれば問題なし。

(2) 量的割合等

○ 2～3割なら問題なし。

(3) あなたは、無償ではなく、補償金の支払いがあれば権利者の許諾なく著作物を利用しても構わないと考える場合がありますか。あれば、具体的な例や条件を添えて教えてください。

○ 事後承諾ではなく、事前に仕組みを構築した上でであれば、著作者を明確にした上であればそれ以上の条件は設けない。

(4) あなたが創作する(1)アの著作物を研究利用しようとする場合、利用を希望する者は、どの

ような手続をとる必要がありますか。

○ 引用、参照の場合は手続き必要なし。それ以外の場合は、メール等での連絡。

- (5) あなたが、研究利用について、利用を希望する側から許諾を求められたり、許諾に関する問合せを受けたりしたことはありますか。あれば、具体的な例を添えて教えてください。併せて、問合せ等に対する応答振りも教えてください。

○ 取材等で書影の利用を求められたことはある。その場合、具体的な利用の仕方を確認し、出版社と協議の上、許可を出していた。

- (6) 現在は存在しないが、将来的に研究利用に適用可能な利用許諾の仕組みが整備される予定について、御存知のことはありますか。あれば、具体的に教えてください。

○ 特になし

- (7) 著作権侵害行為によって利用可能となっている著作物を研究利用することについて、権利者の立場から見て、どのようにお考えになるか、教えてください。それは研究目的によって違いますか。

○ 違法アップロードそのものに対する研究であれば、問題ないとする。著作物の内容そのものを研究利用する場合は、できるだけ避けるべき。(違法行為を行っている者が実行しているアップロード行為そのものを研究するために、当該研究に付随して著作物をダウンロードしてその内容を確認するような行為は許されてしかるべきと考えるが、ある分野の著作物について研究を行う研究者がいたとして、研究対象となる著作物が海賊版サイトにアップロードされているのを好都合だからといってダウンロードして研究対象とするのはできるだけ避けるべき。)

- (8) 研究目的とされる利用であっても、「これは侵害行為ではないか。」、「これは許諾を得て行うべき行為ではないか。」と、考えた例はありますか。あれば、具体的な例を添えて教えてください。

○ 特になし。

- (9) あなたは、研究利用が著作権の侵害に当たるとして、利用者に対し、注意・警告したり、訴訟を提起したりしたことがありますか。あるいは、あなたの周りで起きたそのような事例をご存知ですか。あれば、差し支えない範囲で具体的に教えてください。

○ 特になし。

- (10) 研究利用について新たに権利制限を行うこと(一定の条件の下、権利者の許諾なく対象著作物を利用できるようにすること)について、どのようにお考えになるか、教えてください。

○ 条件にもよるが、きちんと条件と仕組みを作り、権利者に大きな損失が発生しない形であれば、問題ないと思われる。特に在野研究の場合、大学等の研究機関に所在する研究論文等にアクセスが難しい環境下にあるため、一定の金額を支払うこと等により、インターネットを通して目的の研究論文にアクセスすることが可能な仕組みが作られれば、在野の研究者にとってはかなりありがたい環境が生まれるのではないかと思います。

権利者団体に対する実態調査（ヒアリング調査）

第1 一般社団法人学術著作権協会

1 実施日

- 2020年2月7日（金）

2 回答

(1) 貴団体は、研究利用において、権利者の許諾なく、かつ無償で著作物を利用しても構わないと考える場合がありますか。あれば、具体的な例や条件を添えて教えてください。

- 現行著作権法の下で認められる引用等を除き、研究目的であっても無償で可能と考えられる利用行為は想起できない。
- 大学や研究機関向けであったとしても、研究目的のために無許諾かつ無償で利用できるようにしてしまうと、学協会の会員となるメリットが失われ、それにより学協会の収入が少なくなることにより、学会誌等の出版自体ができなくなってしまうおそれがある。

(2) 貴団体は、無償ではなく、補償金の支払いがあれば権利者の許諾なく著作物を利用しても構わないと考える場合がありますか。あれば、具体的な例や条件を添えて教えてください。

- 高等教育機関、国や行政が管轄する非営利の研究機関が学術論文等を研究目的で利用して、成果から対価を得ない場合に関しては、無許諾で利用できるが補償金を支払う報酬請求権制度を導入することは考えられるのではないかと。研究促進の観点ではその方が良くと考えられるし、国際的な調和にも資するのではないかと。
- 無許諾無償もしくは無許諾有償（補償金等）の権利制限については、既存のライセンスに係る市場への影響を考慮する必要があると考える。
- ただし、企業等による研究目的利用については別論である。企業等とアカデミアとの共同研究については、成果から対価を得るかどうかとも考慮する必要があるだろう。ただ、境界をどこに引くかは難しい問題。
- 海外では出版社が学術論文等を商業的に出版しているのに対して、日本では学協会が会費収入を原資として学会誌を発行する。会員数の減少により会費収入が年々減少している学協会も報酬請求権制度が導入されれば歓迎するのではないかと。
- 利用方法、利用態様について、ウェブサイトへのアップロードは許諾が必要な利用方法だろう。また、構造化文書として作成された電子ジャーナルを機械学習用のソフトウェアに読み込ませて新しい仮説生成をさせたり読むべき論文を示唆させたりするような使い方が広がっているが、このように複製や公衆送信にとどまらない利用については、やはり許諾を得てもらう必要があるのではないかと。機械学習については海外の出版社も同様のことを述べている。
- 利用される量については、定期刊行物については登載されている1論文全体が利用できた方が良くだろう。専門書等については、欧米では全体のおおよそ10%から15%程度までとされているところ、そうした例に合わせた方がよいのではないかと。

(3) 貴団体に、研究利用に適用可能な利用許諾の仕組みはありますか。あれば、具体的な例を添えて教えてください。併せて、研究利用に適用可能な利用許諾の仕組みの利用状況も教えてください（契約数、許諾数等）。

- 著作権等管理事業者として、次の利用許諾を行っている。
 - ・ 複写複製（管理著作物の全部又は一部を、単独で、かつ、その内容及び形式に変更を加えずに有形的に複製すること）
 - ・ 転載複製（説明、報告、紹介その他の目的で、論文の一部を構成する管理著作物を利用者自身が作成する資料等に有形的に複製すること）
- 内部利用目的（管理著作物の複写複製物を、従業員等による閲覧、保管、その他利用者の内部における利用にのみ供する目的）であるか又は外部利用目的（紙媒体等に複写複製された管理著作物を利用者以外の者に譲渡又は貸与し、又は電磁的記録媒体に複写複製さ

れた管理著作物を利用者以外の第三者に送信する等して、従業員等以外の者の閲覧又は保管に供する目的)であるかによって、異なる使用料を設定している。

- 当協会が管理している国内の自然科学系学会誌のタイトル数は約 6,000 タイトルである。学会数では約 840 学会で、自然科学系に限れば高い捕捉率となっていると考える。
- 海外の論文誌、新聞、一般書籍等も含んだタイトル数は 2017 年 10 月時点で約 330 万タイトル。海外の学術雑誌等についても当協会ではほぼ網羅的に許諾することが可能である。
- (許諾数)
 - ・ 現在の契約数は、文献提供を業とする企業を除き、延べ数で約 250 (2020 年 2 月 14 日時点)であり、許諾タイトル数は約 10,350 タイトル(文献提供業の利用は除く、重複するタイトルを含む。: 2019 年 4 月 1 日~2020 年 2 月 14 日)である。なお、本タイトル数には JAC デジタル著作権利用許諾契約(米国の管理団体 Copyright Clearance Center 及び国内管理著作物が許諾対象)に係る許諾は含まれていない。

(4) 貴団体が、研究利用について、利用を希望する側から許諾を求められたり、許諾に関する問合せを受けたりしたことはありますか。あれば、具体的な例を添えて教えてください。併せて、問合せ等に対する応答振りも教えてください。

- 主に民間企業からの許諾申込みや問合せを受けている。
- 当協会が行っている普及啓発活動の効果か、最近は大学の先生からの許諾申請も多くなっている。
- 特定の論文を利用したいとして許諾申込みが行われることもあるし、社内における一定範囲の利用について包括許諾の仕組みはないかとの問合せが行われたりすることもある。
- 海外の電子ジャーナルに関しては、掲載されている論文の利用条件や費用等を確認することもできるプラットフォームが用意されており、当該プラットフォームを利用するためのソフトウェア、ツールの使用権込みで契約がされている。
- (問合せ等の例)
 - ・ 著作物がオープンアクセスの場合、許諾の必要性について問合せを受ける場合があるが、営利企業が利用するときは、パブリックドメインのような著作物でない限り、原則的には著作者の許諾が必要と回答している。
 - ・ 研究成果発表に関連する著作物利用について問い合わせを受ける場合、「引用」に関しては引用に必要な要件(公表された著作物であること、区分が明瞭であること、主従が明確であること等)を説明するが、併せて「転載」利用に関しては許諾が必要であることを説明し、簡便に許諾可能な当協会のシステムを紹介している。

(5) 現在は存在しないが、将来的に研究利用に適用可能な利用許諾の仕組みを整備する予定はありますか。あれば、具体的に教えてください。

—

(6) 著作権侵害行為によって利用可能となっている著作物を研究利用することについて、どのようにお考えになるか、教えてください。それは研究目的によって違いますか。

- 海賊版のように著作権侵害行為によって利用可能となっている著作物を研究利用するのは極めて特殊な場合と考えるが、研究目的であれ、海賊版に該当するような論文を利用するのは問題である。

(7) 研究目的とされる利用であっても、「これは侵害行為ではないか。」、「これは許諾を得て行すべき行為ではないか。」と、考えた例はありますか。あれば、具体的な例を添えて教えてください。

- 研究者が学会発表をする場合であれば引用等として整理できる利用方法であっても、企業主催の講演会で講演をして対価を得るような場合には、許諾を得ていただく必要があると考える。
- 研究発表の際の資料についても、研究者自身の主張が余りなく、様々な研究者の研究成果の紹介にとどまっているような場合には、引用等に当たらず、許諾を得ていただく必要

があると考える。

- 上のような利用行為に対応する形で今年度から「転載複製」の利用許諾業務を開始している。利用申請も増えてきているところである。
- 営利企業が、たとえ「調査研究」のためであっても、図書館で著作物の複製を入手する場合は、著作権法第三十一条第一項「営利を目的としない事業」には該当しないと考えられるため許諾を得た方がよいのではないかと考える。

(8) 研究利用が著作権の侵害に当たるとして、権利者が注意・警告したり、訴訟を提起したりした例を御存知ですか。あれば、具体的に教えてください。

- 海外では、出版社等が Sci-Hub と称するウェブサイトを提訴した事例がある。Sci-Hub は、途上国などにも学術情報へのアクセスのハードルを下げるなどと称して運営されており、こうした「オープンアクセス」的な動きを支持する人もいる。これに対して出版社側も発展途上国の研究支援をするとして「Research4Life」と称するウェブサイトに出資したりしている。
- アメリカ地球物理学連合が、アメリカの石油会社「テキサコ」の研究員が同連合の著作物を複製していたとして訴え、損害賠償請求が認められた事例がある。

(9) 研究利用について新たに権利制限を行うことについて、どのようにお考えになるか、教えてください。

- 本来であればライセンスで対応可能なようにしなければならないが、日本の著作権管理団体が複数に分かれているため研究者からは非常にわかりにくく、使いにくい現状がある。それを踏まえれば、補償金の支払いを前提として、無許諾で利用可能とする一定の権利制限は必要ではないか。

第2 一般社団法人日本書籍出版協会

1 実施日

○ 2020年2月12日（水）

2 回答

(1) 貴団体は、研究利用において、権利者の許諾なく、かつ無償で著作物を利用しても構わないと考える場合がありますか。あれば、具体的な例や条件を添えて教えてください。

○ 「研究」の範囲は非常に広く、本を読むことも全て「研究」に含まれる可能性を考えると、権利者の許諾なく、かつ無償で著作物を利用しても構わないと考えられる場合を軽々に述べることはできない。そのような場合は原則として存在しない、というほかない。

○ まして、企業が企業の営利活動に資する利用行為を許諾なしにできる場合は到底考えられない。

(2) 貴団体は、無償ではなく、補償金の支払いがあれば権利者の許諾なく著作物を利用しても構わないと考える場合がありますか。あれば、具体的な例や条件を添えて教えてください。

○ 今後検討が進んで具体的な制度についての提案が出てきた場合に対応を検討することはありませんが、我々からは、補償金の支払いがあれば許諾がなくても良いとは言えない。

○ 補償金は、一般的には低廉、一律に決められてしまうものであり、出版社や著作権者が許諾権を失うことによる逸失利益をカバーする額の補償金が得られるとは考えていない。補償金を受けることができたとしても、許諾権を失うことによるマイナスの方が大きいと考える。

○ 現在運用に向けて取り組んでいる授業目的公衆送信補償金は、ある程度範囲が絞られているがそれでも範囲が拡大していく可能性がある。まして汎用性のある研究目的利用を補償金でカバーすることは考えられない。

(3) 貴団体に、研究利用に適用可能な利用許諾の仕組みはありますか。あれば、具体的な例を添えて教えてください。併せて、研究利用に適用可能な利用許諾の仕組みの利用状況も教えてください（契約数、許諾数等）。

—

(4) 貴団体が、研究利用について、利用を希望する側から許諾を求められたり、許諾に関する問合せを受けたりしたことはありますか。あれば、具体的な例を添えて教えてください。併せて、問合せ等に対する応答振りも教えてください。

○ 許諾を得るための窓口についての問合せを受けることがある。JCOPY、日本複製権センター、学術著作権協会といった権利管理団体を紹介するほか、それら団体に属していない出版社の出版物に関する問合せについては、個々の出版社に問い合わせるよう案内している。

(5) 現在は存在しないが、将来的に研究利用に適用可能な利用許諾の仕組みを整備する予定はありますか。あれば、具体的に教えてください。

○ 新たな仕組みを整備する予定はないが、既存の利用許諾の仕組みを充実させるべく、JCOPYの活動を支援している。

(6) 著作権侵害行為によって利用可能となっている著作物を研究利用することについて、どのようにお考えになるか、教えてください。それは研究目的によって違いますか。

○ 例示される「海賊版サイトの実態についての研究」は非常にレアなケースなのではないか。

○ 侵害行為によって作られた著作物を研究目的に利用することは、基本的には、侵害に該当すると考える。

○ 著作権法の研究者が著作権侵害物品を収集しておられる例は承知しており、販売されて

いる書籍等を購入して収集されている限りでは良いと考える。しかし、著作権法に抵触するような行為をしてまで収集する必要があるかは疑問である。

- (7) 研究目的とされる利用であっても、「これは侵害行為ではないか。」、「これは許諾を得て行うべき行為ではないか。」と、考えた例はありますか。あれば、具体的な例を添えて教えてください。

—

- (8) 研究利用が著作権の侵害に当たるとして、権利者が注意・警告したり、訴訟を提起したりした例を御存知ですか。あれば、具体的に教えてください。

—

- (9) 研究利用について新たに権利制限を行うことについて、どのようにお考えになるか、教えてください。

- 既に様々な権利制限規定が存在する。個人の研究者であれば私的使用のための複製に関する規定があるし、大学等であれば例えば引用の範囲で可能な利用もある。さらに、柔軟な権利制限規定も整備されている。現在ある権利制限規定を超えて包括的に研究目的の権利制限規定を定めることについては、立法事実の存否から慎重に議論する必要がある。仮に立法事実があるとしても、権利制限規定が本当に必要なかどうか、また、権利者の利益が不当に害されることにならないのか、慎重に検討される必要がある。
- 特に学術書については、まさに研究者に使っていただくために作っているものであり、その売行きが落ちている中で自由に利用できる範囲を拡大することについて、我々の側から積極的に申し上げることは難しい。
- 権利制限は、電子ジャーナルなどを通じた外国の文献の利用にも影響する。欧米で行われている利用行為を超えるような利用を許す規定を設けるならば、外国の権利者からの批判にも耐えうるような規定でなければならないのではないか。
- 著作権法第 35 条（学校その他の教育機関における複製等）の教育機関には大学院まで含まれるとされるところ、例えば大学院における利用が研究に当たるのか教育に当たるのかは明確ではなく、教育に当たるとして同条の規定が適用され、複製等が可能となる部分も多々あると考えられる。こうした中で、研究目的の汎用的な権利制限規定を更に積み上げることとの整合性も検討する必要があると考える。

第3 公益社団法人日本複製権センター

1 実施日

○ 2020年2月13日（木）

2 回答

(1) 貴団体は、研究利用において、権利者の許諾なく、かつ無償で著作物を利用しても構わないと考える場合がありますか。あれば、具体的な例や条件を添えて教えてください。

- オープンアクセスの必要性は承知しているが、フリーユースの議論をするなら、「研究」の定義付けが不可欠。旧来の管理体制で利用可能なものもあるし、スキームを追加すれば可能となるものもある。
- 基本的に研究利用となる対象には、すでに市場が形成されている著作物利用が多いと思われる。そのような流通機構を好まない著作者は、自発的にオープンアクセスに参加している。このため、基本的な考え方は、集中管理を進め、もしくは著作者不明の場合の利用促進策をすすめて、スキームの整備によって問題を解決することが最適だと考える。
- 純粋研究が減っており、何等か営利性のあるものが多くなっていることに留意する必要がある。公益性が非常に強い場合には、私権が制約されても仕方がない場合はあるかもしれない。商業的利用なのに権利制限というのは短絡的。

(2) 貴団体は、無償ではなく、補償金の支払いがあれば権利者の許諾なく著作物を利用しても構わないと考える場合がありますか。あれば、具体的な例や条件を添えて教えてください。

- 団体に権利が集中してくると一定の効果が上がる。日本では団体を会費で運用しようとするが、会費以上の価値を生み出すのは困難で、会員のインセンティブにならない。利用環境を整備するのが重要で、お金を払って使って、権利者がお金を受け取る仕組みは、権利者・利用者の双方のメリットとなる。
- （教育利用にかかる補償金の議論の文脈だが）大学の研究者が組織化されていない。医薬は製薬会社がまとめているが、人文系では全くできていない。自分の著作物の管理をしないままに、他人の著作物を利用したいという。Rightsを集めて管理する必要がある。論文の利用に関する問題を早く解決するものと期待。

(3) 貴団体に、研究利用に適用可能な利用許諾の仕組みはありますか。あれば、具体的な例を添えて教えてください。併せて、研究利用に適用可能な利用許諾の仕組みの利用状況も教えてください（契約数、許諾数等）。

- 現在、一般の契約と同様の契約によって、大学等での学内利用について許諾を出しているが、現在ではまだ契約は進んでいない。使用料金は通常の金額よりも20%減額で対応している。2020年2月26日現在の契約数は公立学校117件、私立学校が30件、その他の教育機関が17件、総計164件で、全契約数2,590のうち、6.3%にとどまっている。

(4) 貴団体が、研究利用について、利用を希望する側から許諾を求められたり、許諾に関する問合せを受けたりしたことはありますか。あれば、具体的な例を添えて教えてください。併せて、問合せ等に対する応答振りも教えてください。

- 権利者の所在を知りたいという問い合わせは多い。ただし、アウトサイダーが多いので、その場合は分からない。

(5) 現在は存在しないが、将来的に研究利用に適用可能な利用許諾の仕組みを整備する予定はありますか。あれば、具体的に教えてください。

- 教育機関での研究利用については、著作権法第35条の改定による補償金制度の運用が相当すると思われるが、授業目的公衆送信補償金等管理協会への再委託については可能性があると考えている。

(6) 著作権侵害行為によって利用可能となっている著作物を研究利用することについて、どの

ようにお考えになるか、教えてください。それは研究目的によって違いますか。

- （個人的意見だが）著作権侵害行為によって利用可能となっている著作物に対して、研究目的だからといって、特段の措置を講じる必要はないと考える。このような特定の目的のために特段の措置を講ずる場合、その範囲が明確になっていることが条件となる。この場合、研究目的という行為自体が厳密に定義されない以上、法的対応などは検討できないのではないか。したがって現状では、研究目的の場合に限って措置を講ずることは困難と思われる。
- (7) 研究目的とされる利用であっても、「これは侵害行為ではないか。」、「これは許諾を得て行うべき行為ではないか。」と、考えた例はありますか。あれば、具体的な例を添えて教えてください。
 - そもそもこういうことを考えなければならないことが問題。利用者にとって分かりやすくすることによって、混乱を収めることができる。普通の人の方が分かることが必要。
- (8) 研究利用が著作権の侵害に当たるとして、権利者が注意・警告したり、訴訟を提起したりした例を御存知ですか。あれば、具体的に教えてください。
 - 訴訟の告知後、和解の例はある。一般的に日本の企業も権利者も訴訟は起こさないし、起こされない。数万円の使用料に対して多額の訴訟費用をかけて訴訟をする意味はない。利用者側のコンプライアンス違反によるレピュテーションリスク、社会的制裁によるダメージへの恐れも強い。訴訟は抑止され、大抵は和解で終わる。
- (9) 研究利用について新たに権利制限を行うことについて、どのようにお考えになるか、教えてください。
 - 世界的な整合性の点、マーケットが確立し出版者のコアビジネスにもなっている場合もあるため、権利制限は不適當。
 - 管理されていない著作物／許諾の得られないものの利用（オープンワークの利用、試験問題の2次利用）は、（個人的な意見だが）思い切って利用を可能にすることが考えられるが、研究目的利用についての特段の措置ではない。

第4 一般社団法人日本写真著作権協会

1 実施日

○ 2020年2月13日（木）

2 回答

※ 公益社団法人日本複製権センターの考えに追加して、写真著作権協会として独自の取組、考えに係る点のみを採録。

(1) 貴団体は、研究利用において、権利者の許諾なく、かつ無償で著作物を利用しても構わないと考える場合がありますか。あれば、具体的な例や条件を添えて教えてください。

○ 基本的に「研究」の範囲が明確化されない限り、許容されるか否かについては検討できない。また、純粋研究と企業活動が不可分となってきた現在、現在の情報に基づけば、基本的に権利制限等が許容されるべきではないと考える。

(2) 貴団体は、無償ではなく、補償金の支払いがあれば権利者の許諾なく著作物を利用しても構わないと考える場合がありますか。あれば、具体的な例や条件を添えて教えてください。

(3) 貴団体に、研究利用に適用可能な利用許諾の仕組みはありますか。あれば、具体的な例を添えて教えてください。併せて、研究利用に適用可能な利用許諾の仕組みの利用状況も教えてください（契約数、許諾数等）。

(4) 貴団体が、研究利用について、利用を希望する側から許諾を求められたり、許諾に関する問合せを受けたりしたことはありますか。あれば、具体的な例を添えて教えてください。併せて、問合せ等に対する応答振りも教えてください。

○ 権利者の所在を知りたいという問い合わせが多い。

(5) 現在は存在しないが、将来的に研究利用に適用可能な利用許諾の仕組みを整備する予定はありますか。あれば、具体的に教えてください。

○ 教育利用写真アーカイブの構築を進めており、2021年にはオープン予定。ビネガーシンドロームで使えなくなる恐れのある過去の写真（世界各国の、学術的・図鑑的な写真、歴史的・文化的な記録写真など）、素材写真等を収集して、権利制限と許諾の範囲内ではあるが、Webで教育関係者が無償で使えるようにする。新35条の補償金を原資として、ログデータにより分配を計画。社会貢献的な意味合いと、権利者の保護の両立を図る。

(6) 著作権侵害行為によって利用可能となっている著作物を研究利用することについて、どのようにお考えになるか、教えてください。それは研究目的によって違いますか。

(7) 研究目的とされる利用であっても、「これは侵害行為ではないか。」、「これは許諾を得て行ふべき行為ではないか。」と、考えた例はありますか。あれば、具体的な例を添えて教えてください。

(8) 研究利用が著作権の侵害に当たるとして、権利者が注意・警告したり、訴訟を提起したりした例を御存知ですか。あれば、具体的に教えてください。

(9) 研究利用について新たに権利制限を行うことについて、どのようにお考えになるか、教えてください。

○ 利用できないのは、①許諾を得にくい、②著作権者が分からない。①は手続簡便で低廉な仕組みを作ればよい。②は裁定制度の活用で解決可能だろう。これらを権利制限でというのは短絡的。権利者のボランタリーな取り組みで、できる。

○ 写真家はかつて多数経済的に成立していて、確実に写せる技術がバリューとなっていた。デジタル化によって、確実に写るというバリューは失われ、ギャラは暴落した。表現力のない写真家の価値が徐々に低下し、素人が撮った写真がネットで売れる。権利制限によって写真家は、より経済的に成立し難い状況に陥るだろう。（教育は必要だが）研究目的と

というような漠然とした権利制限はやめるべき。メディアを育てる意識を持ってほしい。

第5 公益社団法人日本文藝家協会

1 回答日

○ 2020年2月20日（木曜日）

2 回答

- (1) 貴団体は、研究利用において、権利者の許諾なく、かつ無償で著作物を利用しても構わないと考える場合がありますか。あれば、具体的な例や条件を添えて教えてください。

ア 対象著作物

○ 文芸作品全般。

イ 利用目的

○ 論文の論の構築のため「使用」が必要な場合のみ。

ウ 利用方法、利用態様

○ イの範囲以内での利用ならば媒体は問いません。

エ 利用場所（例えば、研究者の職場、公共図書館、企業内図書館、自宅、事務所、など）

○ イの範囲以内での利用ならば利用場所は問いません。

オ 利用主体（例えば、研究者個人、共同研究者、研究補助者、外部のアドバイザー、外部業者、など）

○ イの範囲以内での利用ならば利用主体は問いません。アカデミックな立場ではない市井の研究者もおられますので。

カ 対象研究の営利性

○ 研究結果が営利的販売物になった場合には、許諾が必要。

キ 対象著作物の入手先・入手方法

○ 制限しません。

ク 利用される部分

○ 論文の論の構築のため「使用」が必要な部分のみ。

ケ 量的割合等

○ 論文の論の構築のため「使用」が必要な部分のみ。

- (2) 貴団体は、無償ではなく、補償金の支払いがあれば権利者の許諾なく著作物を利用しても構わないと考える場合がありますか。あれば、具体的な例や条件を添えて教えてください。

- (3) 貴団体に、研究利用に適用可能な利用許諾の仕組みはありますか。あれば、具体的な例を添えて教えてください。併せて、研究利用に適用可能な利用許諾の仕組みの利用状況も教えてください（契約数、許諾数等）。

○ 現状、大学の紀要、研究論文などでの利用は、許諾の必要はないものとしています。まれに、盗用と認められる利用があった場合には、抗議し、事後申請を要請しています。大学の理科系分野での盗用が目立ちます。利用させるのは当協会会員の文芸作品なので、一般的に許諾不要と慣例のある理科系論文ではありません。

- (4) 貴団体が、研究利用について、利用を希望する側から許諾を求められたり、許諾に関する問合せを受けたりしたことはありますか。あれば、具体的な例を添えて教えてください。併せて、問合せ等に対する応答振りも教えてください。

○ 著作権に敏感な利用者からの許諾申請はあります。利用の範囲や、あればゲラなどをお

送りいただき、判断させていただきます。「応答振り」が何を期待されての質問なのかわかりかねますが、大半はメールか電話でのご相談です。

○ 「盗用された」というご相談も利用相談の半数くらいはあります。

(5) 現在は存在しないが、将来的に研究利用に適用可能な利用許諾の仕組みを整備する予定はありますか。あれば、具体的に教えてください。

○ ガイドラインを独自に設定することは困難なので、具体的な予定はありません。

(6) 著作権侵害行為によって利用可能となっている著作物を研究利用することについて、どのようにお考えになるか、教えてください。それは研究目的によって違いますか。

○ 海賊版サイト研究以外は全く認められません。許諾の必要はなくとも、意に沿わない改変例を例示するのですから、著作権者への報告義務は課すべきと考えます。

(7) 研究目的とされる利用であっても、「これは侵害行為ではないか。」、「これは許諾を得て行うべき行為ではないか。」と、考えた例はありますか。あれば、具体的な例を添えて教えてください。

○ 係争中の事例なので具体的にはお答えできません。

(8) 研究利用が著作権の侵害に当たるとして、権利者が注意・警告したり、訴訟を提起したりした例を御存知ですか。あれば、具体的に教えてください。

○ 係争中の事例なので具体的にはお答えできません。

(9) 研究利用について新たに権利制限を行うことについて、どのようにお考えになるか、教えてください。

○ 堤防の蟻の一穴で、なし崩しに何でも OK となるであろうと大変危惧しています。

公益社団法人 日本文藝家協会 副理事長・知的所有権委員会委員長 三田誠広 よりの意見

研究論文の中に研究対象の文芸作品や既存の研究論文の一部を必要最小限の部分として掲載することは「引用」にあたりますので OK です。

ところが学会などの研究発表会の場合は、論文にあたるものを研究者が口頭で述べます。

必要な「引用」の部分だけが資料として配布またはプロジェクター、電子黒板などによって表示されるケースがあります。

これは主となる論文が口頭で語られますので、資料の引用部分だけの文書または表示となるため現行法では「引用」には該当しません。

しかしながら、口頭では資料に「言及」していますので、これを引用と考えることも可能だと思われれます。

現在進められている SARTRAS の活動では、このあたりまではライセンス契約の範囲に入れて、教育関係者の利便性を高めようとしています。

いずれにしてもこういう使い方は「引用に準じる利用」と解釈できますので、教育関係者の研究発表に限るという条件付でこれを引用と認める権利制限拡大もありかなと思います。

第6 一般社団法人日本美術家連盟

1 実施日

- 2020年3月4日（水）

2 回答

- (1) 貴団体は、研究利用において、権利者の許諾なく、かつ無償で著作物を利用しても構わないと考える場合がありますか。あれば、具体的な例や条件を添えて教えてください。

- 現時点では、権利者の許諾なく、かつ無償で著作物を利用しても構わない研究利用は基本的にはないとする。
- 取り扱っている事例の中の「研究利用」に当たるものは、主に美術史の論文を書かれる方がその中で作品を使われる場合で、引用でカバーされるケースが多い。「引用」を超える利用であればそれはそれで権利処理していただく。大学等研究機関に所属している方でも在野の方でも同様。
- 許諾したものが実際にどのように使われているかはわからない。研究の過程で許諾範囲を超えた使い方をしている場合もあるかもしれないが、表に出ない限り把握できない。
- 「研究」であっても直接もしくは間接的に営利目的で行われている場合、「権利者の許諾なく、かつ無償で著作物を利用しても構わない」と考えるには非常に抵抗がある。最近大学でも産学合同の研究も多く、企業からお金が出て成果物が企業にリターンされるケースもあると聞く。そういうものをどう考えるかは非常に難しい。

- (2) 貴団体は、無償ではなく、補償金の支払いがあれば権利者の許諾なく著作物を利用しても構わないと考える場合がありますか。あれば、具体的な例や条件を添えて教えてください。

- 営利性がない学術研究のプロセスで、どうしても必要な利用形態があれば、補償金といった考え方はあり得るかと思う。ただし具体的にどういう利用がそれにあたるのか慎重に検討する必要がある。

- (3) 貴団体が、研究利用に適用可能な利用許諾の仕組みはありますか。あれば、具体的な例を添えて教えてください。併せて、研究利用に適用可能な利用許諾の仕組みの利用状況も教えてください（契約数、許諾数等）。

- お申し出を受けて著作権者に確認を取ってそれをお伝えする。
- 権利制限に当たると考えられる場合は申請不要の旨お伝えする。著作権者にもその旨お伝えする。
- 管理対象のものについてはおおむね当方が取り次ぐ。ただし権利者が直接許諾する場合もないではない。
- 研究のための作品利用の取扱は、年数回程度ある。基本的には著作権者に確認を取ってそれをお伝えするということになる。

- (4) 貴団体が、研究利用について、利用を希望する側から許諾を求められたり、許諾に関する問合せを受けたりしたことはありますか。あれば、具体的な例を添えて教えてください。併せて、問合せ等に対する応答振りも教えてください。

—

- (5) 現在は存在しないが、将来的に研究利用に適用可能な利用許諾の仕組みを整備する予定はありますか。あれば、具体的に教えてください。

- 研究利用に特化した仕組みの必要性については考えていない。

- (6) 著作権侵害行為によって利用可能となっている著作物を研究利用することについて、どのようにお考えになるか、教えてください。それは研究目的によって違いますか。

- 現行法で可能な利用を提供元が違法であった場合にどうなのかという意味では、「情を知って」かどうか。違法性を知らずに現行法に則って使うところまでを規制する必要はな

い。逆に、現行法では利用可能ではないが、研究のために利用できる範囲を拡大するという意味ならば、具体的にその必要性を示してもらわないとなかなかイメージできない。

(7) 研究目的とされる利用であっても、「これは侵害行為ではないか。」「これは許諾を得て行うべき行為ではないか。」と、考えた例はありますか。あれば、具体的な例を添えて教えてください。

- 研究の過程での複製やデータの蓄積など厳密には著作権に抵触する使用を行っているケースもあるかもしれないが、現実には把握できない。
- 目に余る侵害行為が横行している状況でもない。

(8) 研究利用が著作権の侵害に当たるとして、権利者が注意・警告したり、訴訟を提起したりした例を御存知ですか。あれば、具体的に教えてください。

—

(9) 研究利用について新たに権利制限を行うことについて、どのようにお考えになるか、教えてください。

- 「研究」の範囲は非常に広く多様な利用形態が考えられ、一様ではない。主体や目的もまちまちであり、丁寧な切り分けが必要。「研究利用」という切り口で一概に権利制限を行うというのはいかがなものか。
- 厳密に考えれば違法だろうが容認してほしいということがあるならば、利用実態に即して具体的・明確に、利用者の側から示していただくことがまず必要ではないか。

第7 一般社団法人日本コンピュータソフトウェア著作権協会

1 回答日

○ 2020年3月6日（金）

2 回答

- (1) 貴団体は、研究利用において、権利者の許諾なく、かつ無償で著作物を利用しても構わないと考える場合がありますか。あれば、具体的な例や条件を添えて教えてください。

ア 対象著作物

○ 現段階では想定できない。

イ 利用目的

○ 現段階では想定できない。

ウ 利用方法、利用態様

○ 現段階では想定できない。

エ 利用場所（例えば、研究者の職場、公共図書館、企業内図書館、自宅、事務所、など）

○ 現段階では想定できない。

オ 利用主体（例えば、研究者個人、共同研究者、研究補助者、外部のアドバイザー、外部業者、など）

○ 現段階では想定できない。

カ 対象研究の営利性

○ 現段階では想定できない。

キ 対象著作物の入手先・入手方法

○ 現段階では想定できない。

ク 利用される部分

○ 現段階では想定できない。

ケ 量的割合等

○ 現段階では想定できない。

- (2) 貴団体は、無償ではなく、補償金の支払いがあれば権利者の許諾なく著作物を利用しても構わないと考える場合がありますか。あれば、具体的な例や条件を添えて教えてください。

○ 現段階では想定できない。

- (3) 貴団体に、研究利用に適用可能な利用許諾の仕組みはありますか。あれば、具体的な例を添えて教えてください。併せて、研究利用に適用可能な利用許諾の仕組みの利用状況も教えてください（契約数、許諾数等）。

○ 当協会として許諾スキームは有していない。

- (4) 貴団体が、研究利用について、利用を希望する側から許諾を求められたり、許諾に関する問合せを受けたりしたことはありますか。あれば、具体的な例を添えて教えてください。併せて、問合せ等に対する応答振りも教えてください。

○ 当協会として研究利用に関する許諾申請や問い合わせを受けたことはない。

- (5) 現在は存在しないが、将来的に研究利用に適用可能な利用許諾の仕組みを整備する予定は

ありますか。あれば、具体的に教えてください。

○ 現段階では想定できない。

- (6) 著作権侵害行為によって利用可能となっている著作物を研究利用することについて、どのようにお考えになるか、教えてください。それは研究目的によって違いますか。

○ 現段階では想定できない。

- (7) 研究目的とされる利用であっても、「これは侵害行為ではないか。」、「これは許諾を得て行うべき行為ではないか。」と、考えた例はありますか。あれば、具体的な例を添えて教えてください。

○ YouTube などの動画共有サイトでゲーム実況やゲームキャラクター考察といった動画が多くアップロードされており、これら動画においては当該ゲームに関するなんらかの考察がされているものもあることから、「研究」に該当する可能性もある。しかしながら、動画共有サイトにおけるゲームコンテンツの利用についてはガイドラインを設けているゲームソフトメーカーもあり、各社のポリシーに従った利用が既に行われている。既にガイドラインが設けられているような利用方法について、権利制限の対象とすることはやめてほしい。

- (8) 研究利用が著作権の侵害に当たるとして、権利者が注意・警告したり、訴訟を提起したりした例を御存知ですか。あれば、具体的に教えてください。

○ 当協会として把握している事例はない。

- (9) 研究利用について新たに権利制限を行うことについて、どのようにお考えになるか、教えてください。

○ ゲームコンテンツはプログラムのみならず映像やキャラクターなどが総合した著作物であり、研究のために権利制限が求められているニーズ等が今回調査結果等から明らかになってから、その可否について検討しなければならない。ただ、ゲームソフトにおける営業秘密に類するようなセキュリティ部分の解析などが行われた結果、ゲームソフトの不正利用に繋がるような行為についてはそもそも権利制限の対象とすべきではないと考える。

第8 一般社団法人日本音楽著作権協会

1 回答日

○ 2020年3月26日(木)

2 回答

- (1) 貴団体は、研究利用において、権利者の許諾なく、かつ無償で著作物を利用しても構わないと考える場合がありますか(権利者として権利主張をする必要がないと考えられるような研究利用、あるいは権利者として権利主張はしたいが目的に照らせば許諾なく許容されるべきと考えられる研究利用など)。あれば、具体的な例や条件を添えて教えてください。

○ 研究者側の現実のニーズ(研究目的の著作物利用のどこにどのような権利制限の具体的なニーズがあるのか)を明らかにすることなく、「例示」のみを記載して「例示から発想を広げてお答えいただければ幸いです。」と権利者側にアイデア出しを求めているようですが、権利者(信託の受益者)の利益のために忠実に行動すべき義務を負っている当協会といたしましては、現実の具体的なニーズが示されない状況で、自ら積極的にそのようなアイデア出しを行うことは困難です。

○ まずは、研究者側の現実のニーズを具体的に明らかにした上で、権利者の私権を制限するに足る公益性があるのかという観点からそれらのニーズを精査し、その後に、意見をお聞きくだされば幸甚に存じます。

- (2) 貴団体は、無償ではなく、補償金の支払いがあれば権利者の許諾なく著作物を利用しても構わないと考える場合がありますか。あれば、具体的な例や条件を添えて教えてください。

○ (1)に同じ。

- (3) 貴団体に、研究利用に適用可能な利用許諾の仕組みはありますか。あれば、具体的な例を添えて教えてください。併せて、研究利用に適用可能な利用許諾の仕組みの利用状況も教えてください(契約数、許諾数等)。

○ 「研究利用」をそれ以外の利用と区別して取り扱う仕組みはありませんが、当協会が提供する利用許諾は「研究利用」の場合を排除していませんので、「研究利用」をする方はその利用方法(演奏、録音、出版等)に応じて当協会から許諾を受けることができます。

○ 利用許諾の際に「研究利用」であることを特定し、記録する実務運用をしておりませんので、「利用状況」(研究利用のために許諾を受けた件数等)を確認することは困難です。

- (4) 貴団体が、研究利用について、利用を希望する側から許諾を求められたり、許諾に関する問合せを受けたりしたことはありますか。あれば、具体的な例を添えて教えてください。併せて、問合せ等に対する応答振りも教えてください。

○ 利用許諾の際に「研究利用」であることを特定し、記録する実務運用をしておりませんので、「研究利用」のために許諾を求めてきた事例の有無を確認することは困難です。問合せにつきましても、受けたことがないと断定すること(「ないこと」の証明)はできませんが、具体的な事例として把握しているものではありません。

- (5) 現在は存在しないが、将来的に研究利用に適用可能な利用許諾の仕組みを整備する予定はありますか。あれば、具体的に教えてください。

○ ありません。

- (6) 著作権侵害行為によって利用可能となっている著作物(例えば、著作権侵害行為により複製・翻案等されて無許諾でウェブサイト等にアップロードされた著作物、など)を研究利用することについて、どのようにお考えになるか、教えてください。それは研究目的によって違いますか(例えば、海賊版サイトの実態についての研究や、著作権侵害事件についての研究に当たっての利用はどうですか。他の研究目的の場合はどうですか)

○ 「研究」の該当範囲について、「『研究』と言えるかもしれないし、言えないかもしれ

ないというものも含めて、広く捉えていただければ結構です。」とされていますが、そのような前提の下では、消極的・否定的に考えざるを得ません。仮に被害者（権利者）の救済に具体的に資する研究が存在するのであれば、個別具体的な対応として無償許諾等の協力・協働を検討する余地はあると考えますが、一律に権利制限の対象とすることには賛同しかねます。

- (7) 研究目的とされる利用であっても、「これは侵害行為ではないか。」、「これは許諾を得て行すべき行為ではないか。」と、考えた例はありますか。あれば、具体的な例を添えて教えてください。

○ 「研究」の該当範囲について、「『研究』と言えるかもしれないし、言えないかもしれないというものも含めて、広く捉えていただければ結構です。」とされていますが、そのような前提の下では、「研究目的とされる利用」であっても「侵害行為」や「許諾を得て行すべき行為」は無数に存在するものと考えます。一例を挙げれば、自らのブログ等で音楽評論を行っている音楽「研究」家が評論の素材として膨大な楽曲ライブラリー（楽曲の音源データの集積）を構築し、それを「研究」仲間と共有するケースなどです。

- (8) 研究利用が著作権の侵害に当たるとして、権利者が注意・警告したり、訴訟を提起したりした例を御存知ですか。あれば、具体的に教えてください。

○ 存じません。

- (9) 研究利用について新たに権利制限を行うことについて、どのようにお考えになるか、教えてください。

- (1)で述べましたとおり、権利者の利益ために忠実に行動すべき義務を負っている当協会といたしましては、現実の具体的なニーズも示されない状況では、権利制限の新設に否定的・消極的にならざるを得ません。「研究と言えるかもしれないし、言えないかもしれないもの」まで含めて「研究」の範囲を広く捉えるという前提の下では、なおさらです。
- 研究者側の現実のニーズを具体的に明らかにし、権利者の私権を制限するに足る公益性があるのかという観点からそれらのニーズを精査した上で、慎重に検討していただきたいと存じます。